

平成25年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成25年9月18日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月18日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 税 務 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至 岡 田 守 男 松 村 嘉 容 村 社 仁 史 巳 波 規 秀 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 西 岡 勝 三 中 村 九 啓

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>福祉課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>今田良弘 大辻孝司 山崎孔史 竹吉一人 乾充喜 北川貴史</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会議務局長 主幹 主任</p>	<p>西脇洋貴 田中裕美 竹村恵</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 5 年 第 4 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 2 号 )

平成 2 5 年 9 月 1 8 日 ( 水 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	1 番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新電力を導入して経費削減を</li> <li>2 埋蔵文化財等の整理・保存や展示は</li> </ol>
2	1 1 番	繁田 智子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゴミの指定袋制について周知はできているのか</li> <li>2 町内のイベント（祭り、大会）のあり方について</li> <li>3 地域包括支援センターについて</li> <li>4 幼保一体化施設について</li> </ol>
3	9 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 竜田川 遊歩道整備について</li> <li>2 企業誘致について</li> </ol>
4	5 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者世帯に対する有価物回収体制について</li> <li>2 生ごみ減量モニター制度について</li> <li>3 学校図書館の充実について</li> </ol>
5	7 番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代に向け高齢世帯の人口流出防止策を</li> <li>2 西小学校の跡地利用について</li> <li>3 平群西線の見直しに向けて現路線の再整備を</li> </ol>
6	1 2 番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予約制乗合タクシー（デマンド）の導入を</li> <li>2 西小学校舎を若者定住促進集合住宅に改修を</li> <li>3 平群東・西小学校再編成に伴い学童保育所の新設を</li> <li>4 時刻放送に住民参加のふれあいメロディー演奏を</li> </ol>
7	9 番	戒井 政弘	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町長選挙と町議会議員選挙の同日実施の可能性について</li> <li>2 平群駅前広場の整備について</li> </ol>

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問いたします。

町長初め町当局各位には、質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭お願いいたしまして質問に入ります。

まず、最初は新電力を導入して経費削減をについてであります。

2000年に改正電気事業法が施行され、2005年から関西電力、東京電力などの一般電気事業者とは別に、特定規模電気業者すなわち新電力が関電、東電などの一般電気事業者が所有する電線路を通じて電気が販売できるようになったわけでございます。ただし、契約電力50キロ以上の高圧受電してる需要家に対して電力を供給、販売することが可能になりました。

2011年3月11日の東日本大震災による津波で東電福島第一原発が被害を受け、発電停止になって以降、国民の間では原発への安全性を疑問視する声が高まり、ほとんどの原発で発電停止になり、電力供給不足に陥っております。また、福島原発の汚染水が海に流出していることが明らかになり、国内外から批判を受けております。それにもかかわらず、先のオリンピック招致委員会では、安倍首相がアンダーコントロール、原発汚染水は完全にコントロールできていることの発言は世界中の注目を浴びております。唯一原発で稼働していた関電大飯原発3号機は9月3日、4号機は9月15日に定期検査のため発電停止になり、これで国内の原発は全てとまってしまいました。

関電や東電などの一般電気事業者の電気料金は、燃料費や人件費などの電力

供給に必要な経費に一定の利益を上乗せする総括原価方式で電気料金が算定されており、電気料金の算定方法が電力会社の論理でたびたび電気料金が値上げられていることから、国民の間では電力会社に不満や批判が出ております。

また、福島原発の事故で原発神話が崩壊し、我が国の電力システムの問題点が一気に浮き彫りになり、新電力が一躍クローズアップされております。このようなことから、自治体だけではなく、企業や高圧受電してるマンションなどでは、関電、東電などの一般電気事業者から新電力に切りかえて経費を回るとともに、電気と言いますか、電力の安定供給先の確保に努めております。

先の決算委員会の資料によりますと、平成24年度の電気代は特別会計、企業会計を含めて1億1,426万関電に支払っています。皆さんも御存じだったかどうかわかりませんが、この1億1,426万円が多いか少ないかは議論の分かれるところであります。これは別として、そのうち町の施設で高圧受電しているところが19カ所あります。これらの施設で新電力を導入しているところがありますか。あるのであればどこでしょうか。また、なければ、導入する考えがありますでしょうか、お尋ねいたします。

あわせて、電気について清掃センター、斎場は住民生活課、学校、中央公民館、総合スポーツセンター、中央公園は教育委員会、プリズムへぐりは健康保険課、道の駅は観光産業課といったぐあいに部門がまたがっております。今回のような質問、新電力のような事案について、横断的に検討する部署はどこでしょうか。

民間企業では、メガコンペション時代に入って久しいものでありますが、国内企業の競争だけでは国際マーケットの競争に入っております。その結果、パソコン、携帯電話、太陽電池パネル、家電、造船などは海外需要との競争になり、日本企業が海外企業に負けて事業縮小、あるいは撤退するところが出てくるのも現実であります。そうして、地方自治体においても政策で競争する時代に突入しております。人口減少、高齢化社会の時代、他の自治体との競争に打ち勝つためには、他の自治体より優位性のある政策を打ち出すかにかかっております。

次は、埋蔵文化財などの整理保存や展示についてであります。

本町の古墳は、町の資料によりますと、国史跡指定の烏土塚古墳、県史跡指定の西宮古墳、ツボリ山古墳、宮山塚古墳や、町史跡指定の剣上塚古墳、栗塚古墳を含めて100基あるとあります。それらの古墳から発掘で出土した埋蔵文化財や開発に伴う発掘調査で出土した遺物、文化財、そして地域や御先祖様の民俗資料について5点お尋ねます。

1点目は、発掘で出土した埋蔵文化財の整理、記録、保存のことで、誰が

整理し、記録をし、保存といたしますか、どこで保管されているのでしょうか。

2点目は、発掘で出土した文化財の所有権のことです。この文化財的な価値があるかないかは別として、発掘で出土した遺物、埋蔵文化財は誰の所有なののでしょうか。

3点目は、史跡指定を受けている古墳の所有のことです。国、県、町の指定の古墳は誰の所有物ですか。また、それ以外の古墳や遺跡の史跡は、誰の所有物でしょうか。

4点目は、民俗資料のことです。御先祖や地域の風習、習慣、民話、伝説など、住民の営みの民俗資料、現品などの収集、整理、記録は誰がしているのでしょうか。また、どこで保管しているのでしょうか。

5点目は、上記の出土遺物、埋蔵文化財や民俗資料の公開や展示のことです。住民の貴重な財産であります埋蔵文化財や民俗資料などの常設の公開や展示をお考えになっておられますでしょうか。

なお、本町の第5次総合計画の第5章、文化財の方針の項に、町民共有の財産であり、文化財や歴史遺産については保全と活用を図り、継承と振興を推進しますと明記されております。

以上が私の一般質問でございます。簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目の新電力についての御質問にお答えいたします。多くの施設にまたがる内容でございますので、一括して総務防災課からお答えいたします。

まず、1点目の町の高圧受電施設で新電力を導入している施設でございますが、現在のところはございません。

2点目の関西電力から新電力に切りかえる考えがあるのかということについてでございますが、平群町ではこれまで節電対策としまして、デマンド監視システムを導入や照明のLED化、また冷暖房機の使用基準の徹底、職員のクールビズの拡大等を実施いたしまして節電対策を行ってまいりました。このため、毎年節電効果は上がっているものの、町有施設全ての電気料金は、先ほどもお述べになりましたとおり、高圧受電をしていない施設も含めまして、年間約1億1,400万円の支出となっております。

議員提案の新電力につきましては、安価で原子力に頼らない新しい電気会社として、現在約100社程度あると聞き及んでおります。新電力会社と契約した自治体によりますと、新電力会社が契約を希望する施設は、昼と夜や季節に

よって電気消費量が大きく増減するような学校であるとかグラウンドなどが、基本料金を引き下げても利益を見込めるため契約しやすく、逆に昼夜を通じて電気を使う本庁舎などは電気料金を余り引き下げると利益が見込めないために、入札しても新電力会社の応札が余らないといった状況であるとか、逆に本庁舎で入札した際にですね、従前の電力会社からの入札がなく、新電力会社の入札により逆に高額になった例とか、また全く応札がなく、従前の電力会社と随意契約した例もございます。

そういったことから、新電力への切りかえにつきましては、一番危惧されますのは平常時も非常時にも安定的な電力供給が可能かどうか、災害時にも迅速な電力復旧が可能かどうかということでございます。また、新電力から電気を買いたくても十分な供給量がないため買えない等々が考えられます。こういったことから、今後、平群町において、例えば新電力会社が入札にメリットを感じる高圧受電で契約電力の高い施設で、また季節や昼夜によって大きく電気消費量変動する施設だけの入札を行うとか、実際に契約できる新電力があるのか、どの程度電気料金が下がるのか等々研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

3点目の部門をまたがる事案を横断的に検討する部署についてでございますが、現在の行政組織の規則によりますと、事務文書では組織を横断する重要施策の総合調整に関することにつきましては、政策推進課が担当課でございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

今村課長、ありがとうございます。そうすると、まだ新電力の導入をしていない、そしてまだ新電力の導入の検討をしないということのように思うわけでございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほど課長からお述べのようにですね、新電力供給の分岐点というのはですね、夜間と中間の電気使用量に乖離、差があるもの。もう一つはですね、負荷率が35%以下であれば、電気代がおおむね、私が調べたところ、5%下がると言われております。負荷率とはですね、年間の電気使用量、お金じゃない、使用量を契約電力掛ける24掛ける365で割り、100で掛けたものです。先ほど申し上げましたですね、町の施設で高圧受電しているところが19カ所あります。その電気代が9,620万、関電に払っているわけです。負荷率が幾らかわかりませんが、全ての施設で負荷率が35%とするならば、関電から新電力に切りかえますと、5%電気代が安くなると言われておりますので、メ



リットといいますか、計算上の経費削減効果が480万になります。検討する価値があるのではないのでしょうか。通常、先ほど課長も申し上げられましたように、自治体では新電力は応札、入札によって決まるところが多いわけですが、入札効果であれば480万以上、効果があるかもわからないわけですね。それに増しても、こういうことをやることによってですね、職員の方々の意識改革になるんじゃないかと。いままでやっていた作業、いままで関電一本であったものが、こういうものやることによってですね、職員の方に新しい挑戦が出てくるんじゃないかと思うんですね。その辺、もう一度お尋ねします。

それとですね、部門にまたがってる仕事は政策推進課ということですが、私ら民間にありましたんですけども、こういう新しい事案、制度が出てきますと、ものすごい敏感なわけですね。トップと言わず、管理職からどんどんこういう問題が検討の指示が出てくるわけですが、こういうものを政策推進課が検討していなかったというのは関心がなかったのか、それとも関心があっても仕事が忙しくてできなかったのかということですね。トップから指示が飛んでくる、それは別としてですね、その辺のことはいかがなんでしょうか。

私は6年前に議員になりまして、庁舎内を外から見えておりますとですね、業者でもできることを皆さん方が作業をしている、職員の皆さんは仕事とすることは、これ、作業じゃないかと思うんですね。また、会議が多い、資料が多い、会議に資料が多いのも議員に責任があるかもしれませんが、私は仕事を見直す、仕事を切る、そういうこともやらなければいけないと思うんですね。例えば、議会においても町長が答弁すべきところを答弁しない。これもある意味は無駄なことかもわからん。町長の考え、思いを質しているときに職員が答える。来年からはインターネット中継されますので、それを見られた職員の方がどう思われるか、私はわかりません。

自治体でもですね、規模の大小はあるにしてもですね、大阪府、大阪市は本当に変わりました。横浜市でも保育所の待機児童を実現しました。自治体もやればできると思います。また、民間企業でも伊藤忠商事の岡藤社長は、社長就任になり、明確な方針を社に示し、トップダウンで会議の資料を半減して業績を大幅に伸ばしました。業界4位だったものが3位に押し上げたようであります。自治体でも民間企業でも意識改革次第、やる気次第で組織は変わると思うわけですね。

それと、今議会での決算委員会で明らかになりましたように、土地借上料が地価が大幅に下がっているのに16年からの土地借上料は変わってない。それに引きかえて町がもらう賃料は下がっている、こんなことは気づかない、気づ

いていてもやらないということなのか。このようなことを私は3月の予算委員会のときにも問題提起しておりますが、また今議会での決算委員会でも問題ありましたホタルの里のことで、寄附をいただいたから町費をつぎ込む。

○議長

森田君、電力問題について通告を聞いておりますので。

○4番

はい。というようなことをですね、それは本末転倒じゃないかというふうに思います。いろいろ申し上げましたが、新電力の採用の検討をするのか。するのであれば、どこの部署、いま政策推進ということですからけれども、そのことをあわせて御答弁ください。

○議長

行政側の答弁として、通告にある電力についてのみ答弁をお願いします。総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。まずは1点目の新電力の導入の検討についての御質問でございます。

先ほども答弁の中でも申し上げましたとおり、平群町におきましてそういった新電力の導入がメリットのある施設というのはあるかと思えます。特に高圧受電で契約電力料が高い、あるいは年間使用料が相当額の金額加算があると、あるいは昼夜の電力の差が非常にあるというような場合は、新電力の応札というのは非常に見込めるということもございまして、そういったことも含めまして、調査研究等して実施可能かどうかというのをしてまいりたいと考えております。

ただ、こういった近隣の状況、県内の状況の中ではですね、県庁におきましても中央卸売市場であるとか特殊な施設で導入される、あるいは郡山市で一部されてた情報は聞いております。そういった情報等はあるんですけども、実際その初期の設備投資がどの程度かかるのか、その市町村の規模によって、そういった新電力の導入の効果がどの程度見込めるのかということにつきまして、まだまだ未知数でございまして、全く情報がなかったと、検討を全くしてなかったということではございません。そういった情報は入っておったんですけども、まだ平群町の状況では、そこまでメリットがあるかどうかということにつきましては検証できてなかつたということではございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと答弁漏れておりました。それから、先ほども横断的な重要施策につきまして、総合調整するのが政策推進課であるということでお答えさせていただきました。このいまの新電力の導入につきましてが横断的な重要施策に該当するかどうかというのは、行政内部の判断でまた考えていくことだということでございまして、直ちに政策推進課で検討することではございません。関係課、先ほど申し上げましたような施設を管理している課というのがございますし、特に大きく効果の見込める施設もございますので、関係課でまずはそういった検討をしてみたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。検討していただけるというふうに理解しておりますがですね、非常に忙しいことは私ね、認めるわけですけども、やはり新しいことに挑戦する、そういうことも私は大事だというふうに思うんですね。先ほどデマンド監視装置の話がありましたけども、デマンド監視施設は全ての施設で導入してるんでしょうか。私は、役場庁舎はデマンド監視装置は導入してるように、決算資料を見てもあるわけですけども、ほかのところはなかったように私の記憶が間違っなければですよ、というふうに思うわけですね。それであれば、それは別としてですね、いま申し上げたように横断的な組織であればですね、各部門にまた振るという話なんですけど、こういうことは政策的な問題です。先ほど言いましても、政策的にどうするのかですね。それはきっちりです、いま質問したことに対してですね、どこの部署がいつまで検討するのか、これはちょっと御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。まず、高圧受電してる施設では、私の知ってる範囲では大体、いわゆるデマンド監視装置を入れてると思います。ただ、この機械につきましても安いものではございませんし、リース料でお金を払ってですね、リース料という形でお金を払って器具を導入しております。警報装置が鳴りましたら直ちに電気をとめたりとか、夏場なんかは特にそうです。エアコンの余分な電力がなくなっているかどうか、デジタル的に数字でわかるようなデマンド監視装置があると思ひまして、ただリース料との関係の中で、全ての施設

がデマンド監視装置を入れてるかどうかというのは、私、ちょっとそこまでは承知しておりませんが、基本的にはほかの施設も入れているというふうに聞いております。

それから、こういった政策決定につきまして、いつまでにどうするかということでございます。先ほども申し上げましたように、まずは関係課で協議をする中ですね、早速研究してまいりたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

いつも出てくる関係課ということなんで、こういうのは一つの部署ですね、ぐんぐんやらないと、私は仕事が忙しい部署とかですね、仕事が増えるわけです、仕事をすればですね。だから、そういうことはできるだけ一つの部署でやることをお願いしておきます。

それとですね、決算委員会で示されましたデータに基づいてですね、これは見てもですね、電気代のキロワット当たりの単価が低圧受電も含めて、非常にばらつきがある。このことに対して疑問を抱かないのでしょうか。私は調べた低圧受電の単価にしてもキロワットで単価が違う、高圧受電してるとこも違う。要するに、デマンド装置が、月に1回でも上がれば基本料金が上がるわけですね。そういうところを検証してるのかですね。そういうことを含めてですね、やはりきっちりですね、細かいことから積み重ねないと、私は平群町の財政が硬直化したものが直らないと。これは大変なこと、中でやることによってですね、職員のほかの部署から反感も買うこともあるかも知れませんが、これをやらないとですね、私はだめじゃないかと。やはりこういう財政的な強化をすることによって、平群町の筋肉質の体力が構築できるわけですから。まあ、長くなりました、それ以上申し上げませんが、私は平群町の常識が世間の常識にならないように、職員の皆さん、前例に捉われず、果敢に改革に取り組んでいただき、平群町を筋肉質の体に鍛えていただくことをお願いしておきます。この質問はこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

失礼いたします。森田議員の2点目の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、平群町には多くの古墳や遺跡があり、発掘調査により遺物が出土しています。御質問の順に説明させていただきますと、まず1点目の埋

蔵文化財の整理、記録、保存等についてですが、文化財担当者が整理、記録し、出土遺物の過半は北部支所で、その一部と発掘調査の写真や図面類等は人権交流センターで保管しております。

次に、2点目の埋蔵文化財の所有者についてですが、発掘調査で出土した遺物等の所有権は国民の財産として国に帰属し、県や町など関係調査機関が保管する形になっております。

次に、3点目の史跡指定を受けている古墳等の所有者についてですが、これは古墳によって異なりまして、国史跡の烏土塚古墳や県史跡の西宮古墳等は国と公有地化により平群町の所有となっております。ツボリ山古墳は平群町、宮山塚古墳と三里古墳は個人所有となっております。それから、町所有の町史跡の剣上塚や栗塚古墳は町有地で、これ以外の未指定の古墳や遺跡については、土地台帳で確認する必要があると思いますが、大半は個人所有となっております。

次に、4点目の民俗資料の収集、記録、保存等についてですが、保管場所の関係もあり、民俗資料として古い農機具を含めた民具類は収集しておりません。勸請縄など民俗行事についてはボランティアガイドメンバーとともに現地写真を撮るなど、調査記録を残すように努めております。また、民話や伝承記録については、子ども向けのお話の会などでの活用を含めまして、あすのす平群のボランティア、サポーターを中心に探しているところです。

最後に、5点目の文化財の公開、展示についての御質問ですが、これまで観光文化交流館でさまざまな展示紹介を行っておりますが、施設の規模等から常設するには至っておらず、今後の課題となっております。御指摘のとおり、貴重な住民の財産であり、町の施設整備計画をまとめていく中で文化財の公開や活用空間をどうするのか、観光文化交流館との関係も含めて、位置づけを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

村社参事、ありがとうございます。埋蔵文化財の整理、記録、保存のことです。ありがとうございます。整理、記録は職員の方がおやりになっておると。保存は北部支所で行っておられると。私は以前ですね、お隣の斑鳩町の中央公民館に行きました折ですね、地下のところで土器を洗っているのを見たわけですね。ああ、斑鳩町はきっちりこういうことに熱心におやりになっていると感心したわけですが、町もですね、4月から専門職の方が1名増えましたので、きっちりもう少し力を入れていただきたいと思います。私、洗っているのを見た、実際やら

れているかどうか知りませんが、土器を洗って、土器の復元をやっているのか、そういうのはちょっとわかりません。3年前からですね、国ですね、緊急雇用対策の補助金もついております。ある党の政策集が、これ、もらったんですけど、その中にも文化財に関する補助金メニューはたくさんついております。これらの補助金を使って財政厳しい折でございますが、町民の財産、引いては国民の財産でありますので、きっちり整理、保管をしていただきたい。

それとですね、先ほどの話であれば、北部支所に保管しているということでございますが、これは問題がないんでしょうか。また、これらの出土遺物、文化財の価値がないもの、価値が少ないものは破棄できないのでしょうか。

それとですね、次は文化財の所有権でございます。所有権は、要するに県に委託して委嘱するとかいうことなんですけども、そうしますと樞考研の博物館に展示しているものは県の所有物だというふうに考えていいわけですね。それと、初香山銅鐸、あれは小学生が発見されたと思うんですけども、あれは誰の所有物でしょう。

それとですね、ちょっとわからないんですけども、剣上塚から出土した遺物ですね、町が発掘されたと思うんですけども、保存処理をされて、それも県に保管されているのかということですね、その点についてお答えください。

それと、古墳などの所有物のことなんですけども、三里古墳と宮山塚古墳は個人所有ということですね。いま、宮山塚古墳は阪神淡路大震災で天井石が落ちて中に入れない、それが史跡指定になっているわけでございますが、やはり文化財として町がお金を出してですね、補修すべきではないかと思うんですね。この古墳は県下でも、玉石をドーム状に築造してる珍しい古墳だというふうに聞いております。それと三里古墳においてもですね、これは石室の中に柵を持っていると。これは和歌山の岩橋千塚、和歌山の地区にある古墳とよく似た古墳が奈良県に三つしかないんです。我が町の三里古墳と下市の岡峯古墳、それと大淀町の槇ヶ峯古墳なんですね。また、その烏土塚古墳に至っては石舞台と同様に大きな石を使ってるわけです。そういうことで、あわせてそういうことを思い切って補修をすとか、逆に言えばですね、所有者の御理解をいただいて町が買い取るとか、そういうことも検討していただけないかということでございます。

民族資料の収集の保存については、なかなか難しいところがあるということなんですけどもね、大切なことでございますので、きっちりやっていただきたい。この平群観光ボランティア会のほうが作成されました中で見ますとですね、これ、40周年記念で町が発行されてる冊子だと、皆さんも御存じだと思うんですけども、この中に櫛原のオハキツキというの、これ、私も櫛原回ったとき

に、これ何をやってるんかなと思ったんですけども、これは持ち回りでやっておられる。勸請縄はですね、奈良県でもまだやってるのは明日香村ぐらいじゃないかと、私の記憶ではですね、非常に珍しいものだ。それと、越木塚の消渴神社では土団子をやっている。こういうものもきっちり保存していかないといけない。これからは映像の時代ですから映像で保存するのがいいのかどうか、それはわかりませんが、そういうことも御検討いただき、これは答弁結構でございます。

それとですね、遺物の資料の公開、展示のことですが、幼稚園も保育所も一体化が27年4月になります。南保育園も遊休になります。また、小学校の統合で西小学校が来年の4月に遊休になります。これらのところに、先ほど北部支所で保存している資料も含めて保管資料も含めて展示をとか、そういうものにお考えになったらいかがでしょうか。といいますのもですね、南保育園も西小学校も市街化調整地域にあります。失礼だと思えますが、活用には法的な制限がきっちりかかっております。また、売却するにあたって非常にハードルが高いと思えます。

以上です。

○議 長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

失礼いたします。再質問にお答えいたします。ちょっと多岐にわたりますので、漏れ落ちがありましたら御指摘をお願いします。

まず、最初の遺物の整理のところで、斑鳩の場合は中央公民館の下の方で洗ったり整理されてるということですが、うちのほうでも中央公園に隣接する文化財のプレハブとか中央公民館の下などで洗ってるときはあるんですが、残念ながらそのときにお見かけできなかったというところかと思えます。

それから、御指摘の補助事業につきましてですけども、緊急雇用の関係とか、そういうものも今後は活用していくように努めていきたいと思えます。

それから、北部支所の管理状況ということですが、御指摘のように地下の倉庫の形をとっておりますので、土器とか埴輪とか、そういう遺物類だけを保管するというので、最初の質問にもお答えしましたように、写真とか図面類は人権交流センターのほうで極力湿気を避けるという、そういう対応をさせていただいているというところではあります。

それから、貴重ではない文化財については保管をどうされるのかということですが、調査等で出土しましたものは、全て重要だという認識に立っております。会計検査院の中の指摘でも、そういう遺物

についても全て野積みとかしないで、ちゃんと管理するようという指導が出ております。

それから、烏土塚古墳等で出た出土遺物の所有権ということですが、所有につきましては、最初に回答させていただきましたように、全て国民の財産として国に帰属をいたします。ただ、保管の管理といいますか、その部分の権利といいますか、そういうものが県が調査した場合は県のほうに、そして町のほうで調査した場合は町のほうにあるというふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、初香山の出土銅鐸につきましては、当時小学生だった人が見つけて、その後、出したという経過もございまして、現在は榎原考古学研究所が保管をしていると、そういうふうな形になっております。

それから、町のほうで発掘しました剣上塚の遺物につきましては、応急的な形ですが、処理をする形で町のほうで保管をしているというところです。

それから、あと三里古墳、それから宮山塚古墳の所有の件ですが、いずれも土地の所有者の方の御理解をいただいて指定をしているといういまの経過から、いまのところは公費を投入しなくても恒久的な保存を図っていただいていると、そういうふうに判断しております。

それから、宮山塚古墳につきましては、御指摘のように阪神大震災のときの地震で天井石が一石落ちてるということで危険な関係から、いま所有者の方にも見学者を中に入れないようというふうをお願いをしているところでございます。ただ、これもいま説明いただいたように、石室がドーム状に小さい石を積んだ特殊な石室ということで、簡単には整備ができないという、そのあたりもありまして、県の文化財保存課の担当者も御存じなんですけども、どうしていいかというところは苦慮をしているというところで、ですから簡単に手を出しにくいという、そういう部分もあるというふうに御理解いただいたらと思います。一応研究は進めているというふうに思っていたらと思います。

あと、民俗関係についてはもうよろしいですかね。

それから、最後は公開展示につきましてはですけども、おっしゃっていただきましたように、新しい施設ができる中で西小学校とかですね、南保育園なんかの跡地利用ということも御指摘いただいたんですけども、そのあたりも含めながら、町内全体でいま施設の利用の計画を練っているところでございますので、いましばらく様子を見ていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課村社参事、施設の利用計画ではなくて、そこへ活用するか



どうかということでしたので、再度。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

失礼いたしました。一つ漏れ落ちありました。おっしゃったように、保育所とかの一部を借りて展示というお話もあるんですけども、分散的に展示をばらばらにしていくのがどうかという、そういう部分もございますので、それも含めて検討していきたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。文化財の遺物は破棄できない、いまのところ、分散で保管されていると。これから民間の開発も含めて、たくさんの遺物が出てくることが予測されるわけですから、先ほどの展示場所も含めて、展示するのかわいかも含めて、いまのボリュームでは絶対数が私は足りない可能性が出てくると思うんですよね。だから、私は先ほど言いましたように、展示とか公開のことも含めて、幼稚園とか西小学校に検討してほしい、検討すべきだということをお願いしておきます。

それと、埋蔵文化財の所有権でございますが、御理解をいただいて現状のままでもいいと、公開をしていただいているということなんですけども、そうじゃなくて、やはり町としてですね、どういう遺跡のあり方を描いておられるのかですね。先ほど公開をしてですね、私は観光という資源にはちょっと異論はあるんですけども、文化財としてですね、やはりドーム状の石室の復旧をぜひともこれはやっていただきたいというふうに、それは県の文化財保護課並びに法律的に文化財保護法があるわけですから、その辺のことはもう少しお答えいただきたいというふうに思います。

それとですね、私はホームページを見ておりますと、2004年3月7日に平群町を歩いた方のホームページ、その方が中央公民館にある廿日山遺跡、この出土遺物を見られてですね、感想が載っております。近年の役場にしては恐ろしくみすぼらしい、それはよいとしても、もう少し文化面に予算を割いてほしいものである。人はパンのみで生きるにあらず、という言葉がある、町の住民の文化度を疑わざるを得ない、手厳しい内容でございます。町長もブログに熱心に載せておられますので、当然この記事は見られたと思います。当時と9年たっておりますが、何の変りもありません。この遺跡の図、土器の出土、当時と一向に変わっておりません。これが平群町の文化度だというふうに見られております。これは意見として申し上げておきます。この程度のことだということは、町外の人が平群町を思っているわけです。幾らほかのことをやっても、

底上げをする必要があるというふうに思います。先ほどの答弁だけお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

再々質問にお答えいたします。御指摘いただきましたように、今後の発掘調査等も含めまして、遺物の保管量が増えていくということは当然予想されますので、現在、施設整備をね、いろいろ検討している中でも、そういうスペースの確保ということでお願いをされていて、それを実現していくように努力していきたいというふうに考えております。

それから、宮山塚古墳につきましては特殊な石室ということもありまして、もし見学できるような形で整備しようと思いますと、墳丘を全部掘りまして、石を全て一旦ばらして再構築するぐらいの形をとらないと整備ができないという、そういうふうな特殊な古墳という状況がございます。ですから、費用的にも非常に膨らむということも含めまして、今後の検討課題ということで御理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長

森田君。

○4番

特に宮山塚古墳に費用がかかるということは、それだけ価値があるということだと思っうんですね。だから、ぜひ県とも御相談されてですね、補助金のことも検討されて、私は韓国からの見学者もあるようなことも聞いておりますのでですね、ぜひともそれはお願いしておきます。

文化財の遺跡の価値といいますのはですね、その判断の目安は、私は古さにあると思っうんですね。古いものほど価値がある、一つの目安ですよ、申し上げているのは。いま、町が椿井城の跡、信貴山城の跡を活用を考えております。だけども、もっと古い時代のもののほうが私は価値があると思っうんです。このことは、平群町も他の自治体とベンチマーク指標で比較検討すれば、客観的にどの遺跡が平群町のはすぐれてる、劣ってるということがきっちりと結論が出ると思います。

もう一つは、文化財の大切さとしてですね、先月お亡くなりになりました考古学者の森浩一先生は、遺跡は地域に勇気と誇りを与えると常々言っておりました。勇気と誇りを与える文化財行政にもう少し力を入れ、お金をかけていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 2 番、議席番号 1 1 番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○ 1 1 番

おはようございます。それでは、通告に基づきまして本日は大きく 4 点に分けて質問をいたします。質問に入る前にですね、私の質問通告、質問の要旨が毎回恥ずかしいことなのですが、急ぎ働きをするもので、今回も若干の変換ミス等々がございまして、関係各位には御迷惑をおかけいたしましたことをおわびをまず申し上げておきたいと思えます。

それでは、まず 1 点目のごみの指定袋制について周知はできているのかということについての質問に入ります。

あと半月で 10 月を迎えまして、いよいよごみの指定袋制、いわゆる有料化が実施をされます。それに先立ちまして、各家庭に試行袋が配布をされました。同時に可燃ごみの有料化がスタートしますというお願いビラが添付をされています。しかし、ポイントとして生ごみは水を切って、可燃物は指定袋に、有価物は種類を示して廃品回収にと書かれているだけで、一般の方にはわかりにくいと不評であります。そもそも指定袋制に移行する大きな目的は、ごみの総排出量を減量することにあるわけですが、生ごみの資源化がこのビラで強調されていないことや下段にありますよくある質問の部分は文字が小さくて読みにくく、このビラだけで有料化への理解や協力を呼びかけるには、かなりな無理があるように思えます。そこで、2 点についてお尋ねをいたします。

1 点目、誰にでもわかりやすいように分別の一覧表とかの配布も改めて必要ではないかと思えますが、考えていただきたいと思えます。

2 点目は、指定袋以外の収集はいたしませんと明記をされていますが、試行期間といっても、まだ実際に使われていないわけなんですけれども、わずか 1 カ月前に配布をされただけで、このごみの排出の方法が定着するとは考えられません。トラブルが発生することは必至であります。暫定期間を設けて、各自治会や各種団体に説明に回るなどの細やかな配慮が求められますが、どのようにお考えでしょうか、御答弁いただきたいと思えます。

大きな 2 点目は、町のイベントのあり方についてお尋ねをしております。

本町では時代祭り、長寿会の作品展示、町民体育大会、町文化祭、収穫祭、あるいはまた人権啓発のための町民集会やふれあいマラソンなどの年間の行事があります。時代祭りとふれあいマラソンは本年度当初予算では計上されておりましたが、先日の補正予算で予算措置がされました。平群町のかかわり方は、補助金も負担金も負わないイベント、また負担金措置のイベント、補助金交付のイベントとありますが、中でも町民体育大会は全町をまたいでプロ

ック別に対抗するという特異な存在となっています。ことしは第50回という記念すべき大会であり、さかのぼれば1964年の東京オリンピック開催に符合して始められたものかと隔世の感がございます。しかし、50年という歳月を経過をして、人口構成も大きく変化をしてきました。直近の統計では、4人に1人が高齢者と報道されていた全国平均よりも早い速度で本町では高齢化が進んでいます。高齢化に伴い、出場者を確保するのも難しく、現行の運営方式に見直しの声が上がっているのも事実です。種目を特化してのスポーツ振興を図るのも一つの有効な方法です。負担金を出している町としても、見直しを促すことはできないでしょうか、御検討をお願いしたいと思います。

3点目は、地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。

ことし2月に開かれた介護保険地域包括支援センター運営協議会の中で、支援センターの体制整備を目的として、現在直営しているセンターを委託しようという検討がされていることが明らかになりました。また、先月8月19日に開かれた同協議会においては、より具体的に1年後をめどに支援センターを社会福祉協議会に、これ、本町の平群町社会福祉協議会に委託する方向であることが示されました。業務委託は住民にとっては大きな問題ですし、町がこれに先立ってアンケートをとられました居宅支援事業ケアマネジャーの意見の中でも、ほとんどの人が現行の体制で満足と答えておりました。委託することのメリットとデメリットをどのように検証されているのでしょうか、明らかにしていただきたいと思います。

同時に、まちの高齢者福祉全般について、どのような将来構想を持っておられるのか、地域包括支援センターの委託は当然のことながら全体構想の中で行われるべき方針であると考えられますが、全体構想が見えていないいま、どのような将来構想を持っているのか明らかにしていただきたいと思います。

最後に、4点目は幼保一体化施設についてお尋ねをしております。

本町では、現在恵まれた自然環境と歴史豊かな風土を生かし、子どもたちの健やかな育成と子育てに自信を持ち、楽しいと感ずることができる子育て支援を大切にしたいとの考えを基本に、養護と教育を一体的に推進するとともに、乳幼児施設の環境整備を行う意味で、現在、幼保一体施設の建設を進めようとしています。幼保一体となった仮称総合こども園の建設につきましては、所管の委員会でも、この間、報告がありましたが、残念ながら議論がかみ合わないまま今日に至っているように思います。そこで、以下の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、はなさと保育園についてであります。はなさと保育園の今後については、新園ができれば、はなさとも幼保一体化されるという方針を示されて

いますが、現行の施設から見て増築工事が必要ではないかと思われま。同園の限られた敷地、園舎から見るとかなり思い切った措置が必要となりますが、どのように考えておられるのでしょうか。

2点目、幼保一体施設の性質から見て、町内に複数が必要であり、できれば北、これについては私立の幼稚園が現在あります。それから中央、はなさと保育園であります。加えて町の南側、これは現在新園が予定されている予定地ありますが、北、中央、南に複数施設を建設したいという考えを町としてはお持ちのようです。南への建設地として椿井が挙げられましたが、当初議会に提示をされました予定地は、大幅に下回る敷地しか確保できませんでした。この間、議会に示された予定設計図では、体に合わない服を身にまとっているような息苦しさを感じます。建設予定地を再考される考えはないのでしょうか。

3点目、タイムスケジュールがタイトでという理由で、いままでにない急ぎ働きをしておられますが、せいては事をし損じると古来から言われています。将来に禍根を残さないように、いまこそ時間をかけてじっくり議論をする最後のチャンスであります。議会とともにもう一度議論を練り直し、本当の意味で町の将来を担う子どもたちや保護者に喜ばれる施設にしていきたいと思えますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

以上、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、大きな1点目のごみ指定袋制について周知はできているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、誰にでもわかりやすいように分別の一覧表配布が必要ではないかとのことですが、本年10月から始まる可燃ごみの有料指定袋制で、この制度の導入により、これまでのごみの分別と一部変更になる品目がございます。具体的には、これまでは可燃ごみで回収していた布団、カーペット、プラスチック類の衣装ケースなどの45リットルの指定袋に入らないものは粗大ごみに出していただきます。このようなところで、議員が御提案いただいているような冊子ですが、ごみの出し方が一目でわかるように、ごみの分別方法と50音別で一覧表となった冊子を現在作成しているところでございます。でき上がり次第、全戸に配布させていただくよう考えています。

続きまして、2点目の指定袋制の実施に向け、説明会を実施してはとの御質問でございます。

指定袋制の移行当初は混乱があることも予想されますが、町といたしまして

は混乱をなくすため、住民の皆さんへ指定袋制実施の周知徹底に向け取り組んでまいりました。具体的には、3月23日に総代、自治会長への説明会を開催し、4月号広報の際に有料指定袋制実施のチラシを全戸に配布し、あわせて自治会内での回覧もお願いしました。広報誌におきましては、6月号広報から毎月10月号広報まで連続で指定袋制実施に関する記事を掲載し、あわせてホームページにも掲載いたしました。また、出前講座では4月から8月にかけて自治会や団体への説明会を4回実施いたしました。7月28日にごみ減量フェスタを中央公民館で開催し、多くの住民の方々に御来場いただき、ごみ減量と指定袋制実施のPRを行いました。8月に入って、大字・自治会を通じて試行袋と啓発チラシを全世帯に配布してまいりました。さらに、今月に広報車で町内全域に広報活動を行うよう考えています。このようにいろいろな方法で住民の皆さんへの周知をし、スムーズに移行できるよう取り組んでいます。御指摘の暫定期間を設け、説明に回る等の対応としてはとのことですが、先ほど申しましたように、住民の皆さんへ細やかに周知するよう取り組んでいるところで、暫定期間を設けての対応とは考えていないところでございます。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

何点か再質問をいたしたいと思います。ごみの減量化で一番のポイントとなるのが、先ほどもちょっと言いましたように、生ごみの出し方にあると思うんですね。これは廃棄物減量等推進審議会でもいろいろ議論をされる中で、コンポストも含めて、電動での処理機への補助金なども増額されたりとかいう取り組みもしてきたんですけども、今回のこの可燃ごみの有料化がスタートしますという、このチラシの中にはですね、そういう部分での周知徹底が抜け落ちてるんですね。ここはやっぱり生ごみを大体可燃ごみに出すこと自体がおかしいんで、水を含んだ生ごみを可燃ごみの中から取り除くことで重量というのは相当変わってくると思うんですよ。そのために補助金を出して、生ごみを可燃ごみに出さないようにという取り組みもしているわけですから、そのあたりをもうちょっときちんと住民の皆さんに、それこそ周知徹底して補助金をもっともっと活用していただく方向でのPRというのが抜けているんじゃないかと思うんですね。そこの視点がなぜ抜け落ちてしまうのか、それをきっちり取り組んでこそ減量化につながると思うんですけども、その点はどういうふうに考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、いまですね、一覧表は現在作成中ということなんですけれども、

ホームページから簡単に奈良市のごみ辞典というのがあるのでとってみたんですけれども、かなり詳しくですね、各ごみの出し方も含めて書かれています。いま課長がおっしゃったように、50音別に整理されて、このごみはどのようなごみで、どこにいつ出すべきかという分別、排出の方法まできちんと丁寧に描かれています。これ、つくっていただけるということは大変いいことで評価をするんですけれども、いつごろこの一覧表というのはでき上がって、いつごろ住民の皆さんのお手元に配布をされるのか、その点について、もう少し明らかにしていただきたいと思います。

それと、暫定期間は設けないと、いままで取り組んできたということなんですけれども、これまでの取り組みについては、私のほうも承知をしてるつもりなんです。平成23年11月にさかのぼって、資源ごみステーション収集に入りますという説明から始まってですね、24年度も何回か有料化についての説明会を開かれていますし、広報でも載せられています。ただ、実際にですね、指定袋制に移行したときにどのようなトラブルが発生するかということは、もう既に先進地として取り組まれているところなどから聞くとですね、やはり相当な混乱が予想されていると思います。だから、そのあたりについて、どう対応されるのか。例えば収集しませんということで指定袋以外は一切とらないと、集積場にそのまま残したまんまにするとなるとですね、これはやっぱり衛生上の問題も出てきますし、かなり自治会の中ですね、問題になってくると思うんですよ。だから、そのあたり、もう周知してます、説明会もしてますから、これでいいんだということではなくて、始まった後ですね、どういうふうにフォローしていこうというふうに考えておられるのか、その点も明らかにしていただきたいと思いますので、再度の御答弁をお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

3点、再質問をいただきました。1点目の再質問でございます。配布したチラシの中に、生ごみ等の減量に向けた啓発の内容というのは抜けているのではないかと、もう少し徹底してはどうかという御質問でございます。

確かに、議員お示しいただきましたように、このパンフの中には集約して可燃ごみの有料化が10月1日からスタートいたしますということで載せさせていただいてるもので、できるだけ簡潔に1枚のペーパーで裏表に集約させていただきました。確かに、きめ細かなところまでとなれば、この1枚では物足りないところもあろうかとは思いますが、ただ、皆様方にはよりわかっただくように、可燃ごみの有料化がスタートするという事の見出しということで十

分周知をいただけるように冊子をつくったところでございますが、御指摘のように、もう少しきめ細かな内容ということで、先ほども申しましたように、ごみ出しの一覧表の冊子を現在作成しているところでございます。当然その中には、生ごみ類の処理の減量をしていただくような啓発の内容等も当然その中には盛り込んでいるところございまして、その内容できめ細かにお知らせをさせていただきたいというふうに冊子をいま現在作成しているところでございます。

その冊子の作成時期でございます。いま現在、鋭意努力して作成に向けて取り組んでいるところでございますが、印刷業者とのやりとりの中で、大体10月の中ごろぐらいには作成でき上がってくるというような予定で聞いております。内容的に盛りだくさんなところでございますので、ちょっとタイミング的にもう少し早ければよかったんですが、10月の中ごろということになりますので、それから後、直ちに各大字・自治会に配布させていただき、住民の皆様の方にお届けさせていただくように考えております。

それから、有料化指定袋制が10月1日から始まりますと、トラブル等が懸念されるというところで、その対応についてどう考えるかということでございます。当然どれだけ周知をしていただいて、徹底して指定袋制に移行できるかというところは、十分町としても御理解、御協力を賜りますように周知をさせてきたところでございますが、間違っただけが一出された場合の対応につきましては、町としても一定この指定袋制で出されてないごみについては間違っただけの出し方ですよという周知のシールをいま現在作成して用意しております。そのシールをまず張らせていただいて、この出し方は間違っただけの出し方ですので、正しく指定袋にお願いしますというところで周知シールを張らせていただくという対応をさせていただきます。当然お出しいただく方がきちんとその対応をしていただくことが重要なところでございますが、いつまでもそれが放置されるという状態になれば、それは自治会の役員さんとの御協議をさせていただき、中で対応をしていきたい、そのように考えておりますのでよろしく願います。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

答弁もう少し簡潔で結構なんで、ですから時期はいつですかと言うたら10月半ばですと答えていただいたらええわけでね、まあ、10月半ばにでき上がるということなんで、できれば移行と同時にというか、移行する前にこういうものはきちんと配布をしていただきたかったなと思うんですが、作成していた



だいてるということなんで、できるだけ速やかに全戸配布を実現していただきたいと思います。

あと、シールを張ってということなんですけれどもね、確かに周知をする努力、あるいは減量化のイベントなども開かれて、取り組みはやっておられるということは評価してるんですよ。ただ、せやから言うて、それで十分かどうかという、やっぱりまだまだ試行袋を配った後で、これ何ですかという問い合わせもあるわけですから、自治会の役員のほうに。やっぱりよくわからないということもあるわけですから、当然10月1日以降ですね、旧来の黒いごみ袋とか指定袋以外で出される方も予測をされます。シールを張っても誰が出したかわからへんから、言うたら悪いけど、犯人捜しみたいなことになっても困るわけですよ。

それともう一つ考えられるのは、不法投棄ですよ。有料のごみ袋を買いたくないから、指定された集積場ではないところに指定されていない袋なり、段ボールに入れて不法投棄をされるということだって十分考えられるわけでね。それは先に取り組んでおられる地方自治体、市町村に行って話を聞いたら必ずそういうトラブル発生というか、問題点が上げられてくるわけですから、それに対してどう対応していくかという対処の方法も持っておかないと、その現象が起きてから慌ててどうするかという検討をしても遅いわけですから、当然予測されるトラブルについての対応策というのは持つとかなあかんと思うわけですね。収集される方には大変かもわかりませんが、指定袋が徹底されていない自治会さんとか、その地域なんかもきちっと把握をして自治会長なり、そのこのところにですね、逆に役場のほうから説明会に行きたいんですという申し入れをするぐらいの姿勢を持っておかないと、こういうものは絶対徹底できないと思うんですよ。その点について、どういうふうに考えておられるのか、お考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議 長

住民生活課長、簡潔に。

○住民生活課長

特にいま先ほど申しましたように、自治会に向けての説明会というのは考えております。ただ、きっちりともし要請があれば、当然自治会には説明会上がらしていただく予定は考えております。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

だから、そこのところできっとかみ合っていないんですよ。やっぱり現状を把握した上で、これね、ごみの指定袋制というのは役場のほうが住民の皆さんにお願いしてるわけですね。住民さんのほうからやってくださいという、やったらいいねんという御意見もいっぱいありましたけど、町のごみ行政の方針として指定袋制を出した、こういう目的でこうしますという方針を出したわけですから、いままでと全く違うことをやるわけですから、これはやっぱり行政が住民の皆さんに対してお願いせなあかん筋合いのものなんですよ。そしたら、きちんとその制度が理解をされて活用されているかどうかというのは、役場がまず検証する義務があるんですよ。どこの地域でなかなか理解がしていただけないのか、徹底していただけないのか、原因は何なのか、そこに出向いてきちんと説明しますというね、呼ばれたから行くんじゃないで、役場みずからが出向いて行ってきちんと説明しますという姿勢を持たなければ、こういうことは絶対徹底できないと思うんですよ。それについて、町長、どういうふうにご考えておられますか。

○議長

町長。

○町長

当然、いま課長が述べたとおりでございますが、もちろんトラブルがあればですね、こちらから出向いて、場合によっては自治会の皆さんに改めて御説明するという必要かなというふうに思っております。

それとですね、有料化がスタートして全て終了じゃございません。スタートしてからのさらなる説明ということも今後引き続いてですね、やっていかなければならない。そして、おっしゃったとおり、住民の皆さんにごみの減量をあらゆる手段を使ってお願いしていくと。生ごみにつきましては、減量容器のPRもしていかなければなりませんし、これがスタートだと。10月の有料化がごみ減量に向けて初めてスタートを切るということの認識でおりますので、これからの住民の皆さんとの協働が始まるということで、町としてはいま申しましたように、丁寧に住民の皆さんにお願いし、説明していくという姿勢で臨んでまいります。

○議長

繁田君。

○11番

はい、ありがとうございます。ぜひそういう点では遺漏のないようにやっていただきたいと思いますし、いろいろ業務があって仕事がある中で大変ではありますが、丁寧に取り組んでいただけていくことを申し添えておきます。1

点目は以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

2項目めの町内イベント、とりわけ町民体育大会のあり方についての御質問にお答えさせていただきます。

町民体育大会につきましては、ことしで50回目を迎える記念大会に当たり、平群の村当時から続く歴史のある非常に町の大きな行事でございます。本大会の主たる目的は町民の健康、体力づくりを推進し、スポーツレクリエーションに対する関心を一層高めるとともに、町民相互の親睦を深め、明るく豊かなまちづくりに寄与するものでございます。ただ、議員がおっしゃられましたように、年々出場者を確保するのに体育協会の役員及び各自治会の役員の皆さんが苦勞していると聞き及んでおり、その要因の一つとして、住民の高齢化も考えられます。こうした問題点も視野に入れ、現在、実行委員会及び部会においてはできるだけたくさんの方が出場しやすいようにプログラム等の見直し検討がされております。

また一方で、町内自治会を6ブロックに区分構成した形で対抗競技がなされておりますけども、時代の流れにより、ブロック間においても構成人口や世帯構成も大きく異なってきておりますことから、体育協会のほうでブロック再編成の検討も同時に行われております。とはいえ、町民体育大会は出場する人、応援に来る人、関係者を含め約2,500人の町民が一堂に会し、スポーツを通じて一喜一憂する場でございます。地域コミュニティが希薄化していると言われる現代社会の中で、こういうときこそ地域のつながりを深める場としても非常に意義のある貴重なイベントであるというふうに認識をしております。

今後につきましても、本大会を主に企画立案、運営していただく体育協会役員やスポーツ推進委員の意見を聞きながら、時代にマッチし、住民のニーズにできるだけ沿う形へ見直し検討を図ることにより住民主体による、より一層活気のあるイベントになるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長

繁田君。

○11番

おっしゃるようになりますね、たくさんの方々に参加をされていて、1日競技に皆さん熱心に参加をされたり、応援されたりはしてるんですが、年々プログラムのほうも見直しが行われているんですが、と同時に年々出場者を確保できなくなっているというお声を聞いています。大概その年度に当たった役員さ

んが競技に出られたり、競技人数を確保するために電話作戦で確保したり、依頼をしたりということが行われているやに聞いています。かなり種目も多いし、出場者名簿というのを見ても、これだけの升をいっぱいにならないと競技に出られないぐらい人数がいるわけですね。ですから、ブロック編成の再編成ということよりも、ブロック対抗というそのもののあり方というのをまず見直していかないといけないんじゃないかと思うんです。

この間、いろんな方に意見を聞きますと、種目を特化した形でのスポーツ競技大会というのがいいんじゃないかという意見もあるんです。ですから、ふるさとふれあい、くまがしまラソンでしたっけ、あれなんかは前のときのくまがしまラソンのような形に復活をしてですね、全国からやっぱりエントリーしてもらって、大々的にあれはやったほうがいいん違うかとか、平群町は非常にスポーツ振興に力を入れておられるようですけども、テニス大会とか相撲大会とか、そういった形での競技大会という方式も一つのやり方ではないかという御意見なんかも聞いています。ですから、50回の記念大会終わった後、また反省会もあると思うんですけども、そういう住民の皆さんの声、各大字・自治会の声をきちっと受けとめて、平群町のほうも今後の負担金のあり方を考えていただきたいと思うんですが、その点については再度答弁願いますでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問ですけども、いまもおっしゃられた趣旨ともかぶるかわからないですけども、町民体育大会につきましては歴史ある大会です。また、決してこの大会の火を消してはならないというふうに、そういう思いを十分持っております。ただ、内容につきましては、十分反省会等々なんかの中で役員さん、それから各ブロックの代表の方等々の意見を十分にお聞きしながら、きちっと受けとめてやっていきたいというふうに思います。

また、内容につきましても、いま議員がおっしゃられましたようなことでブロック対抗そのものをもっぺん考え直してみるという視点、それも考えてみてはどうかと思います。ただ、これについては非常に大きな長い歴史の中で積み上げてきたものでありますので、慎重に考えなければならないかなというふうに思います。

また、種目を特化してはというふうな話もございました。これにつきましても、現在も実行委員会の役員さんなんかの中でも話としては出ているというふうに聞いています。例えば、自由に参加できる軽スポーツの体力測定などを行

うスポーツフェスティバルなんかも一つの案として聞いております。そういったことも含めて、これからの町民体育大会のあり方については、住民の声をきちっと受けとめながら、おっしゃられたようなことで進めてまいりたいというふうに思います。

○議長

繁田君。

○11番

ぜひその方向でですね、検討をしていただきたいと思います。2点目についてはこれで結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

3点目に御質問をいただきました地域包括支援センターについてでございます。

現在、高齢者を取り巻く現状と課題、将来に向けての対策を勘案し、包括支援センターの今後のありよう、特に委託の考えをお示しをし、運営協議会において意見を頂戴しているところです。質問をいただきました委託することのメリット、デメリットですが、一概にメリット、デメリットで論ずるべきではないと考えますが、まず委託を検討するに至りました現状と将来予想でございます。

昨年実施をしました地域包括支援センターに対するアンケート、議員もおっしゃったように、中では高い評価をいただいております。これからも同様の高評価をいただき続けるためには、次の課題の克服が急務となっているというふうに考えております。

一つ目には高齢者の急激な増加、二つ目には介護予防対象者のそれに伴う増加、3番目に、それに伴うケアプラン作成量の増加、4番目に成年後見制度やもろもろの相談事業の増加、5、介護保険事業者への包括支援センターとしての指導等の増加などが上げられます。これらに対処、対応するための体制が現在の地域包括支援センターの体制では既に限界になりつつあるため、早急な対応が必要となってきています。それでは、人的体制の補強をすれば単純によいというふうに考えられますが、保健師、主任ケアマネ、社会福祉士の資格を持つ職員の人材の確保は非常に困難な状況であります。だからといって誰でもよいというわけではなく、平群町の実情に精通した人材が求められています。

それらのことを考えますと、平群町社協に委託することが現在はベストというふうに判断をしております。社協の豊富な人材と町内における介護保険事業

の経験、地域に密着した福祉活動、小地域ネットワークなど、地域ボランティア団体、民生児童委員、長寿会などの事務局としての立ち位置をも考えますと、先の5課題の克服、対応が可能であり、メリットは大きいというふうに判断をしています。

また、現在の包括支援センターの職員の保健師については、ヘルス部門において健康長寿を目指す取り組みに専念できるというふうに判断をしております。委託に限って申しますと、特段のデメリットというのは現時点で考えておりません。

次に、高齢者福祉全般について、どのような将来構想を持っておられるかとの質問でございますが、先のメリット、デメリットで申しましたが、増大する高齢者需要に対応するために社協への包括支援センターの委託により、現在の包括支援センターの職員をヘルス部門に戻っていただき、早い段階からの健康維持、健康長寿奈良県一を目指す取り組みにより、要支援、要介護認定を必要とされる年齢を遅らせる取り組みと連動する包括支援センターの手厚い対応、体制の整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、障がい者サービスを提供する事業者が町内は極めて希薄でございます。障がい福祉の現状を考えれば、社協に障がい者サービスを担ってもらうことを考えています。もう少し論議が進んだ段階で、社協内部の手続を進めていってもらう予定でございます。

以上、回答というふうにさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

いま、委託を検討されている背景とかも示されたわけなんですけれども、大事な問題点というのは、地域包括支援センターへの満足度が、アンケート結果ですね、居宅事業者ケアマネジャーに対するアンケートを行われて、その結果、直営である包括支援センターの現行のあり方については74%が満足をしているという数字が出ています。実際問題、現実問題として急激な高齢化であるとか相談業務の増加であるとか、現在の地域包括支援センターの体制では限界に来てるといふことなんですけれども、人員が平群の町内にいないのかといえ、決してそうではないわけで、ですから人員を補充するという事は当然まず第一に考えなければならないことやし、それはできないのではなくて、できる状況にあるというふうに私は見えています。

もう一つよくわからないのは、質問の中でメリット、デメリットという聞き方をしたんですけれども、現在、包括が抱えている問題点や課題を浮き彫りに

して、それをどう解決していくかということなんですけれども、そもそも委託という話が出たきっかけがですね、ここの部分が、例えば、じゃあ、急激な高齢化に対して、現時点では対応できていないのかどうか、直営で対応するためにはどんな問題があって、どう解決していくのか、何が解決を阻んでいるのか、そのために委託することのほうが住民に対して有利であるというか、有効であるというふうに考えているのかというところが、いま一つ説明がされていないんですね。

これから健康長寿を伸ばしていくために、ヘルス部門で保健師さんのほうに担ってもらおうということなんですけれども、ヘルス部門での保健師さんは現在プリズムにもおられますし、地域包括支援センターの体制としてですね、現体制に無理があるのであれば、基本的には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員というセンターの人員構成になるわけですが、これに準ずるものとして代替要員も確保しても構わないというふうに法律ではうたわれているわけですから、そこのところをどれだけ検討して努力をされたのかというのが、いまの説明ではいま一つわからない。

それと、委託は当然法律的にもできるということになってるわけなんですけれども、委託ができる相手先としてですね、老人介護支援センター、在宅介護支援センターの設置者、地方自治法に基づく一部事務組合、または広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人、またはNPO法人と、その他市町村が適当と認めるものというふうに、委託をする機関というのは幾つかあるわけです。平群町が仮に委託を検討したとしてですね、どれだけの経営主体が考えられるのか。それぞれの経営主体に委託をしたときに、町民が受けるメリットとデメリットという言葉になってしまうんですが、町民が受ける影響はどうかというところまで検証した上でないと、委託というのは非常に大きな問題やから、そう簡単にはできないと思うんですね。そこのところはよく伝わってこない、実際にどういう検討をされたのかという点について、もう少し詳しく説明願えますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

幾つも再質問をいただきましたので、ちょっとまた漏れ落ちがありましたら御指摘をいただきたいというふうに思います。

まず、包括支援センターの現状、直営に対する評価が高いというのは私も答弁をさせていただきました。議員御指摘のとおり、非常に高い率で評価をいた

だいておりました。これは非常にありがたい。しかし、まず見ておかなければならないのは、高齢者の増加あるいは5点の内容について申し上げました。これも確定をしております平成24年10月段階における高齢者人口は6,104人、これは推計ですが、27年、あるいは32年にかけて伸びていくであろうという数が24年から27年にかけては599人、約600人近い高齢者人口の増、あるいはさらに27年から32年にかけてはさらに150人近い増というふうに推計をしております。また、それに伴いまして、介護予防対象者の増加、その中へ含みますが、介護認定者数については、24年現在ではこの高齢者人口に対して約16%が介護認定を受けておられます。その中のまた34%の方が介護予防認定をされて、介護予防の要支援ということで認定をされているという数値がございます。人口の増加に伴いまして、この割合で同率で増えていくと考えますと、ますます業務量というのは拡大をしてまいります。

それに対して、いまと同じような評価を得るために必要な細やかな対応をしていくという話になりますと、非常にいまの体制では希薄でございます。つまりいてから、じゃあ、あすからここを切りかえますよという話については、なかなかいかない部分がございます。そういうことを考えますと、先を見越した上でいかに強化をしていくのかということについて考えていく必要があると考えております。そういう中での選択肢として、委託ということを提起をさせていただきました。そういう意味で、いま運営協議会で論議をいただいているところでございます。

人は、確かに議員おっしゃるとおり、資格を持った方もおられます。あるいはこの3資格、保健師、あるいは主任ケアマネ、社会福祉士の資格を持つ人以外の準ずる資格というのもございます。しかし、現状これらの介護保険事業者、地域の中でも聞いていただいたらわかると思うんですが、なかなか有資格者の確保というのは困難な状況でございます。現在も包括支援センターでは人材が不足する、なかなかないということも含めてございまして、3資格の中の一つ、社会福祉士については、社会福祉協議会からの委託ということでお願いをしている経緯がございます。また、それ以外にも退職された町の職員で、たまたま資格を持っておられる方に応援に来ていただいているという経緯も含めてございます。そこまでしませんが、なかなか対応できないという現状がございます。これについても、また御理解を願いたいというふうに思います。私どものそれは力不足でなかなか確保できていないというふうにおっしゃれば、それまでの話でございますけども。

それともう一つは、プリズムも確かに保健師さんはおられます。現在のプリズムでやっておられる活動は、年々歳々いろんな形での予防業務、健康を保持



していくための業務というのは増えていっております。国、県からの市町村への業務も移管するという形で増えてきておりますし、いろんな病気について対応していくということでやっております。それと同時に、いま必要なのは包括支援センターにおける取り組みだけではなしに、病気と同じですが、病気になってしまいました、せきをしました、じゃあ、どうしようという対応ではなしに、それに至るまでにもっと若い段階からさらに健康維持、保持をしていく、健康長寿奈良県一を目指す、それぐらいの思いの中で取り組みをしていって、要支援、要介護にはなかなかそういう認定を必要としないという状況をつくっていくこと。これは病気、健康保持と全く同じでございますが、そういうことに力点を置いて、長いスパンで物事を考えていく必要があるというふうに考えております。

そういう意味で、今回委託という決定をもしましたら、現在の包括支援センターにおります保健師については、高齢者の健康状態を正しく把握しておりますので、その部門にさらに力を入れていただきたいというふうに思っておりますし、またそれと包括支援センター、介護保険事業との連携をさらに強めていくということを進めていきたいというふうに考えているところです。

それと、委託先の問題でございます。いま現状から申しますと、奈良県下の状況は、確かに大半が委託というふうにはなっておりません。39自治体のうちで、委託ということで決定をしているのが市を中心に12の自治体がございます。それ以外に直営というのが26、直営と委託、両方兼ねておるのが大和郡山市という状況でございます。確かにそういう状況ですが、特に生駒郡では生駒郡4町の中で三郷、斑鳩、安堵、既に委託を決定しております。市の一部を除けば、大半は社会福祉協議会に委託をしている経緯がございます。これは一つには、委託先は法律でいろいろ明記をされております。議員御指摘のとおりでございます。しかし、地域の中で、じゃあ、医療法人としてこの業務を委託を受けていただくところがどれほどあるのか。あるいは社会福祉法人も幾つかございます。NPO法人も含めてございます。同時に介護保険事業を実施されておられる事業者もたくさんございます。

包括支援センターは、ここでも指摘をさせていただきましたが、地域の中で地域の介護保険事業者を指導する立場にございます。これが介護保険事業を受託している事業者であり、同時に指導的立場にあるという話になってまいりますと、ケアプラン作成も含めてそうですが、やっぱり我田引水ではないですが、利益を誘導するということも含めて、ないとは思いますが、そういうことを疑われるところも発生するというふうに考えております。そういう意味では、他の事業者を指導する立場にあるものが公平性を担保していく、そういうことが

できる事業者であるべきだというふうに判断をしております。

特にここでは、当初の答弁では申し上げませんでした。これまで幾つかのところではちょっと発言をさせていただきましたが、社会福祉協議会については最終的に介護保険事業からの撤収を考えていくべきであろうというふうに考えております。これは先ほども言いましたように、公平性、中立性を担保していく、そういう立場で委託できる。ほかの事業者であれば、じゃあ、いまやっておられる介護保険事業をやめてくださいと、その上で包括支援センターの委託をお願いしたいという話を申しますと、それは委託を受託するという話についての検討自身は多分成り立たないというふうに判断しております。そういうことも含めて考えますと、結果的には社会福祉協議会しかない。

もう1点は、これからの高齢者福祉全体という話でしたから、私のほうでは障がい福祉のことについてもちょっと答弁をさせていただきました。社会福祉協議会は、平成12年の介護保険事業実施段階当初から地域の中で介護保険事業を受託する事業者がないときに、町は社会福祉協議会にあえて介護保険事業の実施をお願いをし、やってきていただいた経緯がございます。しかし、地域に受け皿がないという時代とはいま大きく変わっております。他の民間事業者はたくさんございます。まだまだ不足するかもわかりませんが、当初社協に介護保険事業所としての開設をしていただいた、その当時の時代とは大きく状況が変わってきているというふうに判断をしております。

社協は、利益を追求することよりも、むしろ地域の福祉を優先してその業務を推進するべきというふうに判断しますので、そういう意味では、この際、介護保険事業からの撤収を受けて、いま地域で希薄となっている障がい者福祉、特に障がいデイなどの事業について、その受け皿をあえて設けていく、そういうことの事業に特化していく方向での取り組みを進めていってほしいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

いま随分詳しい答弁をしていただいたんですけども、もう少しお聞きしておきたいことがありますので、一つについてはですね、人員の確保の問題であります。現行、高齢化率がどんどん膨れ上がってきて、介護予防、要支援1、2に該当する方も増えてきている中でですね、現行の体制では対応しにくくなってきているという御答弁でありました。

保健師は包括の業務よりも、むしろヘルス部門で健康長寿のほうでの仕事に

なってもらいたいという御答弁であったように思うんですけども、介護予防に関するケアマネジメントというのですね、介護1次、2次予防事業施策として、いままで包括が取り組んでこられた1次予防、あるいは2次予防事業もかなり行われているのが、この実績として上がってきています。また、新予防給付ということで、支援1、2の認定を受けた方の給付管理ということでもかなりの件数を持って対応をしていただいています。

何よりも大事なのは、その前の相談業務なんですね。その相談業務によって、要介護になりそうな高齢者を抱えた方々がですね、解決の方法がわからない、どこに相談してええかわからないというときに、包括に来て相談をされていろんなサービスを利用されたりとか、あるいはまた介護疲れをされた方々の悩みを聞いたりとかされてるわけなんですから、介護予防の業務を担うことで、要支援1、2、予防介護になった方々がそれ以上介護度が重くならないように包括のほうで対応していくというのは、これは見落とされがちなんですけれども、実は非常に大事なことなんですね。だから、その部分を直営で包括がきちっといままで担われてきて、今後も要支援1の方ができれば自立になるぐらいの支援をしていくための活動が求められていくと思うんです。支援1、2が必ずしも介護1、2になるとは限らないわけで、支援から自立になる方も何人かおられます。そのための援助をしていくのが包括の仕事の一つでもあるわけです。

ですから、有資格者の確保が困難であるというふうにおっしゃるわけなんですけれども、資格者というのは庁舎内にもたくさんおられます。社会福祉士についていえば、何年か前にこの席で、席は違ってたかもわかりませんが、社会福祉士を自前でやっぱり採用してですね、地域包括を足腰しっかりさせていってはどうかということも言ったことがあるんですが、ずっとこの間、社協からの出向という形です。改善をされていないんです。だから、それは確保できないんじゃないじゃなくて、確保する努力をしていなかったというのが正確な状況ではないかと思うんです。やっぱり専門職の採用というのがこれからどんどん特に介護などでは求められていく中で、そういう体制を引いてこなかったということが、私はどうしても納得ができないんです。その中で、いま包括で勤務されている保健師さんを健康長寿のほうでというふうに言われても、それはちょっと視点が違うんじゃないかと思うんですわ。

あえてこういう嫌な言い方をするんですけども、介護保険制度がそもそも導入されたときには、高齢者の医療費がかなり膨らんでいて国のほうでも持ちこたえられないと。介護か医療かわからないようなグレーゾーンがいっぱいあったわけですね。その中で、家族介護に疲弊された方が介護放棄するネグレク

トというふうな現象が社会問題としてあらわれてきて、介護は個人で対応するのではなくて社会化ということで介護保険が導入された。それによってですね、医療費は下がるはずやというふうに言われてたんですが、介護保険が導入されても医療費が別に目に見えて下がったわけではない。それぞれがやはり皆さんが制度の内容を理解して使うことによって、介護保険でもスタート当初から比べたらどんどん給付が上がってきているわけですよ。せやから、健康長寿に取り組むんやと、奈良県一を目指すということでしたら、しっかり取り組んでくださる方は、それはそれでいいと思いますし、社会福祉協議会が障がい福祉にさらに力を入れると、いまもやっておられますけれども、それはそれでいいと思うんですけれども、そこがじゃあ、直ちに包括の委託につながるのかと言うたら、私は問題は別やと思います。

それと、高齢化福祉の全体をどう見てるんかという質問をさせていただいたんですけれども、将来構想ですね。やっぱりいま社会福祉協議会が担っている介護保険サービスのサービス部門、これはかなりですね、事業収入としても上がってきてますし、収益的な金額だけではなくて、住民の皆さんの御利用というのかなりあるわけですよ。それを一方的にというか、介護保険のいい部分は保険料を払ってサービスを自由に選択できるというのがいい面であったわけですから、選択肢を一つ取り上げるということになってしまうわけですよ。いま盛んに小規模多機能とかサービス事業者の誘致もやっていただけてますけれども、社協は社協としていままでやってこられたサービスの実態があるわけですから、そこをやめにしてまで包括を委託するということには、私はちょっと疑問を感じるんですけれども、その点、利用者の立場に立ってどういうふうに考えておられるのかというところが伝わってこないんです。その点については、どこでどういう議論がされているんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

再々質問をたくさんいただきましたので、ちょっと整理がついておりません。漏れ落ちがありましたらまた御指摘をいただきたいと思います。

まず、1次、2次予防の取り組みな部分なども含めて、現在の包括の取り組みについて評価をいただきました。事実、直接職員がかかわっている部分を含めてございますが、圧倒的には外部からのお願いをし、講師として来ていただいたりしながら、その取り組みをしていることも含めて事実でございます。現在の職員ではやはり対応できない部分を含めてたくさんございます。

特にまたそれ以外についても、相談業務の重要性も含めて御指摘をいただき

ました。確かに御指摘のとおりです。いろんな相談を受けてサービスの提供内容について提供したり、御指導するというのも含めてございますし、悩み事を聞くというのも含めてございます。それ以外にも最近増えてきておりますのは、成年後見制度の相談等も含めて増えてきております。包括支援センターは成年後見人についての相談をやっていくということも含めて、業務の中ではございます。同時にこれがこういう内容のサービスや、あるいは悩みの相談、あるいは地域の中における高齢者が生きていくためのいろんな生活上の相談も含めてそうですし、成年後見制度も含めてそうですが、これは社会福祉協議会にも同じようにそれらの内容について対応していく窓口がございまして、いままでもその経験はございます。

人を確保していくということは、直営前提でいままでやってこなかったというふうに御指摘をいただきました。これは非常に難しい部分です。人材が不足しているというか、なかなか確保しにくいというのは決してうそを申し上げているわけではございません。しかし、もう1点、これも包括だけに限らず、どの部門でもそうですが、役所全体の中で全体の職員を増やしていくのかどうするのかということについては、私が申し上げる次元の問題ではないというふうに思いますので、それはまた別の話としてまた考えていただきたいというふうに思います。

社協は現在、介護保険事業を実施をしております。その利用者も含めてございます。収益についても一定ございます。その収益があることが社会福祉協議会の財政を非常に潤わしていることも事実でございます。しかし、それをあえて撤収するというのは、先ほど言いましたように、公平中立性の担保ということを前提にしながら、事業者を指導していく立場に立っていただいたいという判断の中で、そういうことについてこれから論議をいただくつもりでございます。それに伴いまして、当然大きなやっばり意見も含めて社協内部でも出てくるというふうに判断をしておりました。現在の利用者をどうしていくのか、どこの利用者をお願いするのか、あるいは町も含めてそうですが、もし不足が発生するようであれば、事業所をさらに認可をしていくのかどうかという問題も含めてあるというふうに思います。そこら辺は最終まだ決定をしていない状況の中で危惧される問題ということでございますので、議員の御意見、貴重な意見というふうに受けとめながら、そういうことについてもこれから細かくどう判断し、対応していくかということについても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

まだ幾つか課題が残されたまんまの状態での検討段階ということなんですけれども、人材不足ということについては決定的に見解が違うわけで、これは社協に仮に委託をするとなつたとしてもですよ、社協だって人が動くこともあるわけですから、当然退職された場合には補充しなければいけないし、そのときに、じゃあ、確保できるんかという問題が当然そこで起こってきますから、だから人材の確保というのは、社協に移ったところでおんなじ問題は出てくると思うし、役場本庁の中で、じゃあ、担当できないのかと言うたら、担当できる人材はあるけれども、他の課に所属をしているためにその業務に携われないだけで、ですからきちんとやっぱり職員さんの有資格者がどこに何人いるのか、その人がいままでどういう業務経験を積んできたのかということも踏まえながらですね、きちんと対応していただきたいというふうに思います。これは決してできないことではないと思いますんで、具体的に名前は言いませんが、資格をお持ちの方は私も何人か存じ上げています。これ以上議論しても解決できない課題も抱えたまんまで議論は深められないと思います。私自身は文教厚生委員会のメンバーではないんですけれども、やはりこれだけの大きな問題ですから、当然運営審議会もあるにはありますけれども、所管の委員会できっちりと議論をできるようにやっていただきたいと思います。知らない間に委託が決まったなんということには決して決してならないように、委員会のほうでの議論を待ちたいと思いますが、委員会に諮っていただくことは約束していただけますか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

現在、先ほども申しましたように、運営協議会でいろいろ意見を聴取している状況でございますので、一定方向性が定まってまいりましたら、きょう、御指摘をいただきました内容も含めて、さらに内容を詰めた上で文教厚生委員会にお諮りをして、皆さんにも同意をいただきたいというふうに考えている次第でございます。

○ 議 長

繁田君。

○ 1 1 番

同意をいただきたいと、課長の立場からはそうかもしれませんが、決定するまでに幾つかクリアしなければならない議論を文教厚生委員会のほうでやっていただきたい。これは公共交通の特別委員会の場合でも一緒なんですけれども、

決まったものを所管の委員会に出すのではなくて、決めていく過程の中で、やっぱりどれだけ議論をしていくかということが住民に対する私たちの誠意やと思うんですよね。だから、その議論の中で、所管の委員会にきちっと諮っていただいて、それを運営協議会に戻すんやったら戻していただいてもいいけれども、そこの中でのやっぱりディベートというのは必要やと思いますのでね、その点については強く要望しておきます。3点目については以上で結構です。

○議長

繁田君の一般質問の途中であります、11時10分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時58分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、4項目めで御質問の幼保一体化施設の件についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のはなさと保育園のこども園化に伴います増築の考え方についてであります。平成27年度の新園のこども園の開園時に、同時に幼保連携型認定こども園として、はなさと保育園も運営していくというふうに考えておりますが、それまでに増築等についての現時点では予定はございません。したがって、定員につきましても現状の130名でと考えております。

次に、2点目の建設予定地を再考する考えはないかとの御質問ですが、計画当初は敷地6,000平米程度を確保したいというふうにしておりましたけども、昨年の議会でも御説明をさせていただきましたとおり、現在は4,784平米の確保となっております。ただ、その後、隣地で約850平米の確保がほぼ確実という状況もございまして、合わせますと約5,630平米となりつつあります。

また、建設の建築設計につきましても、これまでの間、現場の先生方と何回も議論を重ね、できるだけ現場要望、希望に添えるよう検討してきており、子どもたちができる限り利用しやすい施設になるよう考えてきたところでござい

まして、町としてもおおむね満足、もちろん完全ではございませんけども、満足できるものになっているというふうに考えております。

次に、3点目の急ぎ働きをしないで、もう一度じっくりと議論をして喜ばれる施設にという御質問でございますが、幼保一体化の施設の議論や検討につきましては、御承知のとおり、平成22年1月ごろから始めており、決して急な計画ではなかったことは御理解いただいております。現在の進捗状況ですが、確実に平成27年4月の開園に間に合わせるべく、開発許可の前提で必要とされる県の開発審査会の付議に向けて、精力的に現在事務作業を進めているところでございます。町としましてはこれまで、先ほども申し上げましたように、できるだけ現場主義に立ち、ぎりぎりまで広く現場職員にも意見を聞きながら、よいものは計画に反映していく、こういう姿勢で進めてきたところでございまして、そういった意味からも、どうしてもタイトなスケジュールになっておりますが、どうかこの点につきましても御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

平成23年1月からやったかな、取り組みをしてきたということなんですけれどもね、まず用地選定については何点か候補地を挙げられまして、この間、議会のほうにも説明がありました。中でいろいろ議論をされたところなんですけれども、その前に、はなさと保育園については増築の予定はないと。定員は130名と定員そのものは変えないで対応するということなんですけれども、長時間と短時間の園児さんと言うていいのかな、乳幼児と、それから長時間保育と短時間保育と分けられるわけなんですけれども、それぞれどのように分けていかれるんでしょうか。はなさとの場合は長時間何人、短時間何人、新園の場合は長時間何人、短時間何人という、当然その割り振りがあって130名の定員の中で対応していくから、増築は必要ないということになると思うんですが、その点についてはどういう振り分けになっているんでしょうか。

それから、敷地の面積についてですね、予定地については、この間、議会にも何度も図面も提出していただき、検討された内容もお示しをいただいて最終的に椿井ということになったわけですが、当初はですね、約6,000平米を確保したいということで椿井の検討をされていた。ベターではないけれども、椿井地区がベストであろうということで、ほぼここでしたいというふうに町のほうから言われてきたわけですが、残念ながら、現実にはおっしゃったように



4, 784 平米しか確保できなかったと。つけ加えられた850 平米については、この間、説明があったように道路を挟んで南側の駐車場の予定地であろうかと思うんですが、4, 700 という面積も当初から比べたら非常に減少されているので、懸念していたんですけれども、さらにそれから道路用地として500 平米が割愛をされるに至っています。その中で、本当にこの新園の建築が可能なのかどうかというのはかなり確認をしてきたところなんですけど、担当のほうではできますと、6, 000 が4, 700 になってもできますということを取り組みをしてこられたわけなんですけれども、先ごろ議会のほうに示された建築の平面図を見ますと、やっぱりかなり無理のある配置になってるんですね。文教厚生委員会のほうでもたくさんの委員さんのほうから意見が出ましたけれども、こういう建物の建築の仕方、配置の仕方が本当にいいのかどうかという意見が多々出ました。それは形状の面から言うてもそうですし、費用の面から言うてもそうなんですけれども、いやいや、そうではないと、担当者はおっしゃるわけなんですけれども、かなり窮屈な違和感のある設計になっています。建物は一旦建ててしまうと、これは直せない、半永久的に続くものですから、建築に当たってはよほど慎重に取り組まないといけないと思うんですが、そのところは本当にどのような検討をされたのかというのが全く伝わってこないわけなんです。

当初、これは設計の基本設計及び実施設計の委託をする際に、町のホームページに載ったこの内容では整備方針としてですね、グラウンド域フラット、芝とナチュラル、凹凸がある、そういう二つのゾーンで構成したいとか、休日は園庭を解放して遊具のある公園となるようにしたいとか、ゆったり清潔、明るい、そういう園にしたいとか、小川が流れ、小さな林があり、小さな山があり、農園があり、そういうふうにしたいとか、いっぱいいろいろなすばらしい構想が立てられていたわけなんですけれども、実際ふたを開けてみると、現実にはそういう設計になっていない。

しかも、椿井を予定地として選ばれた理由の一つなんですけれども、国道から施設そのものがよく見えると、これから企業誘致が進んでいく中で、労働人口もおそらく増えていくであろうと。他町から本町のほうに流入してくる労働者もあるだろうということで、保育の需要が増したときに、この椿井という土地は利便性があるし、需要も見込めるんじゃないかという見解もあったと思うんですね。そうすると、現行のこの園舎だけでは足りなくなってくる可能性もあるわけですよ。そのときにいっぱいいっぱい、いま100%以上土地を使って立ててしまったら、その後、増えた場合にどう対応するのかという問題が当然出てくるわけですよ。だから、その点についても考慮した上で、どうして

もこの予定地でいくんだと、この建物でいくんだということになっているんでしょうか。もし、そうなっているんだったら、それは大きな誤りやと思うんですね。

だから、いま特に農用地の問題を抱えていますから、スケジュールがタイトでということは十分承知をしています。しかし、スケジュールに合わせて、いま何が何でもという印象を私は受けるんです、言葉はよくないんですが。何が何でもここでやるんだということを押し通していいのかどうかですね。主体はやっぱりここを利用される乳幼児を含めての子どもたちであり、保護者であるわけですから、その方たちの利用の利便性、あるいは平群町にとっても公共の施設として、住民の皆さんから喜ばれるような施設であるためにどうすべきかということをおいま一度原点に立ち戻ってですね、検証する必要があるんじゃないかと思うんですよ。だから、その点についてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問の1点目で、はなさと保育園の関係ですけれども、考え方の基本としましては長時間、短時間、中時間というふうな振り分けをしております。新園とはなさと保育園の運営については、基本的には同じ運営でというふうに考えております。それから、敷地面積や建築設計の話でしたけれども、どのように議論されてきて、いま現状になったのかということの質問だったかなと思うんです。議員の印象としては、非常に窮屈で違和感を感じるというふうな御意見でした。それはそれで御意見として承りますが、町としましては、先ほども申し上げましたように、当初4,784平米ということで椿井ということで決定を受けましたので、その敷地をできるだけ可能な限り有効に生かして立派な園づくりを目指そうということで、その1点で進めてまいりましたので、当初から建築設計業者とも十数回の公式的な会議もして、当然その間、電話のやりとり等々を含めて、担当レベルでは相当なやりとりをやっております。また同時に、現場主義ということで、先ほども申し上げましたけれども、現場の保育園、幼稚園の先生方と意見交換を何度もしながら、できるだけ動線も含めて、先ほども議員がおっしゃいましたように、子どもたちを議論の中心に置いて、どういう園がいいのかというふうな視点で考えてきたところでありまして、先ほども、これも申し上げましたけれども、いま現状の時点がおおむね満足できる内容になっているというふうに考えてます。

とはいえ、本当に園児が増えた場合とかを含めて大丈夫なのかというふうな

御質問であります。当然、定員につきましても総合計画における人口推計等々含めながら、将来的な人口推計をもとにしながら定員についても考えておりました、その中では十分対応できるものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長

繁田君。

○11番

質問したことに答えていただきたいんですけども、将来的にですね、はなさは130人の定員を変えないという中で、どのように幼保一体の長時間保育と短時間保育を振り分けていくんかということは数字として出せますよね。新園については、どういうふうにやっていかれるのかということですよ。年長さんについては、3クラスというふうに書いてありますけども、そのあたりどういうふうに考えておられるのか、数字として出していただきたいんです。

それから、現場主義ということで、先生方の意見もお聞きになったということなんですけども、PTAの方々の意見というのは聞いてはるんですか。PTAの御意見というのはいまの答弁の中でどこにも出てこなかったんですけども、実際に園を御利用される方々の御意見というのはどこに反映されているのでしょうか。

それと、決まってしまったからって言うても、当初6,000平米とれるからということで、私もほかにも適地があるんじゃないかという考えを持っていましたけども、6,000平米とれるということで椿井もやむなしという立場をとったわけなんですけども、6,000平米とれないのであればね、ここに持ってくる意味というのはどうかあるんですか。こういう手狭なところで将来的に増築もできないと。確かに人口推計でいえば、増えるという推計は出てないんですけども、今後、企業誘致をする中で、保育を必要とする労働人口だって増やしていかなあかんわけやし、増えていく可能性だってあるわけでしょう。バイパスに企業を誘致していく中で、そういうことも見通したら、本当にここでいいのかということをもう一度検証する必要があると思うんですよ。なぜそれをしないのかね、スケジュール、スケジュールって言うけど、スケジュールに合わせてですよ、きちんとした議論をおいといて、スケジュールを優先してやるのが、本当に平群町の将来になるのかどうかですよ。だから、やっぱり180度コペルニクスの転回を図ってですね、もう一度、これ、検証する必要があるんじゃないでしょうか。それは西本課長が答弁できる問題じゃないんで、町の方針ですから、やっぱり町の方針として答えていただける方に答えていただきたいんですが、お願いします。

○議 長

教育長。

○教育長

ちょっと相談しておりまして、大変失礼いたしました。今後気をつけていきたいと思っております。

用地につきましては、いろいろな御意見も賜りまして、紆余曲折もございましたですけれども、椿井の地ということで決定いたしまして、そして地権者との関係もございまして、いろいろなこともございまして、四千七百数十平米のところ決定ということで、大変御理解、御無理をお願いいたしまして、議会のほうでも御承認いただいた経緯がございます。我々としましては、確かに当初の予定に比べましたら随分と狭い土地でございますけれども、そこで最大限の効果が発揮できるように一生懸命取り組んでまいりたいと、かように思っておりますので御理解賜りたいと思っております。

それと、はなさとの130名でございますけれども、現在入園しておりますのは全員長時間保育の子どもでございますので、今後、保護者の中で子どもの様子を見ながら短時間保育に変わる方もいらっしゃるかもわかりませんが、中でどういうふうになるかということは、現在においては長時間保育の130名というふうに捉えております。

以上でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それから、PTA等の意見交換の御質問がございました。これについては、ことしに入ってからのお話で申し上げますと、幼稚園のPTA、それから幼稚園の場合はPTAとは別に幼保一体化、保護者を中心としたメンバーで応援隊というようなものを組織してもらっています。そういった方も含めて、7回協議をしています。はなさと保育園におきましては2回、南保育園におきましては2回、ただ、それについては敷地とか設計について詳細に意見を聞いたという話ではありませんけれども、図面を見ていただいて意見がありますかというぐらいの程度ではございますけれども、保護者やPTAとの皆さんとはそうやって会合を重ねております。なお、今後、引き続き必要に応じて適宜PTA、保護者の皆さんとは協議、説明会等々をやっていく、そういう所存でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

P T Aの方たちとは、幼稚園で応援隊も含めて7回、はなさと2回、南2回ということなんですけれども、敷地とか設計についてではなくてということであれば、これはやっぱり漏れ落ちやと思うんですよね。意見出ましたというのは、議会のほうにも資料を出していただいて、幼保一体化についての保護者の御意見ということで、これはいただいています。しかし、具体的にこの敷地で、こういう園でということについての御意見がないのであれば、それは不十分というか、保護者の方に対して失礼じゃないかと思うんです。敷地とか設計について、まず意見を保護者に聞くべきじゃないんでしょうか。

それから、はなさとについては、130名の定員は長時間の子どもということですが、そうすると、短時間保育というのをはなさとではしないんですか。幼保一体ということですから、当然短時間の子どもさんもはなさとで受け入れるということになると思うんですが、せやから、はなさとで長時間保育が何人、短時間が何人、新園で何人、何人で、だから新園では年長組のお部屋が3クラスというか、三つ要るというふうな設計になってきていると思うんです。数字があって部屋数が決まるわけやから、どういうふうに振り分けしてはんのかなというのがわからないんですけど、はなさとで幼保一体をきちっとやろうと思ったら、当然いまの部屋の数では足りなくなってくるんじゃないかと思うんですが、だからそのあたりをどういうふうに考えておられるのかなというのを聞きたかったんですが、園児の振り分けについては当然数字は出てるはずなんで、示していただきたいと思うんです。

それと、限られた敷地で精いっぱいというのは、当然姿勢としてはそうだと思うんですけれども、やっぱり、これ、予定地を見直すという作業が必要やと思うんです。予定地をどうしても変えられないのであれば、買収できなかった土地を買収できるような努力をするということも必要になってくると思うんですが、その点どうなんでしょうかね。こういうふうな建て方をすれば、別に椿井でなくてもよかったわけで、ほかにも挙がっていた候補地があるわけですから、その候補地も含めて再度検討するという作業がなされなかったのはなぜなんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

繰り返し同じ答弁かもわからないんですけども、先ほどP T Aの話をしていただきました。ほんで、ほとんど意見がないというふうな言い方になったんですけども、もちろんその図面も見ていただいておりますんで、基本的にないというのは椿井という地に対する意見とか敷地の活用というか、いわゆる設計

の基本というところについての御意見はなかった。ただし、もちろん中身においては、例えばスロープの問題とか個々の駐車場の問題とか、そういった御質問等々はもちろんございましたので、その辺については誤解のないようにつけ加えたいというふうに思います。

それから、やはり椿井という地も含めて、もう一度再考を、原点に立ち返って必要じゃないかというふうな御意見ですけども、これにつきましては、先ほどの文教厚生委員会の中でも少し出てましたけども、現行計画を再考する考えは町のほうには持っておりませんので、その辺については御理解願いたいと思います。いずれにしましても、ずっとこの間、施設のハード面に限らず、保育、教育の方針、カリキュラムづくり含めて、新園に向けてソフト面、ハード面両面から協議をずっと重ねてきてます。最終的には、平成27年4月開園に向けて、より充実した就学前の教育環境を整えたいというふうなことを考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課北川主幹。

○教育委員会総務課主幹（北川貴史）

長時間、短時間の人数の振り分けの件ですが、いまの130名の定員の中で振り分けをしてくと。基本的に長時間のお子さんが短時間に変わるときには、そのままはなさと保育園で短時間の教育を受けていただくということになりますので、あえて何人の定数じゃなしに、総枠で130名の定員設定というふうに考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

だから、その辺については緻密にですね、将来こうすると、こうなったらこうするというふうなことじゃなくて、ざくっとしたところでやっはんねんという印象なんですけれどもね、再考する考えはないということなんです、やっぱり説明責任を町は私は果たしてないと思うんですよ。将来にやっぱり禍根を残さないためにあえて申し上げるんですけれども、駐車場の問題も解決できていません。ふたを開けたら職員駐車場がなかったとか、あるいは送迎してこられる保護者の駐車場も確保できないという状況の中でですね、どうやって新園の運営をやっていくんかという問題が残ります。

それから、建物の形状にしてもアールではないというふうにおっしゃいますけれども、はっきりこの図面の中ではアールで示されています。死角が多い、園庭が狭い、当初言われていたような本当に伸び伸び明るい、そういう園にな

るのかどうかということは、非常に私は疑問を感じます。それで皆さん荒唐無稽と思われるかも知れませんが、あえて言わせていただくとすれば、買収できなかった北のほうの用地、これはやっぱりね、私は買いに行くべきやと思いますね。ここできちっと広い目かも知れませんが、広い目の用地を確保することで駐車場もきちんととれますし、ここの新園の園児たちだけではなくてですね、平群町の子どもたちが農園体験ができるとか休日には遊具を使ってそこで伸び伸びと遊べるとか、そういうスペースを確保すべきやと思うんですよ。やっぱりそういう努力はね、私、いまやるべきやと思います。いまやらないとほんまに新園ができたときに、これ、後悔することになると思うんですよ。それが引いては人口問題、いろいろ皆さん後から質問があるみたいですけども、若い世代の人口が定着して行って、保育を必要とする子どもを増やして行って、この新園をもっともっと活性化させていくというふうにつなげていかなければ、平群町の将来というのは切り開けないと思います。もう答弁要りませんけれども、議論かみ合わないんで、ただその点だけはね、指摘しておきます。しっかりその点は協議をしていただきたいと思います。あほなこと言うてはると思うんじゃないくて、将来これは必要だと思うからあえてここで言っているわけですから、必ず協議をしていただきたいと思いますということを指摘して終わります。

○議長

町長。

○町長

いろいろ厳しい御意見をいただきましたんですが、まず用地の議論につきましてはね、いま設計がほぼかたまりつつある中で、まことに申しわけございませんが、それは逆行することになりますし、現在我々が努めておりますのは、この限られたスペースでいかにすばらしい子どもたちが伸び伸びとした明るい環境で、本当に保護者の皆さんにも安心して預けてもらえる明るい園をですね、ハード、ソフト両面においてですね、園の先生方とともに、あるいはまたPTAの保護者の理解も得ながらつくっていくという作業をいま現在進めておる最中でございます。したがいまして、これをもう一遍再考するというようなことは、それこそ議会の議決に反することでもございますし、さすがにそれはちょっと無理な注文かなというふうに思っております。

加えましてですね、園舎のイメージにですね、非常にマイナスのお考えを持っておられるようでもございますが、少なくとも、この園舎につきましては、まず一番最初に先生方からいろんな要求をたくさんいただきまして、その要求を設計者に全部ぶつけましてですね、それを一定の形にしてそれをもとにですね、園の先生方と何度もキャッチボールしながら、子どもたちの健やかな成長にふ

さわしい認定こども園に向けてですね、最大限の努力をしておつてきております。限られた敷地でございますが、全英知を結集しましてですね、つくろうとしてる園舎でございます。繁田議員のおめがねにはなかなかかなっていないかもしれませんが、少なくとも、完成した暁にはたくさんの保護者の皆さん、あるいは住民の皆さんに必ずや喜んでいただける園舎に仕上げたいと思いますので、その点はどうぞ御理解くださいますように最後をお願い申し上げます。

○議長

繁田君の一般質問はこれで終わります。

発言番号3番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

竜田川遊歩道整備についてと、企業誘致について大きく2点お伺いします。

まず、竜田川遊歩道整備についてお伺いします。

竜田川遊歩道の整備については、平成19年3月それまでの取り組みにも増して、平群町第4次総合計画にも沿った形として奈良県や町内ボランティア団体の協力により、竜田川まほろば遊歩道整備構想がより実効性のある構想となるよう策定をされました。内容としては、竜田川を北部よりAからEの五つのゾーンに区分し、それぞれに趣、特色を持った整備をしていこうという方針でした。それから6年が経過し、竜田川クリーンキャンペーンによる清掃やボランティアの方々の取り組みによる草刈り、清掃活動、植樹等々、さまざまな取り組みが続いていますが、整備構想にも明記されている河川管理道の舗装整備や歩道整備、竹林、間伐等、主に町や県で整備しなければならないハード面の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

また、遊歩道の整備についてですが、街灯の整備増設を提案します。現在、街灯は設置されている部分と設置されていない部分がさまざまであり、中でもDゾーン付近を見ますと、役場付近から南へ森脇橋を越えて下垣内橋付近までは、青色防犯灯や通常の街灯も間隔は遠いが設置されています。それから、南へはプリズムへぐりの正門まで街灯がなく、正門から協和橋まで設置され、その後、西宮町営住宅を過ぎた場所から南小学校通学用等の竜田川を渡る歩道橋まで設置されているという状況です。

なぜ設置を提案するかと申しますと、今年、健康維持意識の高まりとともに、運動、特にウォーキングやランニングを行う方が増加しています。現役世代から高齢者に至るまで幅広い世代で健康増進に努められている状況です。ところ



が、夏の日中は高齢者にとって熱中症等の危険を伴い、冬は日照時間が短く、夜明けが遅く夕暮れが早くなり、暗闇の中での運動は、現役世代にとって朝夕は暗闇の中でのウォーキングは困難です。また、歩道の設置されていない道路は反射板等を着用していても不安であり、危険を伴います。街灯を設置することによって、多くの住民の方々がウォーキング等の運動を楽しんでいただき、まさしく健康的な町となり、医療費の抑制にもつながっていくのではという期待も持てるのではないのでしょうか。その上、その電源を利用して桜の開花シーズンにはライトアップも行えば、まさしく町民の憩いの場所、シンボリックな環境となり、国道168号を通行する車両の人々にも平群の美しさ、魅力をアピールできるのではないのでしょうか。

3点目は、遊歩道の安全確保と通行車両規制の件でお聞きします。

Dゾーン、下垣内の近鉄電車高架下は自転車乗り入れ禁止の看板が設置されていますが、森脇橋付近は原付車の走行も見かけます。規制の状況としてはどのようなになっているのでしょうか。また、森脇橋付近の坂道の勾配も少し急なように思われますが、全体を通して坂道は緩やかに計画されているのでしょうか。平群町第5次総合計画でも、竜田川について一層の魅力向上に取り組むことが住民から求められています。河川沿いの歩行空間の魅力づくりに取り組みます、住民等による河川沿いの空間を利用したイベント等の実施を積極的に支援しますと明記されています。そういったことから、歩道の街灯設置を積極的に取り組んでみてはいかがでしょうか。

次に、大きな2点目は企業誘致についてお伺いします。

25年平群町政策基本体系表の中でも、企業誘致は将来の平群町のまちづくりの根幹となる地域の活性化や観光振興につながる施策であり、今後も奈良県の関係課や県内市町とも協力し、企業誘致に向け推進していくと期待されていますが、まさに税收、雇用等の面からもまちの活性化、まちづくりにとっていかに大切なことは全ての共通の認識であり、いまさら論じるまでもないことです。平成24年3月議会では、平群町工場等立地促進条例を上程、可決され、奨励金による企業誘致のための優遇措置制度を平群町においても平成24年4月1日より制定、施行されました。

まず一つ目として、バイパス西側の企業誘致についてお聞きします。24年の8月時点では、25年12月には食品生産工場が竣工の予定と報告を受けていました。その後の経過については特に報告もなく、去る8月29日の総務建設委員会での委員の質問に対して、現在29条開発申請中であり、建物のグレード等の検討中であるとの答弁でしたが、通常であれば開発申請も完了し、造成工事等に既に着手しているはずであります。25年3月には町負担による上

下水道の引き込み工事も完了されています。事業主側の事情もあり、少し方向が変わってきているように聞こえてきましたが、現在の正確な状況をお聞きしたい。これまでの実質的平群町の投資額及び投資内容、これまでの主な経過と今後の見通し、平群町工場等立地促進条例の適用状況についてお聞きします。

二つ目は、バイパス東側の企業誘致状況についてお聞きします。この地域については、現在工場が郡山市にあり、本社が大阪市内にある段ボール関連会社が奈良県を通しての推薦等を含め、検討していただいていると耳にしましたが、検討していただいているとしても、造成工事やライフラインの引き込みにはかなりの費用が発生すると思われませんが、概算費用については検討提示するまでに至っているのでしょうか。また、町南部の椿井橋の完成や北部一分バイパスのクランク部分等未整備な状況での大型車両の通行については、どのような判断になっているのでしょうか。

三つ目は企業誘致のアクション、宣伝についてお聞きします。25年平群町政策基本体系表の中でも中小企業展、奈良県企業立地セミナーへの平群町のブースを設置し、PR活動を実施したとあります。いろいろな手法を使い、企業誘致に努力していただいていることも理解しますが、インターネットで企業誘致と検索しても、民間団体が主催する企業立地フェアも開催され、各自治体も参加されているようですが、そのようなイベントに参加される考え及び予定はないのでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きく1点目の御質問にお答えをいたします。

竜田川まほろば遊歩道の整備構想は、竜田川に関連して活動されています町内ボランティア団体の方々と平群町が河川管理者であります奈良県の協力を受けて平成19年3月に策定をしております。策定以降ですが、本構想に基づきまして住民主体による桜の植樹や清掃活動など計画的に活動を行ってきた経緯があり、その後でございますが、平成22年2月より正式に協議会として発足をされました。竜田川まほろば遊歩道整備構想推進協議会の構成員としましては、町内ボランティア団体の皆様方、河川に隣接をしている大字・自治会の代表者、それと平群町、さらに奈良県郡山土木事務所にも参画をいただき、活動を展開をしているところです。このことで、より実現性の高い取り組みにつながるものであるという認識をしております。

御質問いただいております行政で実施をするハード整備の進捗状況でござい

ます。

まず、遊歩道の未舗装の区間の舗装につきましてですが、これは平成21年度より着手をいただいております、昨年度24年度で完了しております。その他としまして、現道の拡幅、側溝ぶたの設置、また護岸工事等の整備も完了しております。案内板、説明板、それと誘導サインにつきましては、平成24年度までに11カ所を設置済みでございます。引き続きまして、25年度におきましても10基の設置を予定をされております。ただいま申し上げましたこれらのハード整備につきましては、いずれも奈良県において実施をしていただいております、25年度で事業の完了となる予定と聞いておるところでございます。

それと、竹林の伐採でございますが、これにつきましては協議会におきまして年次計画を立てまして、継続して実施をしておるところでございます。また、本構想につきまして、第5次総合計画にも重点施策として位置づけをされております。今後におきましても、当協議会並びに地域住民を中心として植樹や清掃活動など、さまざまな活動を通じ、より一層の取り組み強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目で御質問をいただいております遊歩道の坂道の勾配についてでございます。

全体としましては、おおむね河川の縦断勾配に近い緩やかな勾配で施工されております。そのうち比較的急勾配の区間の平均勾配を報告をさせていただきます。議員御質問の急勾配の箇所は、私どもが調査をしましたら4カ所あったという認識をしております。まず、西向橋付近で19.9%、次にかしのき荘付近11.9%、3カ所目は森脇橋の付近22.8%、最後に西宮の近鉄鉄橋の下、これが16.2%となっておりますので報告をいたします。ただ、ただいま申し上げました数字は、あくまでも上流下流の区間を含めました平均の勾配であるということで御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、竜田川遊歩道の街灯の整備増設の御質問にお答えいたします。当該歩道の照明設備の設置状況を確認いたしましたところ、遊歩道延長約4.5キロメートルある中で、約1.5キロメートルの区間におきまして45灯の防犯灯を設置している状況で、未設置区間は約3キロメートルとなっております。遊歩道は健康維持に、また憩いの場として幅広い世代に利用されているところ

で、防犯対策といたしましても、防犯灯の設置が必要なところでもございます。今後、防犯灯の未設置区間におきまして、地元自治会や関係機関とも協議を行いまして、整備に向け取り組んでまいりたいと考えます。

3点目の遊歩道の通行車両規制の状況でございますが、御指摘の下垣内、近鉄の鉄橋高架下箇所におきましては、自転車乗り入れ禁止とされている状況でございます、そのほかにおきましては特に規制はかかっておりません。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1点目、ハード面の進捗状況、特にいろんなこれまでの成果も言っていたんですけど、より一層これからも取り組んでいきたいという御答弁をいただきました。ちょっとわからなかったのが、25年度事業完了ということが、どのことを指しているのかちょっとわかりにくかったので、もう一度御答弁をお願いしたい。

その後で、竹林の間伐等は年次計画を立てていきたいということだったので、その辺の違いがよくわからなかった。といいますのも、特にAゾーン、元山上のほうですね。元山上口の駅の付近、櫛原橋の北側、右岸というんですか、川の下を水下のほうを向いて右岸と呼ぶらしいですが、右岸のほうが220メートル未整備になってます。大変な事業だと思うんですけど、やっぱり一番景色のいいところですよ。その辺についてのいまの見通しというんですか、まだ立っていないのかもわかりませんが、その辺についての考えもお聞きしたい。

あと、BからEゾーンについては、何とか町道や国道を渡らなければならぬいかもわかりませんが、何とか歩行は可能である状況になってます。先ほど言いましたAゾーンはまぐわ淵のほうまで行こうとすると、国道を通らなければならぬ状態、その国道も一部大変狭隘というんですか、狭いところもあるんで、遊歩道を端から端まで安全に歩くのがちょっとどうなのかなと思います。

それから、その構想の中でですね、Dゾーンだけではないんですけど、例えばDゾーンをとってみますと、協和橋から北へ近鉄電車までの右岸のところですね、植樹予定というふうになってるんですけど、先ほどおっしゃいましたように、ボランティアの方々、協和橋から途中でとまってしまいうんですけど、北へ右岸のほうに、私、昔、フラワーロードで桜の命名権で札を立てたらどうだということで、そのような意見も言ったんですけど、そんな形で桜の植樹もされてまして、いろいろ名前の名札も張ってました。そういう意味で、護岸に桜

を植えるというのは、以前になかなか県の許可も含めて、大変だということはお聞きしてたんですけど、県も入った構想の中に桜の植樹ということが明記されてますんで、その辺は要はボランティアの方々をお願いするのか、県または町が計画をしていくのか、いまの予定をお聞きしたいです。

それから、遊歩道の街灯の整備、増設についてですが、4.5キロのうちの1.5キロができて、4.5灯で3キロは未整備ということですね。今後は整備していきたいという、取り組んでいきたいという、そういうお答えいただいて何も言うことないんですが、本当に取り組みいただくにしてもね、森脇橋から下垣内橋の街灯ですね、森脇橋から下垣内橋北へおりていったとき、右岸、私、歩測でやったら大体35メートルから40メートル間隔なんですよね。通常の街灯の間隔にはかなり広いのかなど。その辺についても、設置に向け取り組んでいくときは間隔という意味でも意見もお聞きしたいと思います。

一方的に言った桜のライトアップもできるんじゃないか、当然地元のいろいろな方々の同意もいただかなければならないと思うんですけど、電気代についてもね、抑制しなければならないけど、特に通常の通学路とかではないんでね、夜間も不必要になってくるんで、タイマー等も設置して夜間は電気つかないようにするとかね、そういう方向も考えられるんじゃないかということで、電気の間隔ということですね、ちょっと再度お聞きしたい。

それから、3点目ですね、町道の規制はできないのかということで、ちょっとお聞きしたら、近鉄の高架は河川の管理道路で道路じゃないんですけど、例えばDゾーンでいいますと、役場からずっと南下しても全てが町道認定されているということらしいですが、町道ということでいろんな規制も大変なのかなと思うんですけど、やはり自転車等は危険は少ないんですけど、単車で走られるとやっぱり歩いている方、結構歩かれてますよね。私も運動で歩くんですけど、結構歩かれてます。そういう意味ではちょっと危険なので、その辺はちょっと農地等のトラクター等もあるんですけどね、そういう規制というか、そういう車は仕方ないんで、何らかのどうしても生活道路というか、そこを通らなければならないということはないと思うんで、近道だということだと思うんで、その辺の規制をちょっと考えていただけないかなと思うんですけど、その辺についてお聞かせ願いたい。

それから、もう1点、坂道がきつい、いま4カ所があるとおっしゃってました。これ、坂道の是正といいますが大変だと思うんですけどね、まず1点はその是正をしていくのか、ちょっと費用的にもいまの状態では何ともならないのか。といいますと、実はどなたかわからないんですけど、たまたま声をかけられてね、森脇橋の付近のところでコープのほうまで自転車で買い物に行った

と、私1人で生活してるというおばあさんおられまして、自転車、この坂を押すのが大変だと。私、議員というのは何も知らない、私のことは知らなくて、たまたま自転車しんどそうやったから押してあげたら、それで半時間ほど捕まって話聞いたんですけど。そういう意味でね、遊歩道という意味でね、やっぱり高齢者にとっては、買い物にしても安全の確保できる遊歩道であると思うんですよ。歩道と車道が分離されてない部分が平群町は少ないんでね、そういう意味では、そういう遊歩道ということも観点に入れていただいていますね、勾配も緩やかにできればなと思うんですが、その点についても、それを対応する部署、県であるのか町であるのか、現在のその辺の勾配を緩やかにするとかいうことについて考えられているのかどうか、この点について再度答弁願います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯灯、電灯の間隔の件でちょっとお尋ねをいただきまして、大体35メートルから40メートルの間隔でいまは設置をしている状況でございます。この点につきましても、照度等のいろいろなところも今後検討の中で、その辺のところは見ていきたい、検討していきたいなというふうに思っております。

あと、規制の件についても、いま現在特に規制はないと、先ほど申しましたが、必要であるかどうかというのはやっぱり地元とも協議の上で、関係機関とも協議を進める中で検討としていきたいと思っております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それ以外の再質問にお答えをいたします。まず25年度で事業完了という答弁をいたしております。内容についてどうかという御質問でございます。

これにつきましては、要するに舗装されてないところ、舗装必要箇所の部分の舗装の事業、それと要するに道標、サイン類ですね、案内看板、それと誘導サイン、こういった設置計画をしていただきました。これについての、要するに事業完結が県の予算で25年度で完了という、こういうことで聞いておるところでございます。

あとは竹林の伐採でございますけども、これはまほろば遊歩道の推進協議会のほうで、特にボランティア主導で竹林の伐採を実施していただいております。時期的には冬場の時期に作業をしていただいているということで、とりわけ、ここ最近では西向橋の上流、左岸側の竹林伐採を重点的に行っておると。また、

今期につきましても、どこの場所を竹林伐採するという、そういったことについては、計画を立案して実施に向けて動いていくと、そういう流れになります。

それと、Aゾーンの右岸ですね、ここの場所は、これはですね、協議会の中でも再三議論に上がってるんですけども、ちょっといまの段階では一つの大きな検討課題ということになってます。地権者の問題、地籍混乱してる問題、いろいろ問題解決する要因がございますので、これは継続して課題ということで、協議会で継続して議論をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

それと、植樹の予定の関係ですね、協和橋からの右岸ですね。植樹につきましてもですね、平成19年度以降、ボランティア主導ということになりますけども、計画的に植樹をしていただいております。これはですね、河川法の河川専用の許可を基準をクリアしてということで植樹許可をとって植樹しているということなんですけども、それと同時にですね、植樹に際して、地域の自治会並びに地権者の方への合意形成を図っておるということで、そういったことが全てクリアされれば植樹に向けて着手するという、そういう運びになっております。現在、要するに19年当時の計画の中で、植樹のされてない区間については一部ですね、やはり日照の問題、または毛虫等の害虫の問題等々が、要するにそういった弊害を懸念されてなかなか合意をいただけないという、そういった区間もございます。できるだけですね、やはり桜、あるいは紅葉、また低木、そんなことも含めて竜田川の全線景観整備を図ってまいりたいと、これは継続して行ってまいりたいというふうに考えております。そういうところがございます。

それと、規制の関係ですけども、若干ちょっと補足させていただきますと、要するに河川管理道路に町道認定をしておるという区域が非常に多くあります。これはですね、あくまでも河川法の法律の上に町道をかぶせてるということでございますので、上位法は河川法でございます。したがって、河川管理者の判断、規制につきましても、一定河川管理者と協議をする必要があるというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。道路の関係、植樹の関係、よく理解をさせていただきました。ボランティア協議会の方、ボランティアの方々ともこれまでもいろんな方向でよくなるように協議をしていただいたと思います。今後も引き続き行

っていただきたいんですが、右岸Aゾーンの元山上の北側の右岸については、大変ななかなか簡単にいかないことだと思うんですけど、景色もいいし、ボランティアの方々の願いも強いと思います。そういう意味で、これからもよろしくをお願いします。

また、街灯については間隔も含めて検討するということの御答弁をいただきました。ちょっと、これ、嫌味では全然ないんですけど、いろんなこれまで個人給付的なことはしないということですとおっしゃってました。前議会でもいろいろ住民の若い世代、ある対応についてもね、いろんな事業もされるようになってきました。なかなか人と人がつながりを持ってですね、魅力ある町にしていかなければならない。町長、もともと竜田川をきれいにするということに対してはずっとおっしゃってました。そういう意味でね、これ、ライトアップとかして桜がきれいに見えたらね、夢があっていいかなって思うんですけど、そういう意味で、何か町長、一言あったらどうでしょうか、お願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

失礼しました。ちょっと1点答弁漏れがございましたので、申しわけございません。再質問の中で坂道の関係も御質問がございました。私ども、現地確認をした中ですが、坂道になっておるとい部分につきましては、やはり町道との取り合い部分、また要するに橋梁など構造物の問題、河川構造上の問題等、要するに技術的な問題が非常に大きなウエートを占めてるんじゃないのかなという、そういう理解をしております。是正につきましては、当然河川敷は河川管理者、町道については平群町道路管理者ということになるろうというふうに思いますけども、議員、貴重な意見をいただいております。できるだけ安全安心に利用できるような形で、一つ課題とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議 長

町長。

○町 長

竜田川につきましては、私も山田議員と同期で議員になったときからですね、竜田川につきましては、本当に町民の皆さんに親しまれる川になってほしいということで、自分で勝手にですね、せせらぎ復活大作戦とか、いろんな提案もしてきたつもりでございます。私、就任して以来、このまほろば遊歩道構想が実現しまして、前に進んでおるわけでございます。その中で、やっぱり一番大切にしていきたいのは、住民の皆さんとの協働ということでございます。本当



に住民の皆さんが先頭に立って、例えば桜の植樹をやっていただいております。そして、また竜田川の中の生物の研究についても、小学校の子どもさんと一緒に研究するなど、いろんな取り組みがいま進んでおります。そして、また遊歩道を健康の増進のために歩いておられる高齢者の方もおられます。そういった意味では、山田議員おっしゃるように、ある意味、桜の木のライトアップもできるのも近いんじゃないかなというふうに期待いたしております。よろしくお願ひします。

○議 長

山田君。

○ 9 番

それでは、2点目をお願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。企業誘致の御質問でございます。

まず、1点目でございます。バイパス西側の企業誘致の進捗状況を報告させていただきます。

当初の予定では、昨年12月に都市計画法の開発の許可申請を行い、許可後に造成工事、建築工事を経て平成25年12月に竣工予定という予定となっております。現時点では開発許可申請は提出はされております。その後、企業側の都合によりまして、多少の設計変更が生じたと聞いておるところでございます。したがって、開発の許可が遅れておるといふ状況にあります。しかし、企業側としましても、既に用地購入等の投資を行っております。本地区においての立地計画については、何ら変わっていないという旨の回答をいただいているところでございます。

続きまして、これまでの投資額と投資内容でございます。インフラ整備としまして、上水道に関する費用が約890万円、下水道工事に関する費用が約1,550万円ということで、合計で2,440万円の投資額となっております。

また、平群町工場等立地促進条例の適用状況でございますが、本条例は平成24年4月より施行をしております。現時点では、バイパス西側で操業される企業が条例の適用第1号であるという予測をしております。町としましても、早期に立地操業をしていただくことにより、条例の適用を受けていただきますように、企業側に働きかけていきたいというふうに考えております。

2点目でございます。バイパス東側の状況でございます。

現在、当該地に大きな関心を持っていただいております東証一部上場の企業が1社ございます。現在、その企業と積極的に誘致交渉を重ねている状況でございます。それと、造成工事でございますが、現時点では造成工事の試算は行っておりますが、ただライフラインなど引き込み等の費用につきましては、検討する段階には至っていないということでございます。それと、周辺道路につきましてもまだ協議の段階には至っておりません。これは今後具体の計画が決まり次第、道路管理者、あるいは奈良県警との交通協議の中で協議を行っていくことになるかと考えております。

3点目の御質問でございます。

平成24年度から奈良県主催の企業立地セミナーなど、奈良県においてブースを設置をしていただき、平群町もPR活動を行っている状況でございます。今後につきましては、議員の御提案いただいております民間団体の主催の企業立地のフェアなどにも積極的に参加することによってPR活動、こういったものは行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

順次、再質問します。まず、投資額の投資内容2,400万円、水道、下水道でかかったと。これはいずれにしても必要なお金であるのかなと思います、私は。原因者負担という言葉もございますが、企業を来ていただくためにはやっぱり町としても、それ以外のいろんな税収、雇用、そういう面から見てですね、やっぱり優遇制度と一緒にですね、しなければならぬと思うんですが、あとは、今後まだハード面で投資しなければならない部分というのはあるのかどうかということです。これまでの主な経過と今後の見通しの中では、開発申請中で事業を変更されているのでということなんですが、今後の見通しということはどうなんでしょう、現実的にはちょっと厳しいようなことも耳にしたんですが、それは当然向うのいろんな事情もございまして、それで、こちらの判断ということで、当然見直しということなんでね、まだやめられたという話ではないのかもわかりませんが、その点について見通しとしてね、どうなってるのか。

というのはね、工場等立地促進条例の適用状況でお聞きしてるんですけど、いまの話の中では事業主が変更して見直しをされてるということですが、それはまずどういう状況で見直しされて、いつを目標にされているのかというのが必要になってくると思うんですよ。ただ、ちょっと条例と規則を見てね、やや

こしいんですが、条例の中での工場等設置奨励事業者の指定というところで、当然奨励金を出すところなんですけど、ここにね、工場等の新設、原則として取得後3年以内に工場等の新設、増設または移設に伴い操業を開始したものに限りと書いてるんですよ。多分、用地を購入されてからに当てはまるのではないかと。3年を過ぎてしまうと適用されなくなってしまう。ただし、それ5条なんで、5条1項の規定では、設置事業者の設置ということで設置届というのが操業開始の30日前までってなってるんで、おそらくまだそれ出てないんでしょうけど、その出てないということの確認、出てないんでしょうね。それをお聞きしたいということ、出てたら変更届も必要になってきます。それをお聞きしたいのが1点。

それからね、ちょっとちょっとわからないんですけど、それに当たって、固定資産についてもなんですけど、要は当然雑種地から宅地になるんですけど、その固定資産税が適用されるのは工事に着手、1月1日だと思う、着手なのか完成なのか、その辺はどういうふうになってるのかなと。税の優遇制度でも聞いてるんで、そのことについてお聞きしたい。

それから、東側についてなんですけど、造成工事についての費用算定は行っているが、ライフラインは行っていないということで、結局ライフラインの引き込みもどこまでが事業者の負担で、どこまでが町の負担なのかということになってきます。あの高さですから、東側ね、どうやって引き込むのかということとは総延長にもよって工事代はかなりかかってくると思うので、その辺の概算は企業にとっても必要ではないかと思うんで、とりあえずはそれはお金も町ではかかるかもわからないけど、出す必要あるんじゃないかなと思うんで、その点について、大きい2点目ね。

それから、大きな3点目、企業誘致のアクションなんですけど、これね、ちょっとインターネットで引いてもですね、自治体の企業誘致における戦略的広報のあり方というて、こんなことも出てるんですよ、分析されてますわ。ちょっといろいろ書いてるんですけど、本当は紹介したいんですけどね、要は戦略的広報をしなければだめですよということをおっしゃってるんです。だから、何やねんて、企業にとって平群町に来たときにいままで以上に何の魅力があるんやということを宣伝しなければならぬ。例えば、1件目の西側の部分であれば、ちょっと聞きましたけど、小売りもしたいという話もともとあったのに、道路の規制の問題等で断念しはったのか、いまは全然できていませんからわかりませんが、その小売りをするによって、企業にとってはそれまで以上の収益が出るから魅力が出てくる、このことを平群町は宣伝しなければならぬ。

例えばね、段ボールの関連会社やったら、そんなちょっとぐらいの規模は要

らんねんと、向うの会社は大きいから言われるかもわかれへんけど、例えば小菊とかにも段ボール使ってるじゃないですか。農産物でも段ボール使うじゃないですか。そのことのルートをどうかもわからないけど、町が主体になってそういうルートを開拓して、こういうのをここへ来てもうたらバックアップしますとかいうことが、僕は必要じゃないかって。それでないと、いまは企業なんて来ないんじゃないかなと思うんですけど、そのことは僕の意見なんですけどね。そういう戦略についてね、もうちょっと考えていただきたいと思うんですけど、これは大きな漠然とした質問ですけど、またよろしくお願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

そしたら、再質問にお答えをいたします。まず、ハード面の投資の予測という御質問でございます。

インフラ整備の中で、上下水の工事は一定申し上げた通りでございます。ただ、マンホールポンプを設置する必要があるまして、その分についてはまだ未設置ということで上下水道課のほうから確認をしております。この金額につきましては1,200万というふうな数字は聞いております。

続きましてですけども、工場等立地促進条例の関係の御質問でございます。

御質問いただいておりますバイパス西側に立地操業を予定をされておる企業につきましては、状況としては先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、用地を取得をされたというのが、平成24年、昨年12月に所有権移転をされておるということでございますので、これは工場等立地促進条例の中の第5条2項の中で工場等の設置計画の提出された事業者に対して、奨励事業者として指定をすると、こういった記載があります。それと、取得費の5,000万以上、または原則取得後3年以内に操業開始と、そういった項目もございます。そんなことも踏まえて、私どもとしましては、できるだけこの企業にこの条例の適用を受けていただくということで要請、働きかけをしていくというのがいまの我々のスタンスでございます。したがって、設置届の提出というのはまだされていなというのが現状でございます。

続きましてですけども、造成工事に関しての町の支出はという御質問でございます。

ちょっとですね、まだバイパス東側につきましては、20ヘクタールを超す非常に大きな区域でございます。要するに、いま例えば誘致活動を行っている企業のニーズがどうなのかということについては、まだもう少し詳細な検討が必要であるというふうに思っております。一定の町のほうでシミュレーション

はしておるんですけども、宅盤の使い方をどうするかということについては、もう少し相手方との調整が必要であろうと。それによって、当然造成の計画、切り土、盛り土、そういった度量計算等も変わってくるということでございます。この区域のちょうど南側には古墳がございます。そういったところも生かす中ですね、できるだけ区域の立地環境にふさわしい、そういった土地利用を誘導してまいりたいと。そのことによって、町として投資が必要であるという判断をしたならば、それはそれでそういったことも必要になってくるというふうに考えております。まだ、ただ、現段階で土地利用計画は決まってないという状況でございます。

それとですね、最後でございます。PRの関係でございますけども、いまでも、申し上げてる企業に対しては、町長も直接企業の訪問をして相手の役員さんとの接触をして、誘致活動を行っていただいておりますということでございまして、ちなみに品目としては議員御質問の中で御指摘いただきましたけども、ペーパーバック、フィルムパッケージ、印刷紙器、それと段ボールという、そういったものを製造されております。そういった誘致活動の中で、平群の小菊の段ボールの話、また平群の基幹産業の中でこういったもので、要するに連携できるかということも含めて、既に話はしておるんですけども、今後また具体的話は行っていきたいなというふうに考えております。

○議長

山田君。

○9番

西側についての今後の見通しということについては、ちょっと答弁が抜けたのかなと思いますのでよろしく申し上げます。それで、今後の目標として、これぐらいには来ていただくとかいうことですね。工場等の立地促進条例の3年の適用、これもやっぱりいま、課長御答弁いただいたように、やっぱりこの適用を受けていただいて、向うにもメリットあるようにしていかなければならない、そういう意味では3年以内に来ていただくかなければならないということになってきますし、それがかなわないとまた考えなければならぬということになってくるのかなというふうに思います。

それから、東側については、いまの打診をされている企業の条件に合うということも大切なんですが、平群町としてこういう利用がありますよ、これについては幾らかかりますよということが必要ではないかな。でないと、やっぱり判断材料というのは、また企業もお金までかけて概算費用を出すというのも、やっぱりあっちもこっちも来てくれと言ってるはずですから、投資になるかならないかわからないお金出すかなって思うんで、これは提示する必要があると

思うんで、やっぱり町としてもね、本来企業を来てもらうんであれば、多少お金かかりますけど、それをつくる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、宣伝ですけど、段ボールの話もしていただいているということで、そういう意味でね、先ほどちょっと言いかけたんですけど、要は比較優位性を整理してアピールすることが必要であるということ、この文書で言われています。それで、ビジネスモデルの提案として当該地域に立地した場合に、企業にどのような新しいビジネスチャンスが生まれるかを示すことが大切であるということにもおっしゃっておりますので、そういう意味で。これは答弁結構ですけど、今後そういうビジネスチャンスを検討して考えていただいて、提案、これからもしていただきたいと思います。2点のことについて、再答弁お願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

西側のですね、企業の進捗状況ということでございますが、開発申請は既に提出をされておる、その中で建物規模も示されております。ただ、企業側の事情によりまして、若干その建物の、要するに実行予算の精査が必要になってきたということで、建物を縮小の検討をいま現在されている途中であるという、そういうことで聞いております。ただ、企業立地の促進条例のですね、優遇措置についてはぜひ受けていただくという、時期もございますので、我々としてはできるだけスピード感を持って立地操業していただくように要請していくというのが現状でございます。

続いて、東側の関係でございますが、当然議員御指摘のとおりでございます。私どもも造成のですね、一つのプランは相手方に示しておるところでございます。現段階で、要するにその造成費用、あるいはまた用地取得に関する費用、これについてはまだ示せる段階ではございませんが、これも近々お示しをさせていただく中で、企業にとって当然競合する他府県のところもあるわけでございますので、比較検討されるという、そういった、要するに提示まではしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

企業の向うの都合もあることなので、まだなかなか明確な答弁を向うからい

ただけないというのが現状なのかなと思うんですけどね。東側については、そういうふうにやっていきたいということで理解しました。ほんで、西側についてはね、先ほど言ったように、小売りということも含めてね、何らかの、もう1回再考するというか、どうなってるのかわかりませんが、警察協議も含めてですね、それを手助けできるような方向で検討するという必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

最後ちょっと町長に決意というか、お聞きしたいんですけど、先ほど森田議員もありましたように、この地域活性化ガイドマップにしてもね、企業誘致について、地域企業立地促進等委託費等とかね、補助金もあるみたいなんです。町に対する補助金じゃなしに企業に対して。そのことがね、ちょっと当てはめてね、助かるように、これはね、なかなか担当者レベルではしんどい、そのためには僕は本来はね、上京する必要もあると思うんです、町長が。直接的に県選出の国会議員、やっぱりお願いしてね、する必要あると思うんです。私、何年か前に話したときに、また言ってくれたらいつでも相談乗るよというような話もされてましたよ。町長の上京は少ないと私は常々思っているんですけどね、やっぱりね、そういうことのためにね、行かなければならないと思うんですけど、その点についてどう、それでね、企業に対してちょっとでも何らかのプラスになるようなことがあればね、やっぱりそれぐらいね、しないとね、待てるだけでは来ないと思うんです。その点について、町長、どう思われますか。

○議 長

町長。

○町 長

当然、国や県の補助金も活用しながら、企業誘致につきましては地元選出の国会議員もいらっしゃいますんで、当然のことながら、そういうルートも使いながらですね、積極的に推進していきたいというふうに思います。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。企業誘致というのは、本当にこれからの平群町にとって大変大きな問題やと思います。いろんな方面から、これはお願いですけど、やっぱりその専属といいますか、それについて一生懸命かわる部署もつくっていかねばならない、ほかの業務をやりながらというのはなかなか大変なところもあると思うんで、その辺も含めて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

午後 2 時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 3 5 分)

再 開 (午後 2 時 0 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 4 番、議席番号 5 番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○ 5 番

3 点について質問させていただきます。明確な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目は、高齢者世帯に対する有価物回収体制についてであります。

この問題は、6 月議会でも一般質問として取り上げさせていただきました。ごみ減量化にもつながる有価物の回収体制、この整備を進めていく、その中でとりわけ高齢者世帯への有価物の回収体制の整備が求められています。10 月からのごみ有料化実施で急がれるとの質問に、行政が 8 月中に体制を整えたいということでした。先日の文教厚生委員会でも、現在、24 軒に対し有価物の回収も含めた、ふれあい収集での対応を行うことにしたということが言われていましたが、平群の高齢化率がですね、非常に高いと、そういう中で 24 軒というのは、平群の高齢者世帯の数から考えると、非常に私は少ないというふうに考えています。そういう中で、重い新聞や雑誌など、拠点回収の場所への運搬は高齢者にとっては転倒やけがの危険が伴います。これも 6 月のときに言いましたが、有価物に特化した高齢者世帯に対する回収体制の整備が急がれますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

2 点目は、生ごみ減量のモニター制度についてであります。

ことしの 5 月ごろから、この 10 月まで、約半年間、住民からモニターを募って、生ごみ減量化推進の取り組みが行われていますが、現状はどのようなになっているのか。また、今後、今回のモニター制度の結果を踏まえて、どのように生ごみ減量化を展開していこうと考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

最後、3 点目は、学校図書館の充実についてであります。



この問題も、これまで何度か質問をしてきました。北小学校の学校図書館が文科省の25年度図書活動優秀実践校という形で表彰されたというふうに聞き及んでいます。昨年10月から学校図書館司書が常駐してから、貸し出し人数、貸し出し冊数ともに大幅に北小の学校図書館は増えています。24年度と25年度の6月対比では、人数で倍以上、冊数にして3倍以上となっており、学校図書館が子どもたちの学校生活の中に組み込まれてきている状況になってきています。そういう中で、来年度以降、さらに町内の他の小学校にも計画的にこの学校図書館司書を配置をして広げていくことが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

あわせて、優秀な人材確保のためにも、安定した雇用形態を確立していく。このことが求められますが、この点についてもどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

もう1点は、学校図書館の施設整備として、北小には現在、クーラーが設置をされておられません。ことしは特に暑かったこともあります。ゆっくりと落ち着いて調べ物学習や、あるいは読書を行える環境整備も必要と考えています。現在、町内では、中学校と、東小学校には図書館にクーラーが設置をされているというふうにお聞きをしています。北小、南小にも設置をしていくべきだと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく3点に分けて明快な御答弁いただきますようお願いいたします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の高齢者世帯に対する有価物回収体制についての質問にお答えいたします。

町では、高齢者世帯も含め、ごみ出し困難な方に対して、戸別に軒先まで収集に伺う、ふれあい収集を実施しています。高齢者世帯の有価物の回収につきましては、6月議会において議員から御質問いただき、収集現場等、協議、検討いたしまして、ふれあい収集時に有価物の対象品目が出された場合は、ごみとはせずに別途有価物として回収をするよう体制を整え、7月後半から実施しています。今回、有価物に特化して高齢者世帯に対する回収体制の整備との御質問ですが、高齢者世帯への戸別収集は考えていませんが、ごみ出し困難な高齢者世帯におきまして、現在実施している、ふれあい収集において、有価物も含め回収を行っていくよう取り組んでまいります。

以上です。

○議 長

植田君。

○ 5 番

非常に残念です、考えてないということです。10月からごみの有料化が始まりますよね。これまでずっと、行政がごみの減量ということ saying 言われてきた。そういう中で、分別収集がそれを進めていく上では非常に大事だということなんですね。そういう意味では、その分別収集をいかに確保していくのかということが求められているんです。そういう中で、平群町の場合は特に高齢者率が上がってきていると。6月議会のときも私言いましたが、本当にもう収集場所まで重たいものをね、やっぱり高齢者の方が持っていかれると。途中でこけそうになってしまっただけで、それこけたときに、ほんならけがをして骨折でもしたら、どこが責任を負うのかみたいな話になってくるわけですよ。高齢者の方々にも、いかにしてそういう意味では分別収集の体制に協力してもらえるのかということ、私は町として、その体制っていうんですかね、そういうことに協力してもらえそうな整備は当然これから進めていかなあかんと思ってるんですね。そういう意味では、高齢者がいわばそういう有価物の回収に力をかけてもらえる。その意味では、やっぱり戸別収集をしていくのが基本だと思うんです。

そういう意味では、いま、ふれあい収集で登録されている方については、それをやっているんだけどもっていうことになってるんですが、最初に言いましたように、24世帯程度でしか、ふれあい収集をいま実施をしていないという状況があるわけですから、それぞれ高齢者の方々に自分の持てる能力を使ってもらえることが大事だと思うんです。だから、そういう意味では、普通の可燃ごみは持っていけると。ただ、重たい、そういう有価物として使えるものを持っていくときに、やはりそれを何とかこう、カバーできる体制をとれないかというのが私の質問ですので、そうやって高齢者の方々にも協力をしてもらってね、やはりそういう体制を行政としても私はとっていただきたいというふうに思うんです。

この問題で、私、ほかの町がね、どういうふうにしてはんのかなと、こういう多分平群町だけじゃなくて、ほかの町でも高齢者の方々がどういうふうな形で有価物の回収についてやってはんのかなと、ちょっとお聞きをしたんです。斑鳩、それから三郷、ほとんど戸別回収でやってはるんです、有価物は。自分とこの家の前に出しておけば、業者が回収に来るといような状況になっています。これならば高齢者の方々も、いわば安心してそういう有価物の回収に協力できる体制なんだなというふうになんて思っているんです。ただ、平群の場合はそういう状況になっていないということがあります。これは、行政側がそのこと

をどうのこうのと言えないのかもしれないですけども、少なくともこれから高齢者に対していろんな意味で行政のそういう減量化に対する協力を得るのであれば、行政としても私は一定業者の方に対してもですよ、やっぱりそういう戸別回収ができないのかということも含めてですね、やはりその協力体制を求めていくぐらいのことはやっぱりやっていかなあかんの違うんかなというのは思ってます。そうして、住民それぞれの方々が何らかの形で協力してもらって、そして本来の目的であります、有価物のごみの減量化が達成できるね、ごみの減量化が進んでいく一つの大きな要因になっていくと思うんですが、この点、再度、行政側の考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

る議員から再質問いただきまして、その中でも斑鳩町、お隣の町の事情もおっしゃっていただいたところですけど、私が確認したのと若干違うところでございましたので、それはそれでまた再確認しますが、要は戸別での収集というのはまだされていないという私は確認をしています。

高齢者世帯の収集でございますが、特に高齢者さんに特化して収集体制を整えるというのが、いまはまだ考えていないと、先ほど申しましたところでございまして、あくまでもごみ出し困難な高齢者の世帯、高齢者さんに対して、ふれあい収集という戸別収集をさせていただいていると、そういう対応でこれからも進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長

植田君。

○5番

あのね、私も高齢者世帯っていうか、ごみ出し困難者と言われたときに、いまの平群町の規定でいけば、要介護が何ぼついてるとかっていうことが、いろいろ条件があるんですね。そういう意味では、非常にそこら辺では私は使いにくい制度だなというふうにはすごく思ってる、個人的にはね。ただ、そのふれあい収集の枠をもう少し広げて、いまの高齢者の方って、自分でできることはしようとしはるんです。だけど、やっぱりそれができにくい状況が発生したときに、ただ、ふれあい収集まではいかないけれども、重たいもの、重たいそういう有価物だけでも何とかしてもらえたら助かるっていう声をたくさん聞くんですね。それが、有価物に特化したというところでの回収体制をとっていかないと、いまの状態でいけば、高齢者の方は多分、可燃ごみの中に全部そういう

ものを入れて、いまやったら可燃ごみは週2回ありますから、月1回出すのではなくて、毎回そういうところに入れて、言うたら可燃ごみとして処理をしまう方向に回ってしまうというふうに考えるんですね。それをどれだけ、やはり可燃ごみで回る部分をきちっと有価物として回収をする体制をとれるのかっていうことが、今後、平群町でのごみの減量化につながっていく上でも一つ大きな、ここの対応をきちっとしていただくことが、私は必要だと思っています。

これ、ちゃんと斑鳩でも確認しました。個人の家の前に出しといてもらったら、それを業者が回収していくと。斑鳩で言えば、去年ですけれども、12事業者ぐらいが回収業者として入っておられて、そのうち8割以上は戸別回収をしてると。三郷でも、斑鳩ほどの業者数はなかったんですが、基本戸別、自分とこの家の前に出しておけば、業者が回収をしていってくれると。そういう回収体制になってるといふふうにお聞きをしています。それであれば、高齢者の方にも、いわば危なくななく回収、そういう拠点まで持っていくということではなくて、協力をしてもらいやすいという状況が出てくるわけですから、ここは行政としてももう少しそういう本当に皆さんに分別を徹底してもらい、協力をもらいという意味での状況をね、つくっていくということが必要だと思うんですが、もうそれは、いまはできないから、可燃ごみとして出してもらっても、それは仕方がないと、そういうふうにいま行政としては考えておられるのか。この点は聞いておきたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

特に可燃ごみに出していただきたいというようなことは決して申し上げているわけではございませんので、有価物として分別していただいて、出していただくようになれば、それはそれとして、ふれあい収集の中で回収をさせていただくと、そういう体制はきちりと整えているところでございますので、ふれあい収集を御活用いただくと、まずはそれで対応していくという方向で考えているところでございます。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

これはもう多分何ぼ言っても同じ答えだと思うんですが、じゃあね、私は斑鳩や三郷が戸別回収をされてると聞いたんですけれども、それについて、課長、

首振ってはんねんけども、いや、私、事業者に直接電話して聞いたんですよ、戸別に回収されてますかって言うたら、うちはしてますっていうことね、うちはしてませんってところもありましたわ。それは、いわば申し込まれる自治会さんや子ども会さんが、うちは拠点で来てくださいとか、あるいは戸別で来てくださいって言うたら、それは向こうさんの希望に応じて対応してますっていうお返事がほとんどだったんですね。ということは、それなりに対応されてるってことなんですよ。実際、そこに住んでる人にも、家の前を出しといたら持っててくれはんねんっていうふうに、三郷なんかでも言うてはったから、そうだと思うんですよ。戸別に回収されてると思うんですよ、ね。そういう意味では、そこら辺ね、最初にちょっと言いましたが、平群でも、それはどこまで行政がそのことに言えるかどうかわかりませんが、やっぱりほかのところではそういう体制をとられてるということも含めて、平群町でそういう業者との話の中で、そういうことも含めた戸別収集の対応についてですよ、町としてもそういう体制をとってもらえないかという、そういう話し合いもしていただきたいんですが、この点については最初の方に返事がなかったんで、そこら辺も含めて御答弁をお願いいたします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

戸別収集ということで、業者のほうでそういう戸別に回っていただくような体制をとれないかと、町のほうから話にはできないかということでございますが、話としては業者に対してはお話ができると思いますので、今後、それは業者とも話はしていきたいと思っております。

○議 長

植田君。

○5 番

いずれにしてもね、これから平群町、やはりこの問題はすごく私は、減量化に向けたという意味では大事な問題だと思っております。そういう意味では、やっぱり少しでも、そういう協力体制がとってもらえるためには何ができるのかということ、行政としても、もっと考えていただきたいし、そういう住民も協力できる体制っていうのを、やっぱりつくっていく必要があると思います。

また、この問題はこれからも質問させていただきたいと思っておりますし、ぜひ今後とも、高齢者世帯に対する、有価物の回収体制の拡充という部分では考えていただきたいというふうに思っています。

この件については、以上で結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、生ごみ減量モニター制度についての御質問にお答えいたします。

生ごみ減量モニターを4月に募集いたしまして、応募いただきました30名の住民の方にモニターとして、なっただいています。減量用コンポストを使用いただき、家庭において生ごみ減量の調査をしていただくもので、4月26日に講習会を行い、期間として10月末までの6カ月間、お願いをしているところでございます。

モニターに使用いただいている処理器は、段ボール製で、生ごみを微生物によって処理するもので、具体的には、投入した生ごみをバクテリアが水とガスに分解するものでございます。定期的に報告書をいただき、また聞き取りなどで確認をさせていただきましたところ、ほぼ全ての方が生ごみの減量を実感していただいているところでございます。設置や使用状況の違いによって、大半は全く問題なく使用されているところでございますが、中には虫の発生により中止をせざるを得なくなった方もおられます。また、モニターをきっかけに、御自身で家庭に処理器を設置された方もおられます。

町といたしましては、生ごみ処理はごみ減量に重要であることから、今回実施したモニター結果を、広報やホームページなどで広く住民の皆さんにお知らせをし、家庭で行えるごみ減量の取り組みとして啓発をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いま、私も聞きました。30人の方々にモニターとしてなっただいていてということ、おおむねその減量の実感をしてもらっているということだったと思うんですね。そういう意味では、これからそれを広めていただくということでは、非常に大事かと思いますが、そういう中で、ちょっと課長のほうからありましたが、いろいろ問題、トラブルを抱えて、途中で、言うたらモニターをおりられたという方もいらっしゃる。これからね、行政のほうとして、その部分でちょっと私は今回聞きたいのは、そのときに毎月報告書を上げられますよね。で、いろいろ問題が起こって、こういうふうになって大変だというふうなことをファックスで町のほうに報告をされるんですが、そのことについて何ら行政側からアドバイスというか、返答がなかったと。で、もうウジが湧

いて大変だ、こういう状況だということで報告書に書かれても、何一つ返答が返ってこなかった。あるいは、1カ月の町の報告書とあわせて、1カ月モニターとしてやってみて、こう感じたとか、あるいはそういう生ごみを1カ月間足したら、このぐらいの量でやってみて、こういうことを感じたということ、町の指定の紙以外に、やっぱり感じたことを住民さんとしてはモニターとしてやるわけですから、やっぱりそういう声も伝えるほうが必要だと思って持っていったら、もうそれ、結構ですと。町から配布させてもうた、まあ言うたら報告書だけで結構ですというふうな形で、窓口で受け取りを拒否されたというふうな方も聞いています。本来ね、住民の方々からそういうモニターを募って、協力してもらってるわけですから、そこで聞かさせていただく声というのは、非常に大事だと思うんですね。それが、持っていても、いや、もう行政側からお願いした用紙だけで結構ですとかね、あるいはファックスを送って、こんなに大変ですって言っても、何一つ、いわばそれに対して、いや、もう大変なところ申しわけないけど、こういう方法をとってもらえたら、それがひょっとしたら改善できるかもしれませんとかね、そういうのが一切なかったとおっしゃるんですね。で、これではもうたまらんということで、ただ、もうモニターはやめさせてもらうって言うことと言ったんだけど、それでも、その後、やめさせてもらいますって言ったら、それに対して何も、普通だったら、御苦労さまでしたっていうのが一言あってもいいんですよ、それもなかったと。だから、もう一方的に送って、それをどう行政側としてね、その声に対して応えるかぐらいのことはね、やっぱりすべきやと思うんですね。で、もう悪いけど二度と協力、こんな状態ではね、いろいろ思って、こう意見も言ってんのに、それもちょうと取り入れてもらえないし、そういう対応をされるということに相手はすごく憤慨されてたんです。これが、やはりもう全庁的に広げていこうというふうにな、行政側として思っておられるんだったら、もっとやっぱり住民に対する丁寧な対応というのはね、とっていただかないと、何て言うんですかね、もう行政との信頼関係っていうのができていかないと思うんですね。

この点については、そこら辺も含めてね、ちょっと担当課の中でどういう認識をされているのかはわかりませんが、やはり住民の協力あつての減量化ですから、やっぱり丁寧な対応というのが求められると思うんですが、この点についてどのように考えておられると言うたらあれなんやけども、こういう事例があったということに対して、どういう対応を考えておられるのか、お答え願えますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いま議員おっしゃっていただきました。いろいろと対応について御指摘をいただいている点については、私もいまお聞きをして、状態を認識したところでございまして、特に担当の対応としても、窓口においでいただいたモニターさん、あるいは報告書等、電話でのやりとりをさせていただいてる中を拝見しておりますと、特にそのような問題点は、私自身は感じなかったんですが、そうお感じになっておられるモニターさんもおられるということで、改めて認識をしたところでございます。住民の皆さんの協力をいただくということは、もう当然のことでございますし、減量化に向けて大きな協力が必要であるということは、もう重々わかっているところでございますが、いまのモニターさんのいろいろな対応につきましては、本当に反省すべき点は十分反省をして、今後の対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長

植田君。

○5番

今後の対応に反省をもってしていきたいということですので、住民さんの協力を得ようと思ったら、本当に行政側の対応というのは、すごく大きくかかわってきますので、やはりそういう点では重々、今後、生ごみの減量化を進めていくのであればですね、そういう丁寧な対応というのは、ぜひお願いしていただいて、多くの方々に協力いただいて、減量化につなげていけると、そういうものにしていただきたいというふうに思っています。

この件については、以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3項目めの学校図書館の充実についての御質問にお答えさせていただきます。

北小学校の文部科学大臣表彰は、非常に喜ばしいことで、数年前からの読書活動への取り組みと、昨年度後半の学校司書配置の成果、これが評価されたものというふうに考えております。

学校図書館の司書配置の現状でございますが、緊急雇用対策事業を活用して、北小学校に常駐の形をとるほか、町立図書館の司書を中学校の放課後に定期的に派遣し、他の小学校へは図書館活動の支援を随時行っているのが現状です。御指摘のとおり、学校司書の配置は教育的にも有効であり、評価も非常に高いということが言えますので、他の小学校への配置につきましても、財政面の考



慮は必要ですけれども、積極的に検討してまいりたいというふうに考えます。

また、安定した雇用形態の確立につきましても、現在、行政の重要課題の一つとしております適正図書館の規模、図書館の開設も視野に入れながらではありますが、職員体制につきましても充実できるよう、検討してまいりたいというふうに思っています。

2点目の、学校図書館へのエアコンの設置ですが、ことしの夏のような異常な猛暑で、子どもたちがゆっくりと落ち着いて読書や学習ができなかったということがあるというふうには承知しております。今後、計画的に予算の確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○5 番

担当、教育委員会のほうでは、学校図書館司書の役割というのは十分認識をされてて、その必要性というのも、この間、実感されてるというふうな答弁だったし、積極的に他の学校への拡充も考えていきたいということだったんですが、そういう意味では、計画性を持っていただきたいと思うんですけれども、北小と中学校は去年、北小は去年の10月から、月曜から金曜日まで学校があいてる期間、司書が常駐するという形になってきています。少なくとも来年度にはもう1校ぐらい、小学校を広げて行っていただきたい。その次には、いま東と西が今度、学校が統合されるんですけれども、その計画性を持つという意味では、何年にどこに、どこについていうまでは難しいですけど、何年にもう1校、その次にもう1校というふうに考えておられるのか。そこら辺、私としては来年度にはもう一つ、小学校で図書館司書の配置をしていくことが必要ではないかと思えます。いろんなときに、町内の子どもたちの学習環境を平等に保障していこうと思えば、やっぱりそれは必要だと思うんですね。幼保のときもよくおっしゃいましたよね、平群町の子どもたちみんなに同じ教育、同じ保育を保障するために幼保一体化をするんだとおっしゃってきたんやから、学校教育の面でも、そういう意味では、こっだけ北小で学校司書を配置をしたことで、いわばその成果が生まれてきてるわけですから、やっぱりこれは早急に年次計画を持ってですよ、他の学校にも学校司書の配置をしていただきたいなというふうに思えます。私もこの北小の学校図書館、ちょうど9月の始業式のときにお邪魔をしました。本当に、始業式だったんですが、取っかえ引っかえ子どもたちが夏休みに借りてた本を返しに来て、司書の先生といろいろ話してるんですね。先生にお聞きしたら、通常るとき、朝の時間で三、四十人来るらしいん

です。その学校の授業が始まる前にね。で、昼休みでもやっぱり30人からの子どもたちが出入りする。そういう意味では、すごく子どもたちが学校図書館を活用しているというのが手にとってわかります。すごく北小の学校図書館も、子どもたちがわくわくするような、そういう中身っていうんですか、これは司書の先生もいろいろ工夫されてやっておられるんですけど、そういうレイアウトにもなってますし、そういう意味では本当によくなったなって、私の子どもが行ったころの図書室と全然違うなとすごく感じたんですけどね、そういうものを子どもたちにきちっと整備をして提供していくことがすごく必要だと思うんです。そういう意味では、年次計画を持ってほしいんですが、この点についてはどうなのか。

それと、司書についても、きちっと保障した形での雇用形態をしないと、せっかく結構、町内でも司書資格を持って、この平群で一時期、学校図書館の司書としていてくれた方が、緊急雇用やったかな、が切れたということもあって、結局、今はほかの図書館に行ってしまうというふうにお聞きをしています。そういう意味では、せっかく町内にそういう人材があるのであれば、それをきちっと確保していくということが大事だと思いますし、特に、今後、年次的にそれを広げていくのであれば、そういうことはきちっとやはり雇用形態を確立していくことが大きな課題だと思いますので、これもぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、クーラーの件についても、計画的に予算をとっていききたいということなんですが、まあまあこれから寒い時期に入っていきますから、あれなんです。来年度予算にきちっとそれはとっていただいて、多分、図書館でクーラーが県下でもほとんどのところが学校は入ってると思うんですね。お聞きしたところによると。そういう意味では、これからはますます学校図書館ということが重要な位置づけになってきますので、そこにはきちっとそれが保障されるような、まあ言うたら環境整備というのは、ぜひ進めていっていただきたい。これも計画的に、もう来年度も含めてつけていくというふうにお聞きをいただきたいというふうに思いますので、再度答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、図書館司書の配置についての年次計画については、いま現時点では立ってはいません。ただ、先ほども申し上げましたように、それから議員がいま、るる述べられましたことについては、全くそのとおりと教育委員会においても考えておりますので、人事、それから財政の両面から全体状況を見きわめ

ながら、庁内全体で協議していかなければならないんですけども、教育委員会としては、できるだけ優先的に司書の配置について努力してまいりたいというふうに思っております。

それと、いま、北小学校のほうに緊急雇用対策事業で、去年からことしの秋まで、それからことしの予算で10月以降は町単費で認めていただいておりますけども、少なくともこれについては、引き続きというふうに要望してまいりたいと。で、さらなる広がりを持たせた形でというふうな議員の御意見ですけども、一遍にはいかないとは思いますが、何とか拡充していけるように、内部で協議してまいりたいというふうに思います。

それから、司書の雇用形態の確立につきましても、おっしゃっていただきましたように、現在、来ていただいている司書の方、非常に優秀な方が多くて、本当に頑張らせていただいております。そういった方の頑張りに応えられるような雇用形態の確立につきましても、当然考えていかなければならないというふうに考えますので、検討課題ということ、いま、明確にどうこうというふうな計画は持っておりませんので、明確な答弁にはなりませんけども、少しでも充実させた状況をつくって行って、子どもたちが気持ちよく図書に親しめるようにしていきたいというふうに思っています。平群町のほうでは、ことしの3月に平群町子ども読書活動推進計画もつくりました。その中にも、そういったことも含めて記載してあったと思いますので、計画をつくった以上、計画に従った形で、可能な限り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

担当課のほうとしては、もう進めていきたいということですので、教育長もね、学校図書館司書の関係では、必要性というのは十分御認識はされているというふうに思います。できるだけ早く、やはり同じ環境を平群町の子どもたちが共有できるという状況をぜひつくっていただきたい。

来年度予算、そういう意味では非常に私も興味を持って見させていただきたいと思っておりますので、これは財政当局のほうも、これから平群町の将来を担う子どもたちに、やはり同じ教育環境を保障していくという上では必要ですし、また、その効果が実際、出てるという状況もありますので、このことは重々念頭に置いていただきまして、予算編成の段階できちっとそのことを証明していただけるような内容にさせていただきますようお願いしておきまして、私の一般質問を終わります。

○議長

植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号5番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○7番

議長の御許可をいただきまして、3項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いいたします。

1番目の質問は、まずは定住化の視点を高齢者に向けての今後のまちづくりです。これが必要です。

本議会では、提案型の議会を目指し、前回6月議会では、議員の御協力と町長の英断で、子育て支援を中心としたの高校1年生までの医療費の無料化の条例改正を成立させました。それは、まちの活性化であり、これが大きなまちの魅力づくりです。本町の人口は、徐々に減少しています。5次総でも、高齢者から子どもまでが暮らせるまちづくりを述べています。本年8月末の県の人口推定、これは私が8月末現在の数字に調整してつくったものですが、1万8,973人で、いよいよ1万9,000を割ったという結果だと思います。人口減少は今後も避けられない状況です。5次総でも述べているとおり、昭和40年代から始まった住宅開発で、大阪のベッドタウンとして発展した本町です。丘陵地が多く、高齢者は買い物や病院への通院等々、日常生活に必要な移動が困難になってきております。また、高齢者が地域社会での安心な日常生活を送る環境とサービスが必要であります。当時、転入された方々の子孫が進学や就職で他市町に転出される、そのような状態です。高齢者転出防止のための交通政策が必要と考えられます。町内の路線バスや近鉄等の利用での高齢者の動きを助成する考えが必要であります。

一方、町長が打ち出す長寿奈良県一番には、私は大賛成であります。このための施策を考え、提案いたします。高齢者対策も人口減では大きな課題です。そこで、述べることは、高齢化になった町から町民の転出をどのように防ぐかです。

その一つとして、①番目、75歳以上の方々への交通費の助成の復活です。国保や介護保険は町民の直接負担のサービスです。町の行財政改革大綱で70歳以上の住民に対しての交通費助成が廃止されました。これは65歳やと思います。失礼しました。

さて、もう一度、この交通費助成の復活です。町長、いかがでございますでしょうか。

②番目、75歳以上の方々の固定資産税超過税率分の免除です。免除が法的に無理ならば、何らかの対応で高齢者世帯への返還措置ができないか。他市町

村でもクーポン券の発行とか、バスの切符の交付とか、いろいろ考えながら返還措置が行われている現在です。

さて、さきにも述べましたが、本町に三、四十年前に転入され、本町の発展に御貢献をいただいた方々へ、いまの流行語で言えば、お返しをするという考えです。当時、本町へお越しになった方へのお気持ちをいま考える時期ではないでしょうか。この方々に実質的減税を行うときです。いま、高齢者世帯で家族の環境変化から、子や孫の就職や進学で町外への転出が増加し、高齢化から子どもや孫の世帯に転出している現状です。本町の魅力アップを考え、固定資産税の減免を考える時ではありませんか。町長のお考えをお尋ねいたします。

奈良県では、どこの市町村も人口の取り合いです。魅力のあるまちをつくろうでは、町長、ありませんか。

③番目、これからも平群に住みたいけれど、子や孫の考えで、いやでも転出された空き家の対策です。空き家を放置しておく、安全面やまちの土地価格の低下にもつながります。いま、まちはコンサルを使い、年内を目標に町内の空き家の実態調査が進んでいると聞きますが、どのような内容で調査されているかをお尋ねします。その調査結果は、できるだけ議会のほうにも御報告なされるようお願いをしておきます。

この平群町の人口問題では、常に大きくまち全体で皆様をお待ちするすばらしいまちと強く訴えることです。今後も、議会、行政が一体になって頑張り、感謝されるまちづくりを目指してほしいものです。

さきにも述べましたが、昭和40年代以降にまちへ来られた高齢者に対して、まちはこの町民の皆さんへの貢献をどのように考えられてるかです。高齢者世帯にまちは感謝し、何らかの施策を考えていく。高齢者の流出防止を考えた行政を求めます。

また、一方では、東京オリンピック、パラリンピックが2020年開催と決まりました。ますます国は変わるでしょう。どう変わるかです。国の経済変化は大きく、次世代の変化、人の動きも大きく変わります。人口問題を今から考えると、やはり変化していくでしょう。町長の政策をお尋ねいたします。

2番目は、西小学校の跡地利用についてであります。

西小学校跡地利用について、今後どのように利用されるかです。26年4月には懸案の東・西小学校の合併です。この合併で、現西小学校の跡地については、町長はどう考えているか、お尋ねします。いまから真剣に考える必要があります。西山間地区の入り口に位置しており、また、電気、水道等の公共的社会インフラは企業誘致にも最適ではないかと思えます。本町の活性化に向けての大きなパワーになるでしょう。今後の計画を具体的に進めるためにどのよう

に考えているか。私は、西小学校跡地利用協議会のような会が必要ではないかと考えております。

3番目は、平群西線の見直しに向けて、現路線の再整備です。

都計道路平群西線と東線との結節が平成27年3月に決定する運びになりました。西線は昭和50年代当初に部分開通し、現若葉台の中央道路として機能しています。開通以来、約40年経過し、道路の欠陥が目立ち始めています。高齢化社会では歩行するのに難渋している道路です。また、特に坂道の歩道では、凹凸が激しく、また、各家庭の駐車場との段差があり、非常に危険で転倒防止を図らねばなりません。若葉台入り口から福貴までは、国庫補助で整備されましたが、その後は放置され、歩行困難です。

また、緑地帯の街路樹も老朽が激しく、秋になると落ち葉が乱舞し、ごみになっている。こんな現状です。道路は公共用地であり、私的利用を禁止し、美的感覚を図り、早急に整備してほしいと声が挙がっております。西線と東線の全通までに整備と街路樹の植えかえ等をお願いしたい。財政の厳しいときであります。毎年、計画をつくり、改良工事を少しずつでも進めていただきたい。町の考え方をお尋ねします。

以上、3項目について町当局の前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、大きい1の①、75歳以上の交通費助成の復活ということで、質問でございます。この御質問の趣旨は、高齢者が平群町でいつまでも安心して生活していくための取り組みについての提案というふうに理解をさせていただいて、答弁をさせていただきます。

町としても、その重要性を認識しているところです。現在、緊急通報装置、救急医療情報キットの普及促進、配食サービス、軽度生活支援事業や、介護保険事業の取り組みにとどまらず、社協、民生委員、地域のボランティアによって実施されている小地域ネットワークによる見守り、サロン活動などの多彩な取り組みを実施をしているところです。特に今回提案をいただきました、質問いただきました移動手段についての提案でございますが、平成19年度まで実施してまいりました交通費助成制度につきましても、高齢者の生きがいのある活動、社会参加を促進というのを目的に、平成10年から65歳以上の高齢者に対し、1人3,000円の交通費助成を実施してまいりました。しかし、健康維持あるいは介護予防のために歩行を心がける方や、公共交通手段より自家

用車を利用される方、バス・電車に乗ることが困難な方などもあり、対象者以外の方が利用されていることや、個人給付ばらまき事業に当たるとして、見直し、廃止に至った経緯がございます。町としては、自力移動の困難な方に必要とされる移動手段の確保を目指して、福祉有償運送、福祉タクシー、介護タクシーなどの充実を推進してまいりました。また、自力移動が可能な方についても、NCバス、コミバスの充実を進めてきたところです。現状の制度、サービスの総括を行いながら、さらなる充実を目指してまいります。現時点では、交通費助成の復活は考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、大きい1番の②の高齢者人口の流出防止対策として、75歳以上の方の固定資産税の超過税率分の減税について答弁をさせていただきます。

固定資産税の超過税額については、厳しい財政状況が続く中、新財政健全化計画に基づき、住民の皆様が等しく税の御負担をしていただくことにより、財政の健全化を図ることを目的に、平成20年度より超過課税を行わさせていただいておりますが、現在の固定資産税に限り、税収について申し上げますと、超過税率を実施した20年度、現年調定分でございますが、と本年8月末現在の調定額を比較するとですね、決算審査の委員会でも御答弁させていただいておりますように、約7,480万減少してるというのが現実に明らかになったところでございます。

それから、議員御提案の固定資産税の超過税率分の減税についてですが、法的にはどうかという点については、地方税法の規定では、内容的には不均一課税に該当するかというふうに思われます。不均一課税は、課税免除と同様に一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率、いわゆる標準税率と異なる税率で課税することではありますが、本町においては、既にさき述べましたように、町全体に、現在、超過課税を行っておるところでございます。なおかつ、そこに不均一課税を行うということは、税の公平の観点から申しますと困難であるというふうに考えておるところでございます。また、固定資産税は物税でもございますので、年齢に限って減税をすることにつきましても、特定についても困難であるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の空き家実態調査の御質問にお答えをいたします。

6月議会でも議員の一般質問で、空き家の実態調査については御説明をしております。その後の進捗状況についてお答えを申し上げます。

現在、空き家の現地調査を実施中であります。10月末で調査の完了予定となっております。現時点では、全体の7割程度の調査が完了しているとの報告を受けているところでございます。調査内容につきましては、上下水道課からの情報提供によりまして、空き家の候補の抽出を行い、その後、国土交通省の地方公共団体における空き家調査の手引きに基づきまして、調査表を作成をし、外観調査を実施をしております。内容としましては、電気メーター、郵便受け、表札、カーテン、あと、近隣の住民の方の情報等々を加味する中で、空き家ということで特定をするところでございます。現地調査の終了後の予定としては、空き家として特定をされた家屋の所有者に対しまして、アンケート調査やヒアリングを実施をし、所有者の実態及び空き家となった要因や今後の利活用に向けた意向等を把握をする予定となっております。これらの分析を踏まえまして、空き家の活用の具体的な施策の立案を進める予定となっております。

現段階では、1点目として、子育て世帯を呼び込む施策の検討、二つ目として、関係機関との連携によるマイホームの借り上げ制度の促進などを重点的に検討を進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

はい、ありがとうございます。少しだけ言わせていただきたいと思います。

まず、高齢者の交通費助成について、確かに当時の話では、自分が使わないで子や孫に使わせたという話はよく聞いたことでございます。それはそれとして、いま私が申し上げてるのは、昭和40年代以降にお越しになられた方の税の貢献ということですが、これを申し上げている中で、何かお返しするものがないだろうか、こういう観点でお話をしてるわけです。やはり貢献に対しては、お返しをするというのが、これが世の中の通例であります。そういう意味で、少し私自身が調べさせていただいたところで、町税をちょっと調べさせていただきましたら、驚くような数字が出てくるわけです。昭和36年、村時代の町税全体の金額、これにはいろんなものが入ってます。当時は電気ガス税とかっていうふうなものまで入ってたわけですが、その時代で1,320万円というのが、36年時代の本町の税収であります。それから、昭和40年、これは



町制をしいたときだと思えます。そのときで2, 560万円、それから50年  
が3億5, 190万円、このあたりから高齢者の方々、現在の高齢者ですが、  
こちらのほうへ越されてきたベッドタウンの影響が出始めて、3億5, 200  
万円、さらに60年は実に14億と、桁が上がってまいりました。ところが、  
今現在が最高でおそらく24年度が20億円ですから、どんどんどんどんと下  
がり始めてきた、こういう実態が私の調べでは出ております。そういう観点を  
考えたら、何らかの形で高齢者の方々へお返しができないのかと、こういう観  
点で申し上げておまして、確かに課長が言われるような問題点があったと思  
いますが、これはあくまで、これからの大きなまちづくりで、そして平群町へ  
来ていただいた方々のための何らかの施策を打ち出しておりますので、ばらま  
きを私は言ってるわけではございません。そういう意味で、町長としてこれか  
らのまちづくりにこういう問題点についてどのようにお考えか、これを町長に  
お尋ねいたします。

2番目の高齢者の固定資産税の超過税率の問題、これはいま、ると申し上げ  
た税金の金額を見ていただければ、聞いていただければよくわかると思いま  
すが、非常に私たちよりも北部の方、椿台、緑ヶ丘、若葉台の方々がこのまち  
へお越しになったことよっての大きな影響度があらわれておりますが、これ  
がいまマイナス方向へ動き始めているという現状であります。そういう観点で、  
やはりこれも私が聞きたいのは、町長として、これから町長をおつなぎいた  
く限りにおいての公約あるいは政策的な観点で、この問題についてお問い合  
わせをしていると、こういうことでございますので、町長、できれば御答弁をお  
願いをしたいと思います。

それから、3番目の空き家の問題については、これはこれからの問題です  
から、またそういう調査結果がわかれば、御報告をお願いしたいと思います  
ので、これは結構です。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

町長。

○町 長

高齢者世帯の人口流出防止策をという視点でご質問かと思えます。先ほど高  
幣議員が述べられましたように、平群町は大阪のベッドタウンとして発展して  
まいりまして、確かにおっしゃるようなことも現実的であろうというふうに思  
います。まちが発展した大きな要因は、大阪のベッドタウンとして開発されて、  
町税収入が大きく増えたというのは間違いなことかなというふうに思いま  
す。しかしながら、高齢者世帯の人口流出防止策といたしまして、先ほどから

ご質問されてます交通費助成、あるいはまた固定資産税の超過税率分の減免ということにつきましては、いかがなものかなというふうに思っております。

平群町では、御存じのように第5次総合計画を策定いたしまして、人口対策といたしましては、主に若い世代の方に対する施策として、若い方だけではございませんけども、高齢者から子どもまでが安心して暮らせるまちづくりという視点で取り組みを行っております。そういう意味からしますと、人口対策につきまして、大きく5点の施策を掲げております。

まず、1番は、住まいの場の確保。先ほど御質問ありました、空き家対策もこの一つでございます。

2番目といたしましては、安心の子育て、確かな教育ということで現在進めている政策でございます。

それから、安全・安心の暮らしということで、当然、東南海・南海地震に対する防災対策も含めまして、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくり、そういう観点でございます。

それから、活気のある働く場所ということで、午前中の御質問にもありましたように、企業誘致、あるいはまたバイパス沿いの活性化、あるいは駅周辺整備事業の推進といったことが挙げられようかと思えます。

そしてまた、平群ならではの豊かな暮らしということで、平群町の財産でございます、この豊かな緑、あるいは竜田川の遊歩道の話もありましたけども、こういった歴史遺産も含めまして、町民の皆さんがこの豊かな自然に抱かれた生活を続けていきたいというアンケート、あるいはまちづくり会議での議論もございました。こういった五つの施策を推進することによりまして、当然、高齢者の方にも、若い世代の方にも、住み続けていただける、そういったまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長

高幣君。

○7番

はい。町長、御苦労さまです。町長は、いまおっしゃられたように、何点かの形で人口減を、流出する策をお述べになられております。ただ、そういう中で、いまやっていることが、果たしてそれが人口流出策につながるんかどうかというのは、私も同様の考えを持つんですけども、ところが実態ベースで1万8,000台に突入してきた、いまなんです。これ、どう解決するかってことの身近な例として私は申し上げてるだけで、何も交通費助成を絶対しなさいという意味で申し上げてるわけじゃないです。何か手を打たないといけない、あるいは固定資産税の問題も手を打っていかないとだめだと、こういうことで

申し上げてるわけです。特に1.4%の固定資産税率については、やりようによっては減免措置ができるのではないかと。ところが、1.4は国で定められている基準ですけれども、0.18という超過税率については、何らかの方法はないか。これが私は聞きたいわけです。このあたり、何か方法はありますか。そして、やはり若者の、あるいは子育ての、そういう世帯に対するサービスをやったら、次、考えるのは、全体的に高齢者に対する考え方を示さないといけない。そんな時期ではないかと、そんなふうに思っておりますので、もう一度、固定資産税問題、それから先ほどの交通費助成については、確かに課長おっしゃるように、いろんな使い方があったらこうなると。それはもちろん、行政改革、行財政改革の中で反映されたことだとは思いますが、いま、やはり何とかまちの魅力づくりを考えないといけないわけです。平群町はこんだけの魅力を持ったまちだと、こういうことで手を打っていかないと、おそらく5次総で言う1万8,000人、人口を守るという話もありますけれども、既にもう9月1日現在の、おそらく県の推定人口では1万8,000人台へ落ち込んでいると。この現実をどう見られてるのか。こういう観点でもう一度、町長、前向きな答弁をお願いをしたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

議員ただいまお述べの超過税率につきましてはですね、やはり目的を持った超過課税を現在、町としては行っておるところでございますので、町長も先ほどの決算審査特別委員会にも超過税率についても議論されたところがございます。超過税率を今後も続けていくのかという質問については、町政全般を見ながら、持続可能な町政を目指していくということで御答弁をさせていただいておりますので、そういう意味で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

副町長。

○副町長

るる高幣議員から政策的な御提言をいただきまして、まことにありがとうございます。その中で、いかに高齢者の方々に対して還元していくかというようなお話も頂戴したわけでございますけれども、第5次総合計画もできたところでございますので、また、次年度に向けまして、高齢者の方々への生きがいくくりでありますとか、サービスの充実等をどのような形にしていくかということを庁内でしっかり議論いたしまして、ひとつ実現していきたいというふうに思っておりますので、それで御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長

高幣君。

○7 番

副町長もおっしゃるように、いろんな観点の中でこれから動いていかなきゃならない時代だと思います。ただ、人口減対策にくさびが必要であると。このくさびを何にするかということが大事だと思いますので、あえてもう一度申し上げますが、人口減対策のくさびを、町行政当局、そしてまた私たち議会も一緒になって考えてまいりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。この件は、これで結構です。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員2点目の、西小学校の跡地利用につきまして御答弁申し上げます。

学校施設は、教育の場としてのみならず、防災や地域の身近なコミュニティ活動等に利用されております。小学校再編に伴う跡地利用については、再編後、長期にわたる施設の空洞化を起さず、当該地域と町全体の活性化を図ることを目的に、庁内を横断的に町全体の取り組みとして検討をしておるところでございます。

再編後の学校施設の跡地利用については、建築物や土地の用途が定められていることから、利活用についてもさまざまな制限がございます。西小学校においては、市街化調整区域内の建物であり、第三者への譲渡や賃借が困難なことから、企業誘致については非常にハードルが高いこととなります。今後の利活用については、町と地域住民の皆様方との合意形成を図り、双方にメリットのある活用方法を検討してまいりたいと考えておるところでございます。また、近々に西小学校校区の皆様と今後の利活用につきまして意見交換を行う場の設定を計画をしております。議員から御提案いただきました西小学校跡地利用協議会の設置につきましては、このような状況も踏まえて貴重な御意見として賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

午前中にも企業誘致等のいろんな話がございました。その中で、私は考えますのは非常に絶好の地であると、既に学校校舎もあり、体育館もあり、運動

場もある、こういう視点から見た場合、企業誘致というのはやりやすいところではないかと思うんです。そういう意味で、私自身があの跡地を企業誘致的な形でできないのか。これは法の中で何かクリアしていくようなものはないか、それを研究してほしいと、こんなふうに思っております。今の企業誘致の話でも、いろんな実例の中から持ってきて、あるいは声をかけてやっていったらできるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、この問題についてはこれで結構でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の平群西線の見直しに向けての現道路線の再整備の御質問にお答えをいたします。

平群西線及び中央北循環路線、これは消防署から中学校東側の区間でございます、の歩道改修につきましては、交通安全施設整備事業の事業採択を受け、平成15年度から平成17年度の3カ年事業として実施をした経緯がございます。内容としましては、これは現道を利用した歩道拡幅ということで、500メートルの区間が整備済みとなっております。本来、その先線の未整備の区間につきましても、計画的に歩道整備、バリアフリー化を行う必要があると考えていりましたが、当時の補助事業のメニューでは、歩道部に係る費用のみが国庫補助対象事業となりまして、また、一定の事業規模が条件であったということもありまして、財政的に見ましても、一般財源のウエートが大きく、事業化を見送ったという経緯がございます。先月の8月29日に開催をされた総務建設委員会におきましても、都市計画道路の見直しについて御報告をいたしました。当該路線は都市計画道路の代替路線として位置づけをしております。今後、平群町の道路網を構築する上で重要な路線であり、整備の優先順位は高いと認識をしております。未整備の区間につきましては、都市計画道路見直し手続の進捗を見ながら、国庫補助メニューの採択も視野に入れる中で、事業化に向けて前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の若葉台2号線、3号線につきましては、街路樹の老朽化や落ち葉の問題など、現状につきましては十分把握をしております。そのことも踏まえて、当該路線については草刈りや清掃作業、それと樹木の剪定といった日常の維持管理については、計画的に行っております。今後につきましては、既存道路の植樹帯を含めた維持管理、維持補修については、必要に応じて段階的に実施をすることによりまして、適正な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

今の課長の御答弁で、私はある程度は納得すると。というのは、計画年度をつくって、何もすぐにやれという意味じゃなくて、順次一つ一つやっていく、年度ごとにこれだけやっていくと、そういう考え方でこの問題に対応していただきたいと、こんなふうに思っております。

総論的に申し上げますと、やはり冒頭からずっと述べておりますが、子育てをやって、若者世帯をやって、次は高齢化世帯と、この三つをやはり魅力のあるまちづくりのポイントにして今後やっていただかないと、この人口、1万8,000台に陥った時点でもうわかってるわけですけども、もう2万人の回復はまた無理でございます。それから、5次総で言う1万8,000人というのも、あと、この先申し上げた数字からいくと900人ですから、10年間で900を割ってみたらどれだけの数字かわかります。そういう意味で、最終的には町長自身が政策として今後打ち出していただきたいと、こんなふうに思っておりますので、これで質問は終わります。

○議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

発言番号6番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、4点について通告をしておりますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず1点目は、予約制乗り合いタクシー（デマンド）の導入を。

平群町では、地域住民の中で、特に老人や学童・生徒等、交通弱者に配慮し、日常生活の移動確保や、まちの活性化を図るため、コミュニティバスが導入され、交通空白地帯など、公益的な観点から、バス会社に単年度運行委託契約、またコミバスの運行委託料は運行経費から運賃収入を差し引いた精算による赤字補填方式となっております。現在、中央循環及び西山間ルートが運行されていますが、コミュニティバスの場合、行きたい場所まで行けない。また、乗りたい時間帯にバスがない。また、バスの本数が少ない。バス停まで行かなければならないなど、特に高齢者の方が不便を感じておられると思います。

また、現行のコミュニティバスは、運行委託料金増加傾向並びに評価基準に適合しないルートがあり、このままでは運行が危惧をされております。コミュニティバス実証運行を続けながら、どの地域の住民が予約制乗り合いタクシー

を要望されているか。また、住民が安心して元気に暮らすことができる平群町福祉対策の一助として、最少な経費で住民のニーズに合った、利用しやすい予約制乗り合いタクシー運行、デマンドを導入すべきと、平成25年3月議会に一般質問をいたしました。

町は、平成24年度途中での中央循環ルートは目標基準並びに最低需要基準に達しない見込み、また、西山間ルートは目標基準に達していないが、最低需要基準を満たしている。しかし、現行のコミュニティバス運行委託料金増加傾向にあるとともに、利用数は伸び悩んでいることが現状であり、議員からの提言を真摯に受けとめ、平群町地域公共交通会議で議論する方向で検討すると、回答をいただきました。その後、3月27日、平群町地域公共交通会議が開催され、デマンド交通導入検討が始まりました。また、8月14日には、デマンド公共交通先進地の三重県玉城町へ視察研修されたと聞いております。前向きに努力していただいていることに、まずもって感謝をしております。

平群町地域公共交通会議では、平時のコミュニティバス運行における廃止存続の評価基準は設定されており、目標基準に達しない場合、運行ルートの見直し、運行本数の削減により事業を縮小する。また、最低需要基準に達しない場合は、事業廃止を前提とした代替手法の検討を行うというふうになっております。

そこで、平成24年度決算では、運行委託料3,756万7,000円で、精算による赤字補填額は3,532万2,305円であります。平成26年度までは社会資本整備総合交付金による約半額は補助金となり、利用者1回に対する赤字補填では、西山間ルートは平日のみ運行でありますので、776円、中央循環ルート、全日での利用者1回に対する赤字補填額は1,596円で、そのうち平日は1,443円、休日、土曜日、日曜、祝日は1回2,936円の補填となっております。また、評価基準では、西山間ルートの目標基準は8%をクリアしているが、最低需要基準は35%をクリアをしております。中央循環ルートの目標基準は56%をクリアしていないし、最低需要基準目標も24%をクリアしていない結果となりました。

町は、中央循環ルートの平日、休日運行については、運行委託料増加傾向にあるとともに、利用者数は伸び悩んでいる現状を見据え、平群町地域公共交通総合連携計画評価基準に基づいて、ことし11月1日から休日運行廃止と平日の平群駅前広場を核とした実証運行ルート並びにダイヤ見直し案が8月に住民に提示され、担当者が利用者に聞き取り調査をされたということでございます。仮に11月1日から平群駅前広場を核として中央循環運行がルート・ダイヤを見直し、実証されたとしても、マイクロバスの場合は人数を運び、長距離、そ

して幹線道路運行を基本としております。しかし、タクシーの場合は、少人数で短距離、そして狭隘な道路運行もできます。平群町の地形から見て、高低差があり、狭隘な道路が多く、実情に即した輸送サービスが要求をされます。私は利用者ニーズにきめ細かく対応する実証運行中のコミュニティバスは、利用者の利便性の向上、採算性を考慮したルート及びダイヤ等を見直しをされても、物理的に限界があると思います。また、近隣市町村では、予約制乗り合いタクシー、デマンドの導入に向け、検討されていると聞いております。

そこで、第1点目、お聞きいたします。前回一般質問では、現行のコミュニティバス運行委託料金増加傾向にあるとともに、利用数も伸び悩んでいるのが現状であり、議員からの提言を真摯に受けとめ、平群町地域公共交通会議で議論する方向で検討すると御回答いただきました。諮問機関でデマンド交通導入の検討をさせていただいておりますが、デマンド交通導入の方針に平群町の方針は変更はございませんか。

はい、2番目。平群町地域公共交通総合連携計画の平成25年度事業のうち、中央循環ルートは4月から6月の期間にルートを見直し、ダイヤ改正案の検討、7月、8月に関係機関事前協議、調整。9月、10月には運輸支局に申請、審査となっております。ことしの11月1日から平群駅前広場を核とした北ルート、南ルートのルート平日ダイヤ見直し案、実施運行が確定された場合、目標基準並びに最低需要基準の評価基準による検証は、平群町地域公共交通総合連携計画の計画期間も26年度までの4年間となっており、おそらく6カ月後にされると思います。

そこで、デマンド交通の導入検討は、ことしの4月から来年の3月まで、1年かけて導入案を検討するとなっております。私は予約制乗り合いタクシー、デマンドとコミュニティバスの実証運行を一定期間しながら、利用者のニーズを把握、採算性、需要等を検証されてから、コミュニティバスの実施運行のルート・ダイヤを決定をされると思っておりました。コミュニティバスは人が乗り物に合わせますが、予約制タクシーは、ドアをあけてからドアをあけるまで、直接アクセスできるドア・ツー・ドアで、乗り物が人に合わせてくれます。特に老人や学童・生徒等、交通弱者等の日常生活移動確保に配慮した地域密着型公共交通体系の予約制乗り合いタクシー、デマンドの導入を実現すべきと思います。そこで、導入案検討の現在の進捗状況と今後の対応についてお聞かせください。

2点目でございます。西小学校舎を若者定住促進集合住宅に改修をでございます。

平群町は、昭和の高度成長期に伴い、農業とともに大阪のベッドタウン地と



して人口増となり、発展をしてきましたが、平成12年をピークに人口減少に転じ、現在も確実に人口減に進んでおります。国立社会保障人口問題研究所の報告では、平成22年の国勢調査のデータをもとに、平群町の20年後の将来推計人口動態は約2割減の1万6,131人となり、また、平成22年の年少人口は2,312人、生産年齢は1万1,790人、高齢者人口は5,625人で、20年後には年少人口は約4割減の1,404人、生産年齢は3割減の8,301人、高齢者人口は1割増の6,426人と推計をされております。まさに超少子化に進む予測がされております。人口減少は地域経済の衰退につながり、自治体としては脅威であります。なかなか人口減を食い止める効果的な政策は難しいです。県内の減少市町村では、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図る各支援制度がされております。

平群町では、これまでに人口対策として企業誘致の優遇措置として、平群町工場等立地促進条例を制定、少子化対策の一つとして、小学校修了から、高校の1年生までの福祉政策として医療費無料を来年度からなされようとしております。また、医療費や災害など非常時に備え、防災体制の構築、利便性の高い地域公共交通の運行、自然・歴史を生かした観光整備など、多くの政策を実施中であります。私は人口対策の一環として、将来、平群を担ってくれる若い世代の流出を抑え、流入を促進する若者定住施策は喫緊の課題であり、公営住宅法にとらわれない思い切った町独自の若者定住促進政策として、他の市町村と比較して、平群町に住みたい、魅力ある若者定住促進集合住宅を建設する必要があると思います。通常、自治体が公営住宅建設事業を進める場合は、建設費負担軽減として、国からの補助金をもって建設し、完成後は公営住宅法に基づいた管理運営をします。公営住宅法に基づかないことを実行した場合、脱法行為となり、何らかのペナルティーを受け、町独自としての管理運営はできません。平群町が国へ補助金を申請せず、若者定住促進集合住宅を町単独事業で建設した場合、管理運営は公営住宅法に基づかず、町独自として入居基準を設定、例えば子どもがいる、結婚する若者、入居する若者、地域に溶け込んでもらうために町の行事への参加、低額家賃、例えば月3万円程度で2台分の駐車場つきなどと限定することはできます。徳島県の某町は平成11年に廃校となった小学校を改修し、賃貸住宅並びに賃貸事務所に転用活用。また、数年後、木造の中学校は廃墟となり、解体し、町単独事業で24の定住集合住宅を新築後、すぐに満室となり、改修した小学校の家賃は家族用で2万4,000円から3万円。また、新築の場合、集合住宅の家賃は3万2,000円から3万8,000円、町独自の政策家賃を設定。また、多くの要望が来ており、建設予定をしているが、山間地域のために適地がなく模索中との話で、お電話させていた

だいたら、そういう話でございました。

国から補助金を得た校舎を学校以外の施設に転用する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、補助金相当額の納付など、文部科学大臣の承認を得る手続が必要とされますが、財産処分手続の簡素化により、国庫補助金事業完成後10年を超える期間を経過した校舎などを無償により転用する場合、納付金不要、大臣への報告をもって済ませることができる、転用先施設の範囲が拡大をされてきました。

そこで、平成26年度に、東・西小学校が再編され、「(仮称)平群小学校」として統合がされます。統合に伴い、西小学校は廃校となりますが、町では廃校となる西小学校の有効活用等を模索中と聞いております。私の母校、西小学校が廃校になることは、たくさんの友人や先生に出会ったこと、運動会、修学旅行、遠足等、多くの思い出、愛着、寂しさがありますが、西小学校も少子化の波により、生徒も減少し、在校生の将来の教育環境を考えると、来年度から「(仮称)平群小学校」として再編されることは理解をしております。廃校になった校舎をまちづくりのために新しく生まれ変わらせる取り組みには、廃校になるとはいえ、昔から地域の人々が大切にしてくられた歴史があり、ただし、利活用とは違った私は価値観を持っております。

そこで、西小学校校舎を新生若者定住促進集合住宅に改修することに取り組むべきと私は思います。どのようにお考えですか。

3点目、平群東・西小学校再編成に伴い、学童保育所の新設を。

小学校が放課後の生活の場として二つの事業があります。一つは、放課後子ども教室で、安全・安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民の交流活動等を行うことを目的として、対象者は全て小学生。実施場所は原則、学校の余裕教室。利用料は無料。スタッフは地域ボランティア。運営形態の時間授業日は5時まで。最低開設時間なし。休日はほとんど実施しない。帰宅は自主的に帰宅、これ自己責任。ということで、文部科学省所管の事業であります。

二つ目は、放課後児童クラブ、通称これが学童保育でございます。保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生の放課後の生活の場を提供し、保育を行うことを目的として、対象児童は小学生、おおむね10歳未満。実施場所は児童館、公民館、小学校の余裕教室など。また、利用料金などは原則として有料。そして、スタッフは児童厚生員となり得る資格を有する者1名以上。運営形態の時間帯は19時まで、最低3時間。休業日は、お休みの日は8時30分から7時、最低8時間で、厚生労働省所管の事業であります。

平群町では、放課後児童クラブを実施されており、4小学校、学童保育所で、

定員数、児童数並びに指導員配置状況、指導員の配置基準はおおむね30人に1人以上となっております。平成25年7月4日現在で東学童保育所の定員は約100人で、利用児童数は52人、指導員6人。西学童保育所の定員は30人、利用児童数は34人、指導員は4人。南学童保育の定員は60人で、利用児童数は53人、指導員4人。北学童保育所の定員は60人で、利用児童数は60人。指導員4人、合計250人に対し、利用児童数は199人、指導員は13人と加配を必要とする障がい児対応のため5人、合わせて18人のスタッフでいま運営をいただいております。

平群町では、放課後児童クラブ、通称学童保育は、余裕教室を活用並びに専用施設を設置されております。運用費用のうち、保育料は月4,000円で、同一世帯において、2人目は3,000円、3人目は2,000円、おやつ代は月1,800円、教材費は500円と。開所時間は放課後から午後7時30分まで。また、日曜日、祝日、年末年始、第2・第4土曜日以外の学校休日も午前8時から午後7時30分までであり、他町と比較すれば、開所時間帯も最長並びに対象年齢も小学6年生まで拡大され、家に帰っても児童を保護する者がいない児童に対する安全な遊び場を与え、よい生活習慣を養うために実施されており、保護者から高い評価を受けております。

平成26年の4月から東・西小学校が再編成されれば、学童保育所利用者数は約80人から90人と予想されます。現在、東小学校では余裕教室、3室を学童保育所として活用しており、来年度から東・西小学校が再編されることにより、普通教室に変更、余裕教室がなくなり、学童保育としては授業後の普通教室を活用することになります。また、平成26年度で平群町東・西小学校再編時には、現在の小学校定員数は1年生は35人、2年から6年は40人の対応と聞いております。1学級上限人数については、平成29年度から文部科学省の少人数学級化計画、並びに平群町のアクションプランは、1年、2年は30人、3年生から6年生は35人対応となっております。実施されれば、将来、余裕教室ができる可能性は薄く、また、平群町立学校の管理運営に関する規則において、施設の適正な維持、及び警備等において学童保育所運営を学校の教室を利用することは好ましくないと私は考えております。専用施設を設置すべきと思います。

そこで、将来を見据えた学童保育所用地を平群駅西土地地区画整理事業期間内に、(仮称)平群小学校の隣接地を確保し、建設に向けて計画をすべきであると思いますが、どのようにお思いですか。

4点目でございます。時刻放送に住民参加のふれあいメロディー演奏を。

平群町では、災害時における情報が錯綜し、住民がパニック状態に陥ること

も少なくありません。混乱を回避し、身体・財産の安全を守るためには、災害の規模や場所、状況等の情報をいち早く正確に把握することが重要であります。平群町の防災行政無線は地域住民の安全と安心を守るために、常に防災情報を収集し、いち早く正確な情報伝達を敏速に行うことを目的に設置をされております。平群町の防災行政無線は、平成5年4月1日より運用を開始されました。災害時以外の放送は時刻放送、住民の生命・財産にかかわる緊急情報、光化学スモッグ情報、警報の発令の情報、行政情報等、住民生活にとって有効に利用をされております。時刻放送は、平常時に機械が正常に作動しているかの確認と、青少年の健全育成を図る一環として、毎日3回、午前8時はチャイムが、正午は「野ばら」、午後5時には「夕焼け小焼け」のメロディーが流れています。

これからのまちづくりは、地域住民がみずからの意思と責任でまちをつくっていくためには、住民の協働のまちづくりを進めていくことが急務として、住民と職員による平群町第5次総合計画は策定されました。愛称「みんなで創ろう 山のぼっけへぐりの未来！」として、ことしの4月1日から10年の平群町第5次総合計画がスタートいたしました。

そこで、今回の質問は、午前8時のチャイムを平群町民歌のメロディーに変更し、演奏を住民にさせていただき、また、正午は「野ばら」、午後5時には「夕焼け小焼け」のメロディー演奏を住民にさせていただくなど、住民との協働のまちづくりを進めていくべきと思います。住民参加のふれあいメロディーを企画すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

以上、4点について明快な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長

馬本君の一般質問の途中であります。少し答弁まで時間をいただきたいと思いますので、3時55分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時40分)

再 開 (午後 3時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい1項目めの、予約制乗り合いタクシーの導入についての御質問にお答えいたします。

1点目のデマンド交通導入方針についての御質問ですが、さきの平成25年3月議会の際の一般質問の答弁の中でも申し上げましたとおり、議員からの御提案をいただき、その後の3月27日の地域公共交通会議の中でもデマンドタクシー等のデマンド交通について議論を進めているところでありますが、この地域公共交通会議の中でも、鉄道、バス、タクシーを融合させ、公共交通の利用促進を全体として増加させていきたいと考えています。そのような視点を踏まえ、デマンド交通を検討する必要があるものと思っております、との説明をいたしております。

その後の6月27日の地域公共交通会議におきまして、現在のコミュニティバス路線の中央循環ルートは、利用者数は年々増加しているものの、利用者数最低基準に到達していないことから、現在のルート・ダイヤ見直し等を提案したところであります。

改正案については、8月1日号の広報配布の際に、ダイヤ・ルート改正案のチラシを全戸配布いたしましたところ、その後、いろいろな御意見をいただきましたので、再度、ルート・ダイヤ案の手直しを行い、次回の9月25日の公共交通会議に提案を行い、11月1日からの改正を目指しております。

また、議員の皆様におかれましては、後日に開いていただきます公共交通対策特別委員会におきましても、提案内容につきましてもお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さきに提案した改正案につきましては、現在の中央循環ルートを南北二つのルートに分け、所要時間の短縮と便数の増加を図り、利便性を向上して、利用者の増加につなげてまいりたいと考えております。

このダイヤ・ルート改正案に基づきまして、11月以降、冬に向かって日も短くなり、外出する機会も減少する時期ではありますが、少なくとも6カ月程度の利用状況の推移を前年度の同時期との比較も行い、検証してまいりたいと考えております。

デマンド交通につきましては、先ほども述べられたとおり、三重県の玉城町のデマンドシステムの視察に行つてまいりました。玉城町では、社会福祉協議会に委託され、大型のワンボックスカー3台で運転手及び予約の受け付けをするオペレーターも社会福祉協議会で雇用され、無料での運行をされております。また、フルデマンド方式で実施されている三郷町や、タクシー事業者にも出向き、デマンド交通を実施している多くの自治体で採用されている予約配送システム、これはコンビニクルというシステムなんですけれども、その販売業者か

らもこのシステムについての聴取をいたしました。デマンド方式についても、タクシーメーター方式や、時間借り上げ方式や、利用車両もタクシー、ワンボックスカーや、バスによるもの、また、利用料金も有償無償で運行するなど、さまざまな方式があります。先ほども申し上げましたとおり、11月1日からのルート・ダイヤ改正後の推移を見守りながら、デマンド交通についての住民の方へ説明する中で意見を聴取し、デマンド交通に対する需要予測を調べて分析した中で、どのような公共交通体系がふさわしいのか、引き続き研究してまいりたいと考えております。

2点目の予約制乗り合いタクシー、デマンドの導入についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、11月1日からのコミバスダイヤ・ルート改正後の利用状況の推移を見ることとあわせて、デマンド交通についての住民の方への一定の説明を行った上での御意見や御要望等、デマンドシステムに対する需要の分析を行い、平群町にとってどのような公共交通体系がよいのか検討してまいりたいと考えております。

今後の対応についてでございますが、平群町においては、コミバスの利用は24年度実績で西山間ルートでは1万3,465人、中央循環ルートでは土日、祝祭日の利用も含めて1万5,581人で、平日のみの利用者数は1万3,889人の利用があることと、西山間ルートは東小学校への通学で、また、現在の案では、新たな北・南ルートは、はなさと保育園、新園への通園での利用がされる見込みであり、登校・通園時刻及び下校・退園時刻に一定のまとまった人数の利用されることが予想されることから、こういった利用者をデマンドタクシーで対応することは難しいことから、コミュニティバスの運行についても一定必要となってまいります。

また、従来の公共交通手段だけではカバーし切れない交通空白地域や、交通弱者対策の一つの手法としてデマンド交通というのは、一つのアイテムとしても当然あります。そういったことから、コミュニティバスとデマンド交通システムとの両立も簡単にいかないことや、平群町の公共交通体系を考える中、町内からの利用できる鉄道の4駅と、民間バス路線やタクシー等の公共交通を融合させ、公共交通の利用促進を全体として増加させていくことが課題となっております。今後も引き続き、平群町地域公共交通会議の中でも、平群町の公共交通体系を検討する中で、こういった手法がよいのか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

まあいろいろ、るる御答弁いただきましたけど、今までね、例えば中央循環ルート、もう1回改めて言うとな、説明、ゆっくり言うよ。最低需要基準が中央循環ルート、1万8,200人。これは、休日運行を、人数を含まないということで評価基準になっておりますので、実質上、76.3%がこれ平日、1万8,200人に対して、1万3,889人しか乗っておられないということは、最低基準にもうこれで達していないということは、24%達していないという、まず認識していただいて、それで、ことしの11月1日から、おそらく6カ月っておっしゃったように、されれば、この運行した場合、まあ運行、平日、約240日、運行されると聞いております。それで、した場合、24%の最低基準でいくと、4,311人足りませんので、240日で割って、それを6カ月でございますので、大体1日に18人のいまの基準より増員されなければ、最低需要基準にも達しないということが御認識いただいたら結構と思います。そうなれば、この24年度決算で見ますと、1万3,889人のうち、の中で240日を運行しておりますので、1日57.8、約58人。そこへ、今後18人足しますと、76人。この6カ月間で76人の増加をせねば、最低需要基準には達しないという計算になります。

そこで、今度は南部ルートと北ルート、中央循環、平群駅で核で、今度分離されましたけど、ここで大事なことは、僕の想定でございます。今まで南から平群の東山まで直接行けたルートがございました。このルートは寸断されます。基本的に北ルートと南ルートが分かれる。これでデメリットとメリットの方は出てくると思います。それをすると、おそらく最低基準に達するかな、どうかかなというふうな私は不安は持っております。しかし、この1ルートの時間の短縮されたことは事実でございますが、まあおそらく非常に難しいやろなということも思っております。

そこで、先ほど述べましたように、最低基準に達してなかった場合、要するに廃止に対する代替手法をつくらなければならないという基準に、町長、なっておるわけでございます。せやから、廃止されることを私は目的としておりません。僕は前回も言いましたように、先ほど質問ありましたように、コミュニティバスとデマンド交通を併用して走らせて、いかに住民が、どの地域がデマンドタクシーを基本として御要望されておられるやろということを見るためにされるもんやと私は認識しておりましたけど、それはそれとして、なぜならば、これもうあと1年半しか、社会資本整備総合交付金、2分の1の対応していただくのは、もう1年半しかないわけでございます。ここでね、いろんなことを課長もおっしゃっていただいて、今度は、はなさと保育園とか新園を、コミュ

ニティバスは要するに大事やと。はあもうなかなか立派な御答弁やと思いますよ。しかしね、一つだけ、これは、きょうはその話ちゃうけども、一つだけ、僕、個人的な提案しときますわ。いま、園バス、園バスって、いろいろ私も文教厚生委員会のメンバーになってますけども、コミュニティバスをいかに運用するかや。朝の園児が、はなさと保育園と新園との時間帯とルートをそこへ合わす、そういうふうな運行方針も一つの例と。これはもう僕、答弁要らんで、僕の質問してないから。あなたがそういうふうにおっしゃったからね、コミュニティバスをそういう。そやから、必要やと。それも両立、あんたのコミバスも大事やし、デマンドタクシーも必要やけれど、両立は簡単にいかないって、こうおっしゃった、御答弁。僕、それ聞いてね、非常にショックですねん。これ、何年からこのバス、走ってるん。10年計画でっせ、正直に。ちゃいます。たしか10年でんな。平成17年からちゃいます、このバスは。間違ったら間違った、言うてくださいや。と言うのはね、いまごろ何をおっしゃっていただくんかなというふうに思います。

けど、もう1点、僕はきょう、採算性のことを言うてなかった。僕ね、採算性のこともね、計算しました。こういう考えあるんです。要するに、住民福祉のために採算性を度外視する政策も必要や。確かにそのとおりに思います。私もそう思います。しかし、継続がなかったら、採算性は度外視することはできません。それは無責任と私は思います。なぜならば、コミュニティバスを乗られる方は何人でしょう。乗られない方との、これは公平性もいろいろあるわけや。そういうことを酌みしながら、採算性の計算をしました。何と平群町の24年度の決算でっせ。これね、幾らぐらいだと思います。もう答え言いますけどね、中央循環で採算性はね、西山間と両方見たんですわ、決算で。両方合わせて6%でっせ。100万、金突っ込んで、6万円のお金しか入ってこない。よう聞いてや、94万円、住民の血税出るんですよ。中央循環に至っては5.2%、西山間は7.6%、大体6%台ということで、中間でね。そういうことでございます。それは一定のね、基準は僕は持つとくべきやなと思います。僕はコミュニティバスを廃止せえとか、一切言っておりません。

ちょっとね、頭をクールにね、1遍置いてほしいと思うねん、今村課長。僕、いま言いますよ。路線バス並びにコミュニティバスは、木で言うたら幹、デマンド乗り合いタクシーは枝という考えを持っていただけませんか。どうですか。なぜならば、私は十数年前、東京の日野市へコミュニティバスということで議員として視察に行ってきました。でらい国道には路線バス走ってました。日野市が日本でも有名になったわけです。コミュニティバス。それ行ったら、やっぱり枝。枝のどこへコミュニティバスが走っておったわけでございます。幹の



車をね、枝のどこ通すのはね、非常に難しい。そら難しいですよ。そうなら、木で例えたら、いま、僕、簡単な話ししてるんですよ。両立は難しいって、今村理事がそうおっしゃるんやから、簡単な話やと言うてまんねん。幹と枝と考えたらよろしいねん。もうこんなね、次元の話してる私は時期ではないと思いますよ。よその市町村、デマンドタクシー入れてるところあるんですよ、もう。来月かな、走るところあるとか聞いてまっせ、奈良県下でね。それも、理事、聞いてはると思うけど。

あのね、行政もね、わかってはんねや。私思うよ。コミュニティバスとデマンドタクシーはね、住民にとったらどっちがええって、そりゃデマンドタクシーに勝つとこないんですよ。僕もわかりますよ。けれども、コミュニティバスを走ってんねや。走ってるから、このコミュニティバスを住民のために利用してもらおう。特に今度、はなさとが、新園もできた。そういうやつの供用もしてもらおうためにも、いま言うように、朝の時間帯を園バスのような対応のルートとね、時間帯に変えるのかな、そこは考えたらええと思うねん。けれどもね、先ほどから高齢者社会、確かに超高齢化社会ですよ。バスなんて、合わさんなんあかんやん、バス停に人が。タクシーなんて、あつ、車合わせてくれんねやんか。これにまさるもんないんやから。ましてね、採算性、三郷町何ぼかわかってはりまっしゃろ。何十%か、わかってるやろ、採算性。乗り合いするからや。な。何でそういうふうを考えんの、いや、しかしな、まあなかなか勇気ある決断は非常に難しいと思う。しかしね、遅れたら下手打ちますよ。これだけ言うときますよ。きょう、本会議場やで。私は、意見として言うときますよ。これすんのにね、住民にみんなね、周知徹底して、説明会して、どうですかと。これまた、デマンドタクシーこうですなて、いろいろな説明もしやんならん、ね。で、いろんな話もしていかなあかん。いや、僕ね、町長、並行してやったらいいと思いますねん。ここでデマンドタクシーをね、まずな、入れるんか、入れへんか。それも、今村課長の話、聞いてたら、いまの答弁では、両立は簡単にはいかないけども、デマンドタクシーは一定のまあ、ことは必要やと、こう言うてはんねん。言うてはると思うわ。課長に聞いてええんかどうかな。

そしたら、もう原点に戻ります。デマンド乗り合いタクシーは、平群町にとっては必要ですか、どうですか。そこら、教えて。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

コミバスにつきましては、先ほどもるる述べられたとおり、もう既に10年

経過する中で、一定の経費につきましても、だんだんだんだんルートも拡充、路線の拡充をしてまいりまして、採算性ということと言いますと、先ほど議員が述べられたとおりでございます。そういった意味からも、現在、公共交通連携計画の中で、ルートの見直し、廃止等につきましても、一定の評価基準がございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、今回の北・南ルートに分けたことによりましてですね、以前の南部ルートと同じようなルートと、北のほうのルートと、そういった二つに分かれるんですけども、一定これからも利用者が増になる部分と、逆に先ほど申されましたように、南から北に行った部分によりまして、減になる部分がございます。最終的にどういった推移になるかわかりませんが、その辺につきましても、当然見守りたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、コミバスにつきましても、当然、平群町の狭隘な道、あるいは高低差のあるような道につきましても、行くルートにつきましても一定の制限があるかと思っております。確かにデマンドタクシーであれば、乗用車が入るところは基本的には入っていけるということで、細かい部分、これは枝の部分になってくるんですけど、そういった意味では究極の公共交通かなあというふうには理解はしております。いま現在、そういったものが非常に住民にとってはメリット、何て言いますか、魅力のある一つのアイテムだろうかと思っておりますけども、それにつきましても、先ほども申し上げました答弁と同じような答えになりますけども、コミバスのダイヤ・ルートの見直しも見守りながら、どういった公共交通体系がいいのかどうかにつきましても、引き続き研究してまいりたいということで、先ほども申し上げましたとおり、タクシー業者とか、あるいは既にフルデマンドで実施されてる三郷町のほうに赴きましてですね、実際の状況を聞きました。特に三郷町の場合は、平群町に比べまして面積も狭いということと、人口が結構集中してる中で、目的、行き先がですね、病院であるとか、近隣の王寺駅であるとか、非常に目的も集中してる中で成功された例であるかなと思っております。平群町につきましても、特に面積もかなり広いということと、町内には4駅の鉄道の駅もございます。そういったことから、全く三郷町と同じようにはいかないんですけども、その辺につきましても、いろいろと研究してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

僕の論法は逆やで。三郷町は平群町の3分の1や。8平方キロメートル。うちは約24平方キロメートルやな。それだけ交通に対して空白の地域もあり、それでも高齢化は三郷よりうちのほうが上やろ。それこそ逆に考えなあかんね

や。その発想、逆やで。おれ、わからへん。三郷町は成功しました。何でって、平群町より土地面積、3分の1です。人口も密集してます。そやから、デマンドタクシー成功してます。平群町は3倍あります。人口は密集してません。どこもようけ点在してます。そやから難しいと。そやから、すんねやんか。これ、何でその、ちょっとな、課長な。課長、何でそやって、いろんなどこへ視察研修へ行っていただいたり、いろんなタクシー会社に行っていたいで、御努力していただいて、デマンドタクシーを一遍導入したらどうやと思って考えてるさかい、行ってはんのやろ。けど、さっきの考えは改めや。私は逆の発想ですよ。それだけ不便してはるってことですよ。三郷町の住民より逆にうらがえしたら、そういうことやで。そんな切り返し、すぐわかんて、そんなもん。それ嫌みちゃうで、逆やで。そやから、ほんなコミュニティバスな、白石畑行ってるか、ほんなら、はっきり言うて。鳴川行ってるか。あれ、櫛原、上だけ、1日1回か2回、西山間、それだけちゃうの、例えばの話、な。丸尾行ってるか。例えばや、越木塚行ってるか。そんな、そう違うねて。あのね、僕ね、非常に課長も苦しいねん。答弁すんの、わかんねん。課長は御認識していただいとると思うわ。デマンドタクシー入れたらええ。そやから、いろんなこと勉強しに行こ。確かにね、平群にとって住民にとっては究極の交通手段やってことは御理解してはんねん。けれど、いま、コミュニティバス、走ってんねん。そやから、その6カ月間、検証を見据えて、コミュニティバスとデマンドを並行して、そしたら聞きませ。6カ月間置いたら、いま、この両立することを、何言うたな、両立が簡単にいかないっておっしゃったけど、両立の判断、出まんねな。それ言うて、6カ月後に。どっちかが判断出んねな。いつか言うてや。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

先ほども述べられたとおり、いわゆる交通空白地、白石畑であるとか、そういった地域につきましては、当然コミバスも通ってないということで、そういったことから小回りのきくデマンドタクシーというのが有効な手段であろうかと思えます。

それと、先ほど申し上げましたとおり、6カ月間、少なくとも6カ月程度を見ないと、住民への周知といいますか、利便性というのがなかなか浸透していかないということで、少なくとも6カ月間の今回のダイヤ・ルート見直しの状況を見た上で、ただ、この11月からの改正でございます。特に冬の寒い時期で、外出が比較的少なくなる時期でございますので、そういったことから、

なかなか前年度と比較するものの、伸び率と言いますか、増加率というのが判定できるかどうか、非常に難しい時期ではございます。そういった意味で、最低6カ月程度でも状況を見たいというふうに答弁させていただきました。

ただ、その6カ月後にそれがはっきりと判断できる材料が出るかということではございますけども、それにつきましても、今現在、明確に6カ月後に出るところまではわからないという状況です。

○議長

馬本君。

○12番

最初答弁したのと全然違うやん。ここに書いてんねん。あのね、よう聞きや。コミュニティバスは、評価基準あんねで。デマンド乗り合いタクシーはこれからの話やで。評価基準つくってたんねで。いま、何言うたん、これ。え。最低需要に達しない場合は事業廃止を前提とした代替手法の検討を行うことになっておりますって、これ書いてあるやん。こっちもあるやん、皆。そのとおりやんのか、ほんなら。これは目標基準に達しなかったら、どうなんねん。運行ルートの見直し、運行本数の削減により、事業を縮小するって書いてあんねん。これ決めてんやろ。公共交通会議で決めた、これ。自分ら、基準やんか。ほな、このようにね、例えばですよ、6カ月後にこの基準の該当するようなん、もしも最悪、最低のほうへ出た場合、自分ら、廃止ようすんのかいな。そのときに、代替案出すんかいな。1日としてもバスとまらへんのやで、交通の住民の足はとめたらあかんねで、移動手段を。そやから、僕ははっきり言うてんねや。デマンドタクシーを入れるということは、いま言われませんか、どうですかって聞いてんねや。ほんなら、僕、6カ月待ちますよ、この質問。6カ月待って、この基準どおり聞きますよ。で、聞いて、代替案がこれ、いつ出んの。6カ月やさかいに、おそらく4月末までの運行やな。そういうことであんな。4月末やろ、5月にこれ出るわけや。ほな、西山間は縮小すんかいな。もしも、目標に達しなかったら縮小って書いてあんねや。運行ルートの変更も書いてあんねや、これ。書いてない、これ。西山間。目標値に達しない場合は、運行ルートの見直し、運行本数の削減って書いてあんね。これね、ここで聞きたいね、ほんまに。あんたらのおたくらのほう、おたくと言うたら怒られるけど、行政ね、どう言うてええんかな、そら、俺、これ結果、4月に出て、諮問機関でこうようになりますよって結果出ました。答申、町長に対して。おそらく1カ月ぐらいかかるとしましょう。そしたら、まだ走らすんか。いや、そのコミバス走らすんかって。そういうことあったらあかんねや。とまったら、あかんねや。あかんから、僕言うてんのは、コミバスは木で言うたら幹の部分、走らせるべき

やって言うてんねや。で、枝をデマンドタクシーでやって、はなさと保育園並びに、いま言うてる新園、これについては、幹やけども、コミバスを幹の部分をちょっと枝の部分に入るような時間帯とルートを考えたら、運用で何ぼでもいけるんちゃうかって、こう言うてんねや。何でそんな前向きな案、考えへんねんやろ。これは、町長、大きな失態やで。もしも、このとおりになったら、町長がそれ、諮問されて答申された後、尊重しますってなったら、コミバス廃止になって、代替手法みたいなあんのかいな。これは大きな事やで。そこへね、そうになったらあかんから、いままである程度のこと、はっきり言うけども、いままで南ルートは1本あった後で2本に、ね、コミバスを2台にしたわけやんか。な。で、まだ2台にして、これでは云々とかなくて、ほんならもう道の駅から出してもらおう、早くね。部分もあったやん、道の駅から出発する、東山も最初はやったけどな。そっから今度は、ことしの11月1日から、平群への広場を核として南と北、分けてん。そこでや、休日廃止するやんけ、これ。休日、何で廃止するんねや、ほんなら。採算性ちゃうんかいな。いや、はっきり、俺はここでその質問はしてないで。これ、関連質問はせえへんで、俺。採算性あったらな、なかったら、どうもそんな気になかったらな、土曜、日曜、祝日やな、走ってるやんか。何で11月1日からなくすの。あれも、休日に皆、走らせたらどうやっていう意見あって、走らせたわけや、中央循環を。けど、1人二千九百何ぼ、住民の血税が将来、3,000円近く1人かかるから、やめましようってなったんちゃうんかいな、地域公共交通会議で。おそらくそういうふうに想定してますよ。しかし、これがね、この場合でね、採算性を重要視せえっていう部分に出てきてますよ、戻す、答え出たんやから。11月の休日廃止したってことは、採算性を重要視したってことや。いままで、数の、これ、評価基準っていうのは数やんか、はっきり言うて。数やんか。けども、採算性は出てないやん。ほやから、もう僕の言いたいのは、もうそろそろ、コミュニティバスをいま走らせてて、そろそろデマンドタクシーについての位置をもう内部の中で、一定の公共交通会議の中で早く結論出してもらうて、そろそろ地域にいろんなお話しして、具体的にやっていこうと。6カ月、並行してやっていくことによって、よう聞いてや、最低の基準に達しなかった、例えばルート一つでも、木の幹に変えたらええねや。絶対走らせんね。幹に変えたらええねや。で、枝をコミバスやっていける手法もあんねん。このままでいったら、コミバス潰れるで。この基準でいったらやで。僕は潰せって言うてんちゃうねんで。これ、つくったんやから、私つくったんちゃうで、これ。そこら辺、何で見据えてね、もうそろそろ何でも修正修正もね、正しいことやと思うよ。もうええかげんにしていかなら、財政厳しい、財政厳しいって、27年度から

3, 500万、3, 600万の血税が毎年要るんですよ。まして、平群町は先ほど課長が言うたように、三郷の3倍の土地があんねん。な。やっぱり集落も点在してんねん。これこそ、交通手段のな、空白地帯のフォローやんか。三郷よりも、より一層、頑張ってそういう公共交通のフォローしやんなあかんのちゃうの。それが行政の使命ちゃう。ほな、平群は広いさかい、したら失敗しまんのか、いう論法になって、そらおかしい。そやったら、いま、6%やって余計おかしいで。6%やったら余計おかしいで、いまの現状。両方合わせて6%いかな採算性ないねで。そこら辺も兼ねてね、もう僕、いま、案言うてるやん。もうそろそろ、デマンドタクシーについての協議を並行して、もうそろそろ公共交通会議に提案されてね、町長、もういろんな地域の方とか、いろんな方の意見も聞きながらや、並行してやっていくのが本意ちゃいまっか。おそらく町長が御心配してはんのは、路線バスの話と思う。路線バスが撤退したら、どないしょう、ね。こういうこともあるわ。この間、言うたでしょう。三郷町は2路線あるやん。補填してはりますやん。路線バスは撤退されたらあかんのや。それはそれで考えたらええのや。このままいったら、ずっと3, 500万、3, 600万のお金が消えていくんですよ、1年に1遍。1年に1遍やで。大きい金やで。まだコミバス、三郷町やったら1, 400万か、デマンドタクシー、いまな。たしか25年度予算は1, 400万って聞いてんねん。そこへ職員1人入れるとしたって、さあ臨時職員やったって、200万。まあ1, 600万、1, 700万、まあそこら辺でやってはるといような、よその町を出したらいかんけどな。まあ、課長も聞いてはると思うけど、いまで4, 500人登録か、何ぼ、そのぐらいやろ、もっと増えてんのかな、いま。そやから、何で三郷が成功して、平群は成功せえへんの。まあ、はっきり言いまっせ。このままいったら、コミュニティバス、失敗でっせ。町長、はっきり言うて、政治生命を問われまっせ。そこまで、わし、心配してんねで。いやいや、ほんまええんか。皆わかってるはずや、議員かて。6%の採算のコミュニティバスってあるか。そんなもん、6%しか、1, 000万使こて60万しか上がらへんのかや。町長、そやからもう、町長にきついこと言うてまっけどね。けれども、この究極を乗り切ってこそ、町長の手腕や。やっぱりね、勇気ある決断をするときがあるんですよ。一定、住民の理解を得られたら、大丈夫と思います。そやから、3, 500万をいかに使うかや。僕は言うときまっせ。幹の部分をはっきり言うで。僕、ここで言うてええかどうか知らんけど、採算見たらわかるわ。幹の部分、バス2台要るかな。何でそんなこと考えへんの、私に言わさんの。コミバスが2台要るかな、幹の部分に。私、要らへんと思う。絶対、直通でやったら、そんなことないと思う。時間帯も1時間以内で行ける。私はそう

思うてる。私個人やで。思うてまっせ。けども、ほな、馬本さん、3, 500万要って、ほんだらこっち、コミバス1, 500万も2, 000万も使うたら、あ、5, 500万かかりまんねて、ああ、まあ今度、それしたらNCバスが撤退するって言うてまんね。ああ、500万下さい、全部こうこうしてそれなりまんねって。そやったら、言うてごらん、ここで。言うてごらん、そやったら。っていうことは、はっきり言うで。デマンドタクシー要らん。いまのコミュニティバスでやるという認識してええねんな。

○議 長

副町長。

○副町長

非常に町に対しまして採算性も含めてですね、政策的な御提言を本当にありがとうございます。いま、確かに事実といたしましてはですね、コミュニティバス2台、今回、南と北、分けてですね、時間も短縮しながら利用者の増を、これはやはり図っていかねばいけないということを第一義に置きましてやっております。で、表には出てきておりませんねんけども、実際のところはですね、やはり採算性のところもですね、うちは当然、内部では検討しております。全く考えてないというのは、もうそういうことはございませんし、また、いろんな議員さんからですね、やはりデマンドタクシーの重要性については、私たちが勉強させていただいておりますし、また今回、馬本議員からですね、御提言の中には採算性はやはり度外視の部分もあれば、持続可能な制度として考えていかねばならないと。特に平群町の財政は厳しいんだからという、本当にありがたいお言葉というのは、私ども受けとめております。

今後ですね、デマンドタクシーは当然、いままでもそうですし、これからは私ども、貴重な財源をですね、効果的に使うかということは常に内部的には問いながらですね、その点についてはもう常に意識しながら、町長のほうには提言していきたいというふうに思っております。ただ、いま私ども内部でですね、デマンドタクシーを導入するに当たっては、やはり馬本議員がいま述べられたようにですね、コミュニティバスをやりながら、さらにデマンドタクシーをやるのかということになりますと、これデマンドタクシーは従量制でもございますので、利用者が伸びれば伸びるほど、これは費用がかかるものですし、またコミバスは逆にそれで一定お客様を取られると、逆に利用率が低くなるというふうなことで、非常に板挟みになるんじゃないかという、これはもう内部の事情でございますけれども、まあそこら辺をですね、いま御提言いただいたところもですね、ミックスしながらシミュレーションを行いまして、町長のほうも含めて内部的には十分議論を重ねていきたいというふうに思っ

おりますので、いましばらく、ちょっとお時間のほうはいただきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

あのね、副町長、そのとおりや、全くわかるねん。デマンドタクシー走らせたら、コミバスは乗らない。そら何で、便利ええから乗らない。住民はそれ願うてんねやから。それ相応の、まあ100円以上、それは知りまへんで。何ぼ設定してんか知りまへんで、まだこれから。それ以上のお金を負担してでも、利便性を尊重しはんねや。何でって、平群町は高低差がきつい地域でもあるし、ね。で、まして、デマンドタクシーは夏乗らると思う。7月、8月が非常に供用される住民が多いということですわな。まして、病院行くのに、ね、家からぱっと病院まで行ってもうてやね、帰り来てもうて、30分前に予約したら来てくれはる、な。こんなええこと、おまへんがな、正直な話。やっぱりそれは、全くそのとおり。そやから、副町長も御理解していただいているのようわかってる。僕の言いたいのはね、その奥ですねん、副町長。奥ですねん。要するに、デマンドタクシーを入れる、走らせることによって、コミュニティバスの最低需要額をより減らすやないかという論法やろ。それはそんでよろしいやんか。6カ月、待ちましよう。な。基準より下やったら、廃止の代替手法をつくらんなあかんのやって。いうようになったら、その廃止は何カ月、継続的にそらバス走らさんかわかりまへんで。その間に数カ月、1年もしやんうちにつくれますのかいな。そこを言いたいねや。そやから、もう一応、まあよろしいけどね、いま走らせて、来年度初めぐらいから、来年でっせ、1月ね、ぐらいからそろそろもう大体様子わかりますやん。けれど、いま今村課長も逃げ口言うてるわけや。冬は特に乗られる人、少ないですよって、こう言うてるわけや。というのは、もう答え出てんねや。もうそんな寂しい答弁、欲しくないねん。普通はね、冬であろうが、夏であろうが、目的ね、目標基準に来てたらやで、そんなん何も言わはるはずあらへん。自分自身が、いや、これは最低需要基準にひよっとしたら割るんちゃうかと、こう思うてはるから、そういう言葉が出る。これ心理、人間のね。間違うたらごめん。せやけど、僕の考えてる。そやから、それはそんでよろしい。前向きな、建設的な意見を言いたいねん。そやから、これから本当に弱者と言われる人をいかに皆、外出支援してもらおうて、平群町がお金、血税をね、今度、町単100%やりますんで、それで投資効果率がね、よろこんで、なるほど平群に住んでよかったなあと、な、と言うてくれはる。何でってね、よそが、三郷がやってるから、物まねせえって言うてんちゃいま



っせ。ええことはしまししょうよ。な。どこの市町村あっても、ええことはやりましよう。きょうび、そういう地方分権の時代ですもん。

せやから、そこで、副町長ね、来年の1月ぐらいから大体様子わかると思いますねん。11、12、来たらな、2カ月、3カ月やな。これね、ほな、こういう論法もやめててや。冬やさかいに、お客さん少なかったさかいに、これ、きちっとした評価基準出まへんさかいに、もうあと6カ月させておくんないっていう、そういう考え持つとる。それは議会やで、きょう。会議録載んのやで。それはどうやの。それないか、それだけ言うて。

○議 長

副町長。

○副町長

先ほど理事の答弁がですね、非常にお気に召さなかったかもしれないんですけども、事実は事実として、やはりそこは理事、非常に気にしておりますので、そういう答弁になったかと思えますけども、まあ誤解を受けられるかもしれないんですけども、私どもは、やはりいまコミバスというところ、何かするかというところで、いま一生懸命努力しようというところで、そういうふうな答弁になっておりますので、そこはまあ一定御理解はいただけるかと思えます。

ただ、馬本議員おっしゃってるようにですね、平群町は三郷町に比べてエリアが広い。これについてはですね、公共交通、交通弱者がやはり多く発生するということは、それは行政としても、それはもう当然持っておりますし、それをいかに満足度を高く、なおかつ効率性のある、できたら採算性も兼ねてですね、言える交通システムっていうのを、まあ理想かもしれないけれども、ここはですね、常に追い求めていきたいということは、同じ立ち位置だということだけは御理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

僕、質問したんちゃうで、そうちゃうねん。もうそれではぐらしたって、構へん、6カ月もって、今村課長は、冬の間だから乗られる人、少ないやろと。ほで、もう6カ月で、ちょっとデータね、10月までデータをお願いしたいということはないやろなど、こういう確認、聞いただけや。それだけや。

○議 長

副町長。

○副町長

繰り返しの答弁になりますけれども、本当に私どもはデマンドタクシーを全く無視してるわけではございません。それは、先ほど、西山間のお話を例として、馬本議員述べられましたけれども、じゃあ基準をですね、下回った場合、コミバスいきない廃止かというような乱暴な話、当然、私どもも基準は基準だから、そのとおりっていうふうなつもりもございません。じゃあ代替案はということになったときにですね、その代替案としての案と現行のところではやはり比較、考慮して、その上でとるという選択があると思います。ですんで、そんな乱暴にですね、行政は考えてるわけでもないということだけはお考えいただきたいですし、要は期限を切られるというところは、当然私どもも期限を持った上で仕事はしていくわけですけれども、やはり常日ごろからですね、コミュニティバスだけじゃなくて、デマンド交通も三郷方式だけではなくて、いろんなやり方があると思います。言いたいのはですね、本当に限られた財源の中で、いろいろ馬本議員もそのように御提言いただいているのは、将来的に財源をすごい気にしていただいているというふうに思っておりますし、私どもは三郷だけが正解ではないというふうにも思っておりますので、そういうところについてはですね、1日でも早く次の手法というのは考えていきたいというふうに思っておりますので、いつっていうところまではですね、ちょっと今のところは明言については控えさせていただきたいという、1日でも早くという気持ちは持っておりますので、それで今回の答弁については御辛抱いただけないでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

1日でも早くという、まあそれは百歩譲りますけどね。いやね、副町長ね、けれどもね、いま、副町長、人間正直や、わしと一緒にや、ね。要するに代替案手法を考えなあかんっていうようなものの言い方、言わはった。けどすぐ答え出てんねやって。答え出てるのを想定してるから、早くいろいろ手法をしゃんなあかんちゃうかと、こう言うてんね。提案させてもろてんねん。それをね、3,500万、3,600万、ね、3,700万って、ひよっとわからへんで、燃料高騰したり、いろいろな問題が起こってきたら、そら、それで、もしも、あれ空気運んでるやないけ、住民から批判もろうたり、例えばでっせ。俺はそんな批判云々よりな、もうほんまに平群町は財政がもう裕福でなかったらね、もうすぐにね、何ぼ走らせたらええねや、俺思うね。けれども、いかにそのお金をね、有効に、住民のためにな、使うかということになりますんでね。まあ1日でも早く、まあきょうは百歩譲るときますわ。

そのかわり言うときまっせ、一つ。行政は乱暴なことはしませんって言うたけど、おかしいで。諮問機関をいつも尊重するって言うやんか。この答えと、あんた、副町長言うた答え、反比例やで。何のために諮問機関つくったんねんということになりますよって言うからな、副町長、責めてんちゃうねんで。ね。諮問機関はこんな基準つくってはるから、そのとおり答申しはった場合、それは無視はなかなかできないですよ。そこら辺も見据えながらね、まあひとつ、いろんなコミュニティバスはコミュニティバスの運用をいろいろ考えながらね、今村課長、いろんな公共施設の運用も考えながらね、そんでまたデマンドタクシーについては1日も早うもう検証して、いろんな手法を出すということやから、そしたら私ね、6カ月待ちます。私の一般質問。なぜならば、デマンドタクシー入れることによって、並行して走ったら、コミバスの乗降客も減るということをおっしゃるんやったら、6カ月もあります。そのときに、一定の評価基準を大体出まんの、私、この評価、いろんな推移、大体見ていきますさかいに、そこまでに一定、そっちのほうがよくおわかりやと思うから、ある程度の見解は出してください。1日も早く言わはんでもいいよ。僕、6カ月待つよ。な。デマンドタクシー入れることによって、コミュニティバスのな、乗降客が減ったと言われたら、私も片腹痛い。ね、副町長。そやから、そのかわり、6カ月過ぎたら、一定の評価基準っていうのは、どこら辺まで尊重されるか。乱暴なことはしませんって言うて、けれども乱暴なことをせざるを得んようにならんように、よう考えて、これからは推移見ててくださいな。ひとつよろしくお願ひします。

○議 長

副町長。

○副町長

私の答弁、一部誤っておりまして、大変申しわけございませんでした。この件についてはですね、やはり交通弱者対策ということも含めてですね、いろんな形で意見交換させていただきたいと思ひますので、また、いろいろと御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

ひとつ6カ月間の推移を見させていただいて、最低需要基準を上回るようにコミュニティバスが御利用されること、御祈念を申し上げます。

1点目の質問をこれで終わります。

○議 長

ここで時間延長をいたします。午後6時までといたします。

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、議員2点目の御質問でございます。西小学校校舎の若者定住促進集合住宅への改修につきまして、お答えを申し上げます。

人口対策につきましては、平群町のまちづくりを進める中で、喫緊の課題として認識しております。その中でも、住まいの場の確保、安心の子育て、確かな教育などの政策の展開を行っておるところでございます。このことは、平群町にいま一番欠けている、若い世代の定住化を大きな目標に掲げたものとして位置づけを行っております。

御提案のありました学校施設の転用につきましては、文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準により、既存施設の効率的な活用と地域の活性化を図ることを目的に、弾力化されていることは認識しております。

平群町の若者世代の定住化推進策としては、従来の平群町のまちづくりの基本である、緑豊かな田園住宅都市として、戸建て住宅によるまち並み形成を推進しており、現在、空き家も含めた良質な住宅ストックを活用することにより、平群町に転入される若い世代の持ち家者に対する助成制度を検討しております。

また、例えば平群駅と居住地との距離を勘案した場合がございますが、西小学校よりも平群駅に近い立地の住宅地において、空き家も含めた可住地が多くあり、そこへの定住誘導がまず必要と考えております。あわせて、現在の西小学校校舎を集合住宅に用途変更を行う場合については、都市計画区域内の市街化調整区域でありますので、都市計画法上の整理が必要になってくるかと考えております。また、建築可能となった場合でも、奈良県開発審査会への付議案件となりますので、非常にハードルが高いことが予想されます。

いずれにいたしましても、西小学校の跡地利用については、公共施設の空洞化を防ぎ、地域の活性化を図るための喫緊の課題として着手しなければならない課題でございます。県の開発審査会の承認など、さまざまな事務手続を行う上で、当該校区の住民の皆様のご合意形成が必須条件となります。今後、庁内で跡地利用の利活用を検討するとともに、地域住民の皆様のご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

今回の御提案につきましては、貴重な御意見として受けとめて賜っておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

最後、ちょっと非常に残念やな。地域住民の意見交換して、その地域住民の意見を聞いて考えていくって、誰がその起動手をとってはるか、わからへんな。あの施設は公共施設で、平群町の公共施設やから、地域住民の施設ちゃうから、そら、まあ考え方でっせ。平群町としては、こういうことをしたいねんと、利活用。という御提案を何件か持っていかれて、地域住民と話し合い、並びに一つの協議会か、高幣さん言うたのは。それ、することは、そらわかるねん。けれども、真っ白でいかはんのか、聞きまっせ、ここ大事なことやから。地域住民とこ真っ白で行政いかはんのか、一定の案を持っていかはんのか、どっちですの。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

基本的に西小学校の跡地利用につきましては、まだ正直申し上げて入り口の状態であろうというふうに考えております。それゆえ、地元の合意形成という部分では、一定こちらのほうから案を個々お示しするのではなく、やっぱり一定の地元の考え方みたいなものを、まず拝聴してから進めていくのが本意かなと。やはり住民の合意形成というのは、今後、この施設をどういう形で利活用していく上におきましても必須条件ということになっておりますので、ちょっと非常に手ぬるいと言いますか、まだそういう次元での協議なのかということ、大変お叱りを受けるお話なのかもわかりませんが、いまの実態としては申し上げたとおりでございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

いまの実態は白紙やと。行政は一定のこれというやつは持っていないということ認識させていただきました。先ほど高幣議員も言わはったように、私も人口をいろいろこの1年、調べましたけど、私は住民基本台帳に基づいて平群をちょっと見させていただいた。外国人も入れますよというのは、去年の9月からなってますんで、何とね、去年の9月末から、この8月末にね、平群町のこれは自然動態と社会動態あるんやけど、315人の方がね、減ってますねや。これ、僕、住民基本台帳やで。に基づいてですよ。要するに国勢調査ちゃいますよ、住民基本台帳。そこでね、平群の平均年齢をこれ見て、がくんでした。48歳とね、ことしの8月で49歳になってね、平群の住民の平均年齢。僕64やし、そらまあ何やけども、49歳ですよ、ことし。平群の住民の平均年齢。

それと、315人の方が減ってるということをしたらね、月平均ね、大体26人ぐらい減ってますねや。それとね、これまた世帯数が7, 780からね、世帯数が6世帯ふえてますねや、世帯数はでっせ。世帯数はふえてます。けども、人口は315人減ってますねや。大変ですわ、これ。

そこで、先ほど高幣議員のときに、町長が答弁しはったかな、まあ若者定住、安心の子育て、安心・安全なまちづくり、活力のある働く場所、企業誘致をいろいろしまししょう、豊かな自然環境を大事にしまししょうというふうに、町長言うてはる。町長は、緑豊かで心豊かな、子どもの歓声が聞こえるまち、これは町長の政策や。キャッチフレーズという政策ですわ。町長、ここで、緑は心豊かな子どもの歓声ですわ、そやから僕が今度、提案させていただいたのは、これ具体的に西小学校のあこを集合住宅にしたらどうやということや。一つね、よく考えてくださいや。よその市町村がやってるようでは遅い。というのは、僕が認識してます。よその市町村がやってるようでは、ちょっと政策的に遅れるんちゃうかなというのは、僕の個人的な考えです。けど、遠いところでやってるのは別ですよ。これね、この廃校ね、まあ、ある四国のとこです。で、長野県もみずから建ててやってはる村ありました。行ってきました。やっぱりすごいね、考え方がちゃうわ。違うで。やっぱりね、そのときは住民に理解できなかって、後で住民、理解するんやから。それが僕は政治やと思う。あ、あのときこうこうやったけど、こう批判的に思ったけど、何となあ、やっぱり行政は、町長は先見の明があった。町長、このね、廃校ね、奈良県下でっせ、利用してね、集合住宅、例えば2LDKの住宅改修しようやないかとか、四国でしてるんですよ。現実にしてるんで、僕、担当者と電話したんですよ。やっってはります。よその長野県は、自分でみずから建ててはります。それは別として、そういう発想をね、やることになってね、ほんなら、いま言うた、大浦君、平群駅と西校は距離があります。コミバスありますやん。若い夫婦がきょうび、モータリゼーション、車に乗らはりますやん、逆に。いままでは企業誘致、企業誘致って、町長いろいろ言うてはるけど、いつのことかわからへん。逆に平群が奈良県下の郡山とか、奈良のいろんな公有地あるわな、生駒もあるわ。そこの若者を平群に何しなさいよ、住民をそこへ住んでもらいなさいよ、若者を。なぜならば、いままでバブルのときは大阪から生駒の山越えて、ここへ住んでくれはったわけやんか。ほんで、子どもさんが大きいなりはって、向こうで住まはったから、お父さん、お母さんも向こうへ行かはって、空き家がたくさんでけてるわけや。けれども、今度、こっから見て奈良県内を皆、東見なはれよ、西も北も見なはれや。あのね、3万円の家賃でね、絶対に若者、来てくれはりますよ。それ、条件つけるんですよ。それはね、いま、空き家対策とかいろいろ

ろ言うたやろ。ここで一つ言うとかわ、もう一つな。こんなことあんねや。そこで住んでいただいた方は、御夫婦やって、お子さん生まれました。お子さん生まれたら、今度その例えば2LDK狭うなりました。子どもが、まあそれまでに保育所行ったり、いま今度、総合こども園って言うのやけど、そこへまず、小学校行ったりしてました。今度ね、子ども同士が友達できますねん。子ども同士のきずなができますねん。ある村では、分譲宅地してんねん。何で、そんだけ所得が増えました。家も狭い。ほんで、住むんやったら、ここへ住んでください。分譲宅地してね、一定の奨励してんねん。で、そこへ住まはんねん。というのはね、子どもがきずななんですよ。子どもの友達とか、お父さん、お母さんも友達になってはんねで。なっちはるさかいね、よそへ土地買うてな、行こう云々とか、考えはらへんねん。それとな、いま、空き家対策って言うたな。さあ、コンサルさんにはいろいろ任してはると思うけど、果たしてコンサルさん、平群の実態ね、いろんな政策、こんなしたら空き家対策ええわって、そらいろいろプロやから考えてくれはると思う。けど、僕が考えてるのは、これをするによって、空き家対策もフォローできるし、ね、人口は絶対減りますのやで。これはもう、ね、日本はもうわかってるやん。それをとめるのを、どのようにとめていく、とめるんじやなし、その落ちるのを角度を緩やかにしていこう、これしかないねん。けれども、いまのいろいろデータで見ると、平群町は将来、大変ですねや。ほんまに。そやから、みずからよその市町村がやってないことを1遍、案としてね、私は法律的なことはクリアできると思いますよ。いろんな熱意を持ってやりはったら、あとは財源的なもん、というのが一つ心配でんねん。

それとね、いまからね、まあ、いま、南保育園もそやねけど、これもうちの孫、行ってるねけども、要するにもう廃校なるってことわかったら、そのときからほんまにわしらも考えなあかんかってん、ほんま正直な話。な。いまから考えるわでは遅いねん、住民から見たらやで。何してんねんって言われまんがな。私はそう思うねで。まあそれは、そんでええやん。過去のことは置いといて。若者が来るようなね、振る舞いしたらね、そういうあこへ建てたらね、改修したら、町長、環境はええし、見晴らしもよろしいで。子ども同士の今度はコミュニティバスがあこを通って、西山間通って、それを利用して、ね。平群小学校へ行かはったり、そっから、はなさとか、そこへ行かはったりしはったら、より一層な、活気づくし、いまはその市場をな、若者を奈良県下で求めはったらよろしいねや。大阪の人をこっち来てくれって言うのちゃうやん、奈良県下の市場は広いでっせ。いろんな政策やってまっせ。けれども、家賃3万円でん、公営住宅法に全然ひっかからない政策やってるとこ、奈良県下である

か。いや、そういう住宅の運用してるところ、ある。私はあんまり聞かんけど。これですねや。それは四国で平成11年ぐらいかもうやってはんねや。で、もうそこは、したら中学校になって、廃校になって、それは都市計画法のないところやから、区域ないところやから、そらいろいろでけたと思うで。けれども、その木造を廃校して、今度、建てました。応募しました。すぐに満室になりました。まだ行きたいという人が、ようけあるっていうねや。せやけども、向こう、山やから、立地条件のええ場所が少ないが、模索してるところやちゅうことやねん。けども、平群ね、思いませぬ。運動場ありますやん、将来、運動場にまたそなんん建てようと思ったら建てられんねや。それとね、西小学校ね、体育館が避難所になってるね、たしか。きょう調べたら、避難所になってるんねや、体育館。なってるやろ。これね、廃墟となって、どういうふうに管理するんか、それは知りまへんで。防犯上も知りまへんで。来年の4月以降やな、まあ、それは体育館を使わはるかもわからへんで、いまのスポーツのやつにな。あとは教室は一切使わへんわな。こういう管理もいろいろあるわな。そこで、いま、いろんな問題、まあ難しい問題、ここで言わへんけど、いろいろな、大浦君、ありますわな。そやから、るる私があんまり述べてばかりいたらいかんけど、答弁もらわなあかんねけど、まあ、一つの案として、貴重なる御意見として伺いします。ということは、私に言うてくれたのうれしいこっちゃけど。私ね、ここ最後に言うたん、学び舎ですねや。私は、利活用という価値観ちゃうで。あの学び舎、こぼれたら、私はものすごいショックや。議長も学び舎や、山田君もそうやったかな。山口君もそうかな。学び舎や、西校は。思い出ようけあんねや。けれど、また若者にも誰もな、使うていただいたらな、結構やと思うねん。しかし、言うときまっせ。今度は南保育園も廃校になんねや。利便性を勘定しながら、いろんなまた公共事業もお考えということも聞いてんねけど、うわさやで、うわさ。西小学校は、跡地は、僕は、やっぱり人、住んでいただいて、にぎやかになってほしいなというふうに思いますんでね、そこら辺、一つの案ということで、貴重なる意見ということで、聞きとめてきますというような話やけど、この質問、次回にさせてもろうてええんかいな。それとも半年後にさせてもろてええんやろ。わし、引かへんで、この質問は。いや、それはあかんだったら、そらしゃあないでっせ。地域の方がね、ああ、それはしゃあないでっせ。けれども、そこら辺のこともあるさかいに、あ、議会でそれ言うてたら、次はええわ。もう一応、馬本さんの話はこんで終わったっていうんじゃないねんって。僕、そんだけあの西小学校に愛着持ってんねや。やっぱり若者に入ってほしいねん。何ぼでも来はるで。絶対つくったら来はりまっせ。俺、自信あるわ、はっきり言うて。3万円の家賃やったら。車2台の駐車場無料や。



来はるって。絶対来はる。空気ええし。そこら辺、これ、いつごろもう1回、質問させてもろうたらよろしいでっしゃろ、再質問。というのは、それはそれでええねんで。いや、次のいつの機会ってというのは、地域の方と、ほな言うで、いつごろから話し合いしてくれんの、地域の方と。それ言うて。ほんなら、そこから詰めていこうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再答弁させていただきます。

先ほど、ちょっと地域の方との意見交換といいますか、公聴会的なものを開催をするというふうに申し上げました。予定といたしましては、11月の月上旬に予定をしておるところでございます。そこから、るる地元の意見、地元の方々の御意見を賜りながら、今後の利活用方針というのはやっぱり進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

まあ、それはそれで結構ですよ。しかしね、これだけ言うときまっせ。行政が一つも案なしで行ってくれるような、格好悪いことはやめててや。行政が、その地域の方と話し合いするのは、平群町の行政としては真っ白ですねと。皆さん、いろんなこと言うてくださいと。きょうは意見の集約で来ましてん。これはやめてくださいね。僕はそう思いますよ。個人的な議会議員としてもそう思いまっせ。まあ1回ぐらいしか会議やっておられないってことも、ちょっと聞いてまんねけど、それはもうよろしいや、済んだことはな。そらもう人間皆いろいろあるんやから。けども、そこら辺はどうでっか。もうほんまに11月上旬に白紙で行きはりまんの。それね、どうも担当者は大浦理事のほうになるんかどうなんか知りませんで。理事、ね、大浦君。まあ、真っ白ではちょっと、一定の考えも持ってて、ほで、こういうやつも、いろんなやつありまんねけど、皆さんどうでっしゃろとかね。やっぱりたたき台を持っていってもらわんなやで、やっぱり。ほんなら今度、南保育園ね、白紙で行ってくれはんのか。ほんなら、言うとかで。南保育園、白紙ちゃいまっせ。あ、西小学校、いや、白紙ちゃいますって。コンサルがいろいろやってるってこと、情報入ってんねで、黙ってるけど、俺は。そんなとこでやるもんちゃうわ、俺に言わせたら。というふうに私は思うてます。ちゃんとええ場所あります、そういう場所は。もっと立地条件のええとこあると私は思います。そやから、それはそれでええと、

ほんまに白紙でいくの。それだけ、認識、ちょっと確認しとくわ。いやいや、議会で一定の意見と、まあ貴重な意見として受けとめますって言うてて、まあ、それはそれでええねで。ほで、行政が考えたやつ、ぽーんて言うて、私の意見は一つも言うてくれへんの構へんねやで。言うてくれって言うてんちゃいまんねやで。ほんまに白紙でいくんやったら、私の意見もなしで行くねんな。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回、説明に行かさせていただく部分のところでございますが、何か町のほうから、これをやりたいから、こういうふうなというふうな提案というのは、なかなかいまの状況ではしづらいかなというふうにはまず考えております。

ただ、非常に一般的な議論になるかなと思いますが、学校が再編されて、秋に廃校といいますか、利用されないようになったという事例というのは全国的にございますので、こういった使われ方は全国的にされていますよというふうな、まずやっぱり住民の方にも、一定こういうふうな学校が再編になった後の跡地利用という部分での使い方についての情報提供ということは、まず努めていきたいなというふうに考えております。

それと、うちの、あの地域の中で、一定法規制等もございますので、そういった中で何ができるのかということも含めて、そういった部分でのまず住民の方に情報を持っていただく、知っていただくということにちょっと努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

もう私、しんどなりましたわ、それ聞いて。それが行政のリーダーかなあ。それが住民の全体のトップかなあ。私は、ちゃうと思うで。やっぱりそれは、リーダーつつのは、いろんなことを計算しながら、私、行政としては、こういうやつ、こういうやつ、こういうやつ一定考えてんねやと。な。それ以外にあったら言うて下さいとか言うのが本意やねか。それ言うで、自分。自分、言うてるのはな、都市計画法に網のかかかっていないとこで、いろんな俺もインターネットで全部調べたあるけど、全部わかってんねや。ここ、かかってんねやで、大和都市計画区域。そら、みんなわかってんねや。わかった、公共施設がつくれへんねや。公共施設つくるのは、もうつくることは確かやと思う。それはいろんな公共施設のつくり方、やつは持っておられるかわからへんがな。

けれども、僕は一つの提案として、いま言うてるように、町長が言うてはる、若者定住促進がやりたいんやと。けど、言うてくで。若者が来んなら、新園、な。小学校、これ、人口、一定の期間とめやんなら、活性化はないねで。いろんな政策、いま言うてるような、若者来たら、例えば固定資産税とか、いろんな空き家の対策、人間入ってこその空き家対策や。人間入らんで、何で空き家対策でけんね、その支援策でけんの。そやから、僕にしたら、行政がみずからそういうやつをつくって、で、来てもうて、それをすることによって、個人住民税とか、いろいろなことあるやんか。考えたらわかるやろ、それ以上言わへんけども。な。そうして、細長う平群町を愛していただいて、次世代の子も平群町に住んでいただくようなね、そういう長い将来スパンを考えたやり方を、まあ一応、提案としときますわ。自分がそれ、貴重なる意見ということやから、御提案させてもろうときます。

ほな、もう二つ目はそれで結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3項目めの、平群東・西小学校再編成に伴い学童保育所の新設を、に関する御質問についてお答えさせていただきます。

平成26年4月から開校します新たな小学校での学童保育利用者数は、現在の52人から90人程度になるというふうに予想されます。したがって、現在、東学童保育所が使用している3教室は、確実に必要というふうになります。大規模改修後の余裕教室は5室ですので、現在の教室を利用して解消できるというふうには考えております。しかし、今後において、アクションプランの進捗によっては、児童数、学級教室の増や、特別教室の増も考えられますので、そのときには学童保育に使う教室が不足するということも十分考えられます。また、施設の適正な維持管理、警備等の面から考えますと、校舎内よりも校舎外に設置するほうがよいという議員のお考えはもっともな御意見であるというふうに理解しております。このように中長期的な展望や、総合的な判断をした場合、いま、学童保育所用地を確保していくことについては、必要性の高いものというふうに考えてます。したがって、いただいた御意見も参考に土地区画整理事業の進捗状況にも合わせながら、当該用地の確保に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長

馬本君。

○12番

まあ今度、余裕教室、3教室あるから、それを今度使うて、実質上17教室が普通教室として、今度は改修で生まれ変わるんじゃないけども、実質15、普通教室があって、12がいま使うておられて、教室で使われて、三つが余裕教室で、あと二つが今度増えますよと。その増えるのについては、特別支援学級が五つありますよと。そのうち、いま使うてるのは二つか、そこらぐらいしか使うてませんので、二つ、そっちのと三つを特別支援学級に置いといて、二つを普通教室ということで、今度、改修してますよという認識で、まずよろしいんでっか。その点、どうでっか。それ、ええって、思ってもあとで聞く。僕、その質問、言うてないから、構へん構へん。それで、なると。しかしね、それはそれで結構なんですよ。今度、いま、やっぱり防犯上、また、平群町の学校の教育において、施設を運営する上においてね、管理運営規則について、施設にその学校義務教育以外に、それを使うということはあんまり好ましくないということも御理解していただいて、喜んでますねや。それと、学童保育を別に、教育と保育を別に分離するというに一定の理解もしていただいて、ほんで今度は区画整理事業等いろいろ、換地指定されてしもうたら大変やから、もうされてない前に一応、話しさせていただくということでやっていただくってことはもう前向きな、これこそ答弁でな。本当にまあ、私、感謝してます。これによって、若者のお母さん、働くお母さんね、お父さん、いろんな方がより一層、御利用していただけると思いますわ。それを分離することによって、いま7時半の時間が将来、将来わかりませんよ、土地だけ先、確保していただいたらどうですかという話やから、将来、8時もしましょう、ね、8時半もしましょう。馬本は何言うてんねやて、違う。民間やってるとこあんなや。9時までやってるとこもあるし。よその町で、あの町はいいけど、民間でやってはるところあるんです。もうそれ、わかってんねん。そやから、分離することによって、7時半が8時、8時半が9時とかね、いろいろそういうふうには地域の住民の若者の共稼ぎ家庭の保護者に対する生活の場をちゃんと平群町は対応するということは、ほんまにええことやなど。まあ、西本理事、ひとつまあよろしく、教育長も区画整理組合の方とまた担当課といろいろ話していただいて、また対応をお願いしたいと。

それと1点だけ言うときますので。学童保育の厚生省のガイドラインは、1人頭1.62かな、1.65か。いう以上というように、おおむねでっせ。1人の面積な。そういうことをまあよく、そっちはプロやからよく御存じだと思いますけども、そこら辺も頭に認識いただきまして、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。はい、結構です。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

4点目の住民との協働のまちづくりを進めていくという観点から、防災行政無線の時報であります8時、12時、5時のチャイムやメロディーを住民に演奏してもらう等、検討してはどうかという御提案でございます。

防災行政無線の運用につきましては、議員お述べのとおり、平成5年4月より運用しており、災害時の非常放送や行政情報の連絡、また、毎日の時報等を放送しております。議員提案の住民が参画し、住民との協働のまちづくりを進めていくという観点から、地域住民の持っておられるパワーや技術を發揮していただき、まちづくりにつなげていくという試みは非常に大切で、重要なことであると考えます。現在のチャイムやメロディーを変更することは、防災行政無線の保守管理業者から、可能であると聞いています。ただ、ノイズの少ない外部音が遮断される録音状態が可能な専門業者での録音が望ましく、また、放送時に音割れしないか確認する必要があるということでございます。まずはこのようなことを踏まえ、試行的な実施について調査を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

この間も、この防災無線で新聞に載ってましたけど、J-A-L-E-R-Tが鳴らへんかったという、どことは言うてませんで。そういうふうなことに対応するためには、日々の平常時に機械が正常に作動してるかということで、時刻放送とか、いろいろな行政にとっての緊急情報を、それで光化学スモッグ情報とか、行政情報、住民生活の情報を流しておられるわけや。それはそれで結構やね。そこで、いま、実はそういうふうに試行的に、ここでいま言うたように試行的にやっていただくように検討してくれんのか。いやいや、試行、ちょっともう1回、そこら辺の答弁してもらわれへんかな。試行的やから、公募して、よう聞いてな。公募して、各いろんな楽器のね、平群の文化協会とか、いろんな個人でもやってはる、趣味でやってはる人いてはるわな。そういうところへ公募してやな、ほんで応募されるようなシステムを、じゃなしに、試行的やからね。一定決めて、何か月間の期間でも置いて、ちょっと1遍やってみようかなと。それを、僕言うてんのは、平群町歌を朝メロディー、まあ例を言うただけですよ。例を言うた。「野ばら」とか「夕焼け小焼け」のメロディーを、その平群町のね、そういうやってはる方に演奏してもらうたらどうやっていう提案でっせ。

まあ、そこら辺も間違いないようにしてくださいね。そやから、試行的にそういう形で、団体、どこかわからへんけども、試行的にやさかい、公募もせずして、で、何カ月か期間を区切って、1遍やってくれるように思うておられんのか。そこら辺がちょっとわからへんねけど。そうしやんなら、誤解が招いたらいかんと思いますわ。な。公募もしてやへんのに、あの団体鳴らしてるやないか。おかしいやないかとなってもあかんから、そこら辺どうですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

再質問にお答えをします。

いまですね、議員がおっしゃられたとおり、試行的な実施についてどのようにしていくか、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

ちょっと僕の考え、間違うてんねやな。試行的にやるという認識でよろしいですか、まず。そのやり方について検討しますと。よう思うて俺、試行的ってことはもうやるってことやな。試行的やからな。それに、やり方については検討しますよと。試行的にやることはやりますよという認識でとってよろしいですかと、こう聞いてんねや。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

議員のおっしゃるとおりですね、試行的にやるって、で、やり方については、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

わかりました。まあ住民の協働のね、まちづくりにまたね、住民のパワーとかいろんなもんを發揮できる、その場所をね、またつくっていただきますように、試行的にやっていただくということで感謝申し上げます。

議長、私の一般質問をこれで終わります。長々とえらい申しわけありません。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

発言番号7番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

○2番

時間も時間ですから、手短にやります。今回、私は2点質問します。前向きな答弁を期待します。

一つ目、町長選挙と議会議員選挙の同日実施についてであります。

この件については、かなり以前に質問いたしました。その際、担当部門からの答弁は、技術的には可能であります。予算審議議会である3月議会に職務代行者を置かねばならない。経費面から大して節約にならない等の理由を挙げ、消極的と受けとめられる答弁であったと記憶しております。にもかかわらず、今回、私が再び本件を取り上げたのは、さきの参議院選挙の投票率です。ことし7月に行われた参議院選挙では、本町の投票率は62.03%でした。これは、奈良県全体の55.54、全国の52.61に比較すると、かなり高い投票率であることは、間違いありません。奈良県民、あるいは全国の有権者と比較して、本町有権者の意識が高いことを示してるわけで、誇りでもあります。ただし、しかし手放しで喜んでいい数字でないことも、しっかり認識しなければならないと思うんです。平成24年12月に行われた衆議院選挙の平群町の投票率は、69.63でした。7.6ポイントの低下です。衆議院と参議院の違いは、さまざまな意見があり、極端な考えとして参議院不要論まであるぐらいですから、単純な比較は危険ではありますが、同じ国政選挙として捉えるなら、大幅な投票率の低下が大変気になります。町長選挙、議会議員選挙でも同様の傾向が見られます。平成19年1月の町長選挙は63.46、23年1月には63.08と、わずかではありますが、下がっています。19年4月の議会議員選挙は67.12、23年4月では64.07と、3ポイント近く低くなっています。

投票率は、立候補者の人数やその顔ぶれによって、あるいは選挙の時点でのテーマや、住民生活への影響度の違い、対立している主張への賛否等々によって、有権者の関心の度合いが違ってくるものでしょうから、単に数字の比較だけでは結論めいたことを言うのはいかがかとも思っています。しかし、それでも、この投票率では有権者の関心の低さを憂慮して間違いないと私は思います。端的に申し上げるのなら、有権者の3人に1人は棄権されておられることになります。有権者の皆さんに投票に足を運んでいただくには、何より候補者の資質が問題であることは言を待たないところであります。そのことから、数字の低さはそのほとんどが候補者の責任と言って差し支えないと、自戒を込めて、

これも私はそう考えます。その前提に立って、なお投票率をアップさせる工夫が必要とも考えられます。有権者が投票所に足を運びやすい仕組みを考えることも行政の大切な施策ではなかろうかと思うのです。

最近では、期日前投票制度が簡素化され、比較的容易に利用可能になったのも、その意味で有効な施策であったと言えましょう。このような工夫が肝要であります。これに加えて、平群町に存在する煩わしさの軽減が今回の私の提言です。

ご承知のとおり、本町では、1月に町長選挙、4月第2週に統一地方選挙前半、4月第4週に後半が実施されます。ここで町議会議員選挙であります。つまり、3カ月の間に3回、投票所に足を運んでいただくことになっています。町長選挙と議会議員選挙を同時に、しかも統一選挙の前半に一緒に行えれば、有権者は1回で、もし統一地方選挙に合わせられなくても、2回の選挙で済みます。有権者にとって結構魅力あるのではないかと思います。投票率のアップにも資するのではないかと考えます。これは、まだ1年半以上の先のことですが、選挙管理委員会での検討協議や、もし実施するとした場合の手续や準備を考慮して、この段階で提案する次第であります。何とぞ前向きに御検討ください。

二つ目は、平群駅西周辺整備事業に関連して、平群駅前広場についてお尋ねします。

去る8月29日に行われた総務建設委員会での平成24年度政策基本体系審議の際の質問に、駅前広場については、この先2年間は現状のままとお聞きしたように思います。まずは、この点を確認させてください。そのとおりでしょうか。その上で、何点か要望を申し上げます。実現可能かどうか、お考えをお聞かせください。

現状を見ますと、車の動線はバリケードなどで区分され、おそらくバスの乗り入れを踏まえての対応かと推測しますが、一方で歩行者への配慮が全く見られません。平群駅前線で左折して、西側へ右折して、踏切を越えられる方と、道の両側に分かれての歩行者への対応は簡単ではないと承知していますが、現状では安全は保障できないと思います。以前は、車は北への一方通行でしたが、最近は南北両方向から車が走るようになり、危険度が増しているのではないのでしょうか。仮の表示でも、歩行者への安全対策をぜひ検討してみてください。

次に、バス停です。ベンチが置いてありますが、雨の日やこれからの寒さ対策として、建設工事現場で見られるプレハブの設置は考えられませんか。検討してみてください。

最後に、照明です。現状は、やや離れた場所にあるコインベンダーの明かり



が周囲の照明不足をやや補っていますが、全体に暗いことは確かです。特に、駅前線道路との曲がり角は特に暗く感じます。再確認していただいて、何らかの対応をぜひお願いします。

以上であります。

○議長

戎井君の1項目めは、選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の今村総務防災課長より答弁があるということで、御理解よろしくお願いいたします。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、まず1点目の、町長選挙と町議会選挙を統一地方選挙の日に合わせて同時に実施する可能性についての御質問にお答えいたします。

まず、各選挙におけます任期満了時期につきましては、町長につきましては平成27年1月30日任期満了、町議会議員につきましては平成27年4月30日、統一地方選挙では奈良県知事が平成27年5月2日、奈良県議会議員が平成27年4月29日となっています。議員御質問の町長選挙と町議会選挙を統一地方選挙の日程に合わせて同日に実施する件についてであります。平成23年の統一地方選挙の場合、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律によりまして、平成23年3月1日から平成23年5月31日までの間に任期が満了となる都道府県の議会議員または長の選挙にあつては平成23年4月10日、町村の議会の議員及び長にあつては平成23年4月24日とする法律が制定され、平群町におきましても、平成23年4月10日に知事選挙及び県議会議員の選挙、平成23年4月24日に町議会議員の選挙が実施されました。

平成27年の統一地方選挙につきましても、平成23年と同様に、いわゆる臨時特例に関する法律が出るとお思います。それによりましてですね、日程が前回と同様に定められた場合に、県知事及び県議会議員の選挙日は、次回の選挙日程の予定では平成27年の4月12日の予定、それからもう一つが4月26日の予定に実施されることとなります。よって、議員御質問の町長選挙と町議会議員選挙を統一地方選挙と同時に全てを行うことはできません。

なお、公職選挙法の第33条の規定によりまして、地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙または長の任期満了による選挙は、任期が終わる日の前、30日以内に行うとなっております。その一方で、公職選挙法第34条の2によりまして、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例によりまして、この33条の規定にかかわらず、任期満了がですね、90日以内の場合につきましては、同時に選挙が行うことができるという

規定になっておりますため、1月30日から4月30日までの期間が90日以内であることから、この特例を適用いたしまして、町長選挙と町議会議員選挙を同時に行うことは、公職選挙法上、可能であります。この規定によりまして、町長選挙及び町議会議員の選挙を行うことができる期間といたしますのは、前の任期満了の30日前から、前の任期満了日の50日後まで間と。それから、後の任期満了の50日前から、後の任期満了までの間となっております。この重複期間で同時に行うことができ、平群町において、その次回の次期選挙期日には、平成27年の3月11日から21日までとなるため、その日程に合わせて町長選挙と町議会議員選挙のみを同時に行うことは可能であります。

また、27年3月11日から21日までの町長選挙と町議会議員選挙を同時に行った場合ですが、これは地方公共団体の議員及び長の選挙の特例ですね、臨時特例に関する法律によりまして、3月11日から21日が町長及び町議会議員において統一地方選挙の日程を行えると条文になった場合、さらに次回の選挙、平成31年ですね、さらにその4年後の平成31年では、議員御指摘のように統一地方選挙の際、4月下旬に町長選挙と町議会選挙を行うことは可能でございます。

ただ、ちょっとこの問題点等も前回の答弁もございましたように、問題点についても議員御指摘のとおり、有権者の方が投票所に来ていただくのが一度で済み、これによりまして投票率の向上、及び有権者の利便性の向上が見込まれると思われ、また、選挙管理費用の節減に資する観点によりまして、費用対効果が見込まれると思えます。

その一方でございますが、同時選挙になれば、選挙時期が3月中旬となるため、3月議会の開催に影響があり、また、町長の不在期間が約1カ月半あるということから、災害時等々の緊急事態による対応など、町政運営に多大なる影響が予想される点と、年度末に伴う多忙な各課の事務処理の関係もあることから、町政全般を見ながら慎重に検討する必要があると考えております。

また、仮に平成27年3月中旬に町長選挙及び町議会議員選挙を行った場合、町議会議員につきましては、現職の議員の任期が平成27年4月30日までとなっておりますため、選挙期日からの任期は約1カ月半、期間があるということになります。そういった、いろいろな観点からも町政全般を見ながら選挙管理委員会において慎重に検討し、判断する必要があると思われれます。

以上でございます。

- 議長  
戎井君。
- 2番

私、これ前、質問したのは、23年3月議会なんです。で、今回質問するに当たって、23年3月議会の議事録をもう1回、読み直してきました。いま御答弁いただいたことは、そのときに御答弁いただいた内容とほとんど一緒です。ただ、ちょっと違うところは、もしも再来年の選挙で、何らかの方法で同時選挙をやったときに、その次の平成31年には一緒に統一地方選挙ができるという、この点が前回の答弁と違うところです。ここが、ものすごく魅力です。と、私の意見を申し上げておきます。

それで、二つ再質問します。

一つはですね、前もそのようなことをおっしゃったんですが、年度末で職員がものすごく忙しい時期やと。あるいは、3月議会がですね、予算審議してる最中の3月議会がどないすんのかというのはなかなか問題やとか、職務代行者を置くことがどうやとかという点で、かなりまあまあ、そやから難しいでっせというような答弁のように聞こえるんですけど、私が言ってるのは、その前回も同じような答弁で、極めて消極的な返事やなあ言うて、僕、再質問で言ったと思うんですが、やっぱりちょっとでも有権者の利便性を考えて、1回でも足を運んでもらう回数を少なくして、投票率を上げていきたいという思いについてはですね、皆さんが負担に考えられるマイナスの部分についてとのてんびんにかけた場合に、やっぱりそれでも職員の負担、あるいは3月議会、あるいは代行者を置くことのデメリットのほうが大きいんでっせというふうにお考えになるのかどうか、その点をもう1回、聞かせてほしい。

もう一つは、最後のほうにおっしゃったけども、これをやることによって、平成27年4月30日に町議会議員の任期になるため、選挙期日から任期が約1カ月半、期間があることになりましておっしゃいましたけど、これ、何か支障はあるんですか。わざわざこれをおっしゃったということは、何かこれ、支障はあるんですか。この2点。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、先ほども述べましたとおり、住民の方の利便性の向上、それから選挙経費の当然、国のほうもこのごろ選挙の執行経費につきましては、節減ということにつきましても、かなり言われております。経費の節減ということも考えた上では、町長選挙と町議会議員選挙を一緒にすることにつきましては、そういった効果があると。

ただ、前回の衆議院議員選挙につきまして、解散総選挙ということで、たま

たま北小学校が体育館の改修時期であったということで、投票所が使えないという状況が発生しました。けども、住民の方に投票に不便をかけてはいけないということで、その中の教室を利用いたしまして、若干人員も増員すると。ガードマンも入れて、そういった対応をしたということからですね、やはり住民の方の投票率、利便性の向上については、選挙管理委員会としては考えていかなければならないというふうには思っております。

ただ、今回、夏の参議院議員の選挙の際にもあったんですけども、幸いにして平群町ではそういったことはなかったんですけども、ほかの市町村では、選挙区と比例区の投票の用紙が間違いがあったとか、そういったことも聞きます。そういったことから、二つの選挙を同時にやるということにつきまして、いわゆるリスクと言いますか、そういったこともちょっと選挙管理委員会としては検討していかなければならないということも考えております。

ただ、町の行政のほうの内部のことにつきましては、選挙管理委員会としましても、一定その辺の内容につきましても考慮はいたしますけれども、最終的には選挙管理委員会で選挙期日につきましては決定してまいりたいというふうを考えております。

それから、もう1点の選挙期日、27年の3月に選挙を行った場合に、町議会議員の選挙の任期が4月30日、これは選挙をやったからといって任期が切れるという意味ではなくて、任期がまだ4月30日までありますよということで申し上げまして、ただ単に選挙が終わったから、そこで任期が終わるということではないということで、申し添えたものでございます。

以上です。

○議 長

戎井君。

○2 番

どうも積極的にやろうという意欲が見えないんですが、まあいろいろとネックがあるんでしょうから、選挙管理委員会の皆さんと、私が1点言ってるのは、投票率を上げるためにどうしたらええか、何かやれることがあるんやったらやろうやないかというような観点で、選挙管理委員会の皆さんとよく検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、選挙が終わったから、即、議員の何て言うか、資格というか、それがなくなるということは私も考えてませんけど、1カ月半あったらどないやねんと聞いてるわけで、別にどうってことないわけですから、そのことは言う必要ないんじゃないかなというふうに思いますが、まあこれはやめときます。

ぜひ、投票率アップのためにこういう提案をしてるんやという点を選挙管理

委員会の委員の皆さんによく理解をしていただき、あなた方が一番先に理解してくれないかねけど、選挙管理委員会のほうに理解していただいて、ぜひ前向きに検討していただきたい。1年半あるんですから、ゆーっくり検討してください。以上です。

私の質問は以上で終わります。

○議 長

いえいえ、2番目残ってます。

○2 番

ごめんなさい。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、議員からいただきました御質問にお答えをさせていただきます。

まず、駅前広場につきましては、先般、政策体系審議の中でも御説明をさせていただきました。平成27年度完成を目指して取り組みを進めております。それまでの約2年間というのは、暫定的に現状の状態が続きます。

まず、議員御指摘の歩行者の安全確保です。駅前広場は、バス路線と一般車両、通勤通学、そして国道バイパスとの通過交通が多く、警察協議を行いまして、暫定的といえども、NCバスの巡回ルート標示、あるいはバリケードによるバスと一般車両の動線の誘導、徐行看板の設置等、現時点ででき得る限りの交通安全対策を行っておりますが、議員御指摘のとおり安全対策には非常に苦慮しているのが現状でございます。

議員お述べの1点目、歩行者の安全対策につきましては、道路の白線表示も当然のことながら、検討を行いました。現時点では、道路部分が非常に狭隘なために表示が混在し、一般車両と歩行者に混乱を招くおそれもあり、不可能という判断をいたしております。

今後の歩行者の安全確保につきましては、まずは駅前広場にバスの回転場がございます。それと、新しくできましたJAの店舗付近の間、約6メートルの歩道空間が駅前線までつながっております。ここをまず歩行者専用の歩道ということで看板表示を行いまして、誘導を行っていくよう取り組みを進めてまいります。また、現在の道路北側から東側からの利用者の皆さんは、当然現在の道路を御利用になることが非常に多いということでございます。そういうことから、現在の道路の東側、駐車場に現在なっておりますけれども、来年春には空閑地になりますので、道路の東側にも新設の歩道をつくりまして、駅前広場の東・西歩車道の分離をしながら、歩行者の安全確保と同時に、バス及び一

般車両の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目のバス停のことにつきましてお答えをさせていただきます。

バス停となりますと、総務防災課の担当となります。また、財源となりますと政策推進課の関係がございます。関係課で若干の協議を行いました。コミバスは社会資本整備総合交付金でございます。私どもの区画整理事業も、同じく社会資本整備総合交付金でございます。そういうことから、パッケージ内の流用によりまして、予算の確保が行えるという判断を行いました。同時に、設置に向けて取り組んでまいります。ただ、プレハブかシェルターかにつきましては、あくまでも暫定ということから、簡易な施設ということで御理解をいただきますようお願いいたします。

3点目の駅前広場の照明でございます。これにつきましては、多くの方から御意見をいただいております。照明器具につきましては、設置をさせていただきます。時期的なものにつきましては、11月からNCバスのダイヤ改正が行われます。それに伴い、乗務員の休憩所が駅前広場のところに民地を借りまして、建設されることが確定をいたしました。そこに電気の引き込みポールを設置するということから、奈良交通、NCバスさんと協議をいたしまして、6.5メートルのポールを設置するという確認がとれましたので、そこを利用させていただきます。私どもが照明器具を設置をしていくということで、取り組んでまいります。

以上3点、答弁とさせていただきます。

○議長

長  
戎井君。

○2番

先ほどは失礼しました。大変前向きな回答でありがとうございます。

いや、一般質問でこんなに明快に、具体的に時期まで明示して回答、答弁していただいたのは、多分僕は初めてや。ほかの人は知りませんが、僕は初めての経験やと思います。大変ありがとうございます。ぜひ、できるだけ早く実現していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長

長  
それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。

あと4名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす、改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。  
本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 5 時 3 7 分)